

市民・文化観光・消防委員会
平成 29 年 3 月 15 日
市 民 局

横浜市市民協働条例の施行状況の検討報告書

平成 29 年 3 月

横浜市市民局

目次

はじめに	1
1 検討の取組（市民等の意見を聴く取組）	
概要	2
(1) 条例に関する検討ワーキングの設置・開催	3
(2) 市民等へのアンケート調査の実施	4
(3) 意見交換会「みんなの協働フォーラム」の開催	5
(4) 区局協働事業所管課へのアンケート調査の実施	8
(5) 横浜市市民協働推進委員会での検討	8
2 条例に基づく市民協働の取組状況	
概要	9
(1) 本市と市民等の市民協働の取組状況	11
(2) 協働を推進するための取組	17
(3) 横浜市市民協働推進委員会	22
3 3年間の成果と課題	
(1) 協働契約について	23
(2) 市民協働事業の提案について	25
(3) 市の責務と中間支援組織について	28
4 横浜らしい協働のあり方（横浜市市民協働推進委員会意見）	32
5 3年間の施行状況の検討結果	36
6 横浜市市民協働条例	39

はじめに

「横浜市市民協働条例（以下「条例」という。）」は、市民協働に関する基本的事項を定めることにより、市民等が自ら広く公共的又は公益的な活動に参画することを促進し、自主的・自律的な市民社会の形成に資することを目的に、平成25年4月1日に施行されました。

条例の附則には、「この条例の施行の日から起算して3年ごとに、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うものとする。」とあるため、この規定に基づき、施行から3年が経過した平成28年度において条例の施行状況の検討を行いました。

検討は、「市民協働の推進」という観点から、条例施行後3年間において、条例に基づく施策が着実に進められているか、制度等が適切に運用されているかなどについて、市民の皆様のお意見を聴きながら検証を行いました。その後、横浜市市民協働推進委員会の御意見を踏まえ、検討した内容を「条例の施行状況の検討報告書」としてまとめました。

検討にあたっては、市民の皆様から多くの貴重な御意見をいただき、心から感謝申し上げます。

今後は、この報告書に基づき、横浜市における市民協働の取組をより一層推進します。

1 検討の取組（市民等の意見を聴く取組）

条例の施行状況の検討に際し、次の取組を行いました。

概要

(1) 【平成 28 年 5 月～】条例に関する検討ワーキングの設置・開催

自治会町内会、NPO 法人、企業、学識経験者などで構成されるワーキングを設置し、アンケートの内容や意見交換会の企画等、市民等から意見を聴取するために必要な事項の検討を行いました。（全 9 回）

(2) 【平成 28 年 8～10 月】市民等へのアンケート調査の実施

条例に基づく制度の運用状況や、協働を進めるための環境づくり等について、市民等の意見を聴くためアンケート調査を実施しました。

（アンケート 1）

自治会町内会、NPO 法人、企業、市民（個人）を対象に、協働に対する考えや、今後協働を進めるための環境づくり等についてお聴きしました。

（アンケート 2）

横浜市と協働契約等を締結し協働事業を実施した団体を対象に、条例に基づく制度の運用状況等についてお聴きしました。

(3) 【平成 28 年 10 月 10 日】意見交換会「みんなの協働フォーラム」の開催

条例や市民協働について意見交換を行うフォーラムを市民と協働で開催しました。

（日時）平成 28 年 10 月 10 日（月・祝）（会場）横浜情報文化センター 6 階

（主催）みんなの協働フォーラム実行委員会、横浜市市民活動支援センター、横浜市

（参加者）181 名（自治会町内会、NPO 法人、企業、大学、市職員等）

(4) 【平成 28 年 12 月～29 年 1 月】区局協働事業所管課へのアンケート調査の実施

協働事業の所管課を対象にアンケート調査を実施しました。

(5) 【平成 28 年度】横浜市市民協働推進委員会での検討

検討の取組や条例の施行状況の検討報告書について、横浜市市民協働推進委員会において検討しました。

(1) 条例に関する検討ワーキングの設置・開催

条例の施行状況の検討に際し、市民等から広く意見を聴取し、調査及び検討を行うため、自治会町内会、NPO 法人、企業、学識経験者等から構成されるワーキングを設置し、条例や市民協働について、市民等の意見を聴取するために必要な事項（視点、課題、アンケートの内容、意見交換会の企画等）の検討を行いました。

また、同ワーキングメンバーが、「みんなの協働フォーラム実行委員会」として、意見交換会を企画開催しました。

ア 開催内容

	開催日	主な内容
1	28年5月2日	条例の施行状況の検討に際し必要な視点や現状の課題等
2	6月3日	市民等へのアンケートの内容、意見交換会の企画について
3	6月14日	
4	7月1日	
5	7月26日	
6	9月27日	意見交換会の当日運営について
7	11月7日	市民等へのアンケート、意見交換会を踏まえた課題の整理、検討
8	12月5日	
9	29年2月7日	条例の施行状況の検討を踏まえた今後の取組の検討

イ メンバー（条例に関する検討ワーキング及びみんなの協働フォーラム実行委員会）

※ 敬称略（五十音順）

氏名	所属等
伊藤 真知子	特定非営利活動法人いこいの家夢みん理事長
内海 宏	特定非営利活動法人横浜プランナーズネットワーク
永岡 鉄平	特定非営利活動法人フェアスタートサポート代表理事
中嶋 伴子	特定非営利活動法人くみんネットワークとつか職員
中島 智人	産業能率大学経営学部准教授
原 美紀	特定非営利活動法人びーのびーの理事／新しい協働を考える会
治田 友香	関内イノベーションイニシアティブ株式会社代表取締役
松岡 美子	特定非営利活動法人グリーンママ理事長／新しい協働を考える会
松村 正治	特定非営利活動法人よこはま里山研究所 NORA 理事長
三輪 律江	横浜市立大学大学院国際総合科学群准教授
山根 誠	松見2丁目西部町内会会長

【事務局】

横浜市市民活動支援センター（認定特定非営利活動法人市民セクターよこはま）
運営責任者 吉原 明香、薄井 智洋
横浜市市民局市民協働推進部市民活動支援課

(2) 市民等へのアンケート調査の実施

条例に基づく制度の運用状況や、協働を進めるための環境づくり等について意見を聴くために、2種類のアンケート調査を実施しました。

ア アンケート1

調査対象	① 自治会町内会（2,877 団体） ② NPO 法人（1,447 団体） ③ 企業（横浜型地域貢献企業 373 社など） ④ 市民（個人）
主な調査項目	① 協働に対する考え ② 協働の取組の事例 ③ 今後協働を進めるための環境づくりなどについて
調査方法	【配布方法】 アンケート用紙は、意見交換会のチラシと一体で作成し、郵送等により対象者に送付、区民利用施設等に配架、市ホームページに掲載 【回収方法】 FAX、郵送、WEB で受付
調査期間	平成 28 年 8 月～10 月
回答状況	358（自治会町内会：197、NPO 法人：63、企業：82、市民（個人）：16）

※ 詳しいアンケート結果は、別冊資料「資料 1 市民等へのアンケート調査結果について」に掲載しています。

イ アンケート2

調査対象	横浜市と協働契約や協働に関する協定等を締結して、協働事業を実施した団体（135 団体）
主な調査項目	① 協働契約の運用状況 ② 事業評価の運用状況 ③ 協働契約の制度や評価の仕組みをより良くするために必要なことなどについて
調査方法	【配布方法】 郵送により対象者に送付、市ホームページに掲載 【回収方法】 郵送、WEB で受付
調査期間	平成 28 年 8 月～9 月
回答状況	58（回答率 42.9%）

※ 詳しいアンケート結果は、別冊資料「資料 1 市民等へのアンケート調査結果について」に掲載しています。

(3) 意見交換会「みんなの協働フォーラム」の開催

市民と協働で条例や市民協働について意見交換を行うフォーラムを開催しました。

(日時) 平成 28 年 10 月 10 日 (月・祝) (会場) 横浜情報文化センター 6 階
 (主催) みんなの協働フォーラム実行委員会、横浜市市民活動支援センター、横浜市
 (参加者) 181 名 (自治会町内会、NPO 法人、企業、大学、市職員等)

全体会 1 協働に進化の兆しあり
<p>横浜市には、地域の特性に応じて、市民の知恵により多様な協働が行われ、「協働の風土」が培われてきました。それらが生まれた背景や最新事例を共有し、協働の進化の兆しを捉えました。</p> <p>(コーディネーター)</p> <p>内海宏さん (NPO法人横浜プランナーズネットワーク)</p> <p>中島智人さん (産業能率大学経営学部准教授)</p>
分科会 1 市民からの提案、その先の未来
<p>条例第 10 条による「市民協働事業の提案制度」を有効活用し、市民や NPO・企業・地縁団体・行政など多様な主体が参加・連携し地域のプロジェクトを実現するための“プロセス”や“必要な支援”について考えました。</p> <p>(企画・進行)</p> <p>治田友香さん (関内イノベーションイニシアティブ株式会社代表取締役)</p> <p>三輪律江さん (横浜市立大学大学院国際総合科学群准教授)</p> <p>伊藤真知子さん (NPO法人いこいの家夢みん理事長)</p> <p>永岡鉄平さん (NPO法人フェアスタートサポート代表理事)</p> <p>(事例紹介)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・条例の市民提案事業第 1 号「保土ヶ谷の人・まち・文化を生かした旧東海道にぎわいづくり事業」 近藤博昭さん、兼弘彰さん (ほどがや 人・まち・文化振興会) 田並静さん (元保土ヶ谷区区政推進課) ・公民連携による課題解決型公募モデル事業 石塚淳さん (三菱地所レジデンス株式会社横浜事業部) ・ヨコハマ市民まち普請事業の挑戦者たち 前田未来さん、小笠原弘さん (街の家族) 谷田広紀さん、森直之さん (都市整備局地域まちづくり課)
分科会 2 地域の中の「私」「共」「公共」
<p>横浜では、この数十年、市民の力で「住んでいて良かった」と思える地域づくりを進めてきました。市民が連帯してまちをつくってきた中で培われた自治のスピリット。事例や参加型ワークを通じて、協働による地域づくりなどについて考えました。</p> <p>(企画・進行)</p> <p>松村正治さん (NPO 法人よこはま里山研究所 NORA 理事長)</p>

山根誠さん（松見2丁目西部町内会会長）
 中嶋伴子さん（NPO法人くみんネットワークとつか）
 吉原明香さん、薄井智洋さん（認定NPO法人市民センターよこはま）

（事例紹介）

- ・一人の中学生と私のおせっかいから始まるこの5年のお話し
 栗林知絵子さん（NPO法人豊島子どもWAKUWAKUネットワーク理事長）
- ・自分探しと地域デビュー「とつか宿場まつり」開催までの道のりとこれから
 根岸正夫さん（戸塚見知楽会代表／とつか宿場まつり実行委員会委員長）

分科会3 やっぱり肝！？条例&契約再考

条例第12条による「協働契約」について、契約を締結している事例（契約の甲乙の立場から）から、契約や評価の際に必要な視点、契約のあるべき姿や可能性などを考えました。

（企画・進行）

原美紀さん（NPO法人びーのびーの理事）
 松岡美子さん（NPO法人グリーンママ理事長）

（講義）

市民協働条例の可能性

森田明さん（法律事務所横濱アカデミア弁護士）

（事例紹介）

- ・とつか区民活動センター
 田辺由美子さん（とつか区民活動センターセンター長）
 安藤晋也さん（戸塚区地域振興課）
- ・18区の地域子育て支援拠点
 横田美和子さん（南区地域子育て支援拠点はぐはぐの樹施設長）
 豊倉麗子さん（こども青少年局子育て支援課）

全体会2 協働Nextステージへ

各分科会からの報告を踏まえ、今後の協働をさらなる進化に“つなげる”ために欠かせない「環境づくり」などについて考えました。

（コーディネーター）

松村正治さん（NPO法人よこはま里山研究所NORA理事長）

（登壇者・パネルディスカッション）

山根誠さん（松見2丁目西部町内会会長）
 石塚淳さん（三菱地所レジデンス株式会社横浜事業部）
 治田友香さん（関内イノベーションイニシアティブ株式会社代表取締役）
 原美紀さん（NPO法人びーのびーの理事）
 吉原明香さん（認定NPO法人市民セクターよこはま理事・事務局長）

※ 名前は、開催チラシと同様に敬称を記載しています。

また、詳しい開催内容は、別冊資料「資料2 意見交換会「みんなの協働フォーラム」開催内容について」に掲載しています。

(4) 区局協働事業所管課へのアンケート調査の実施

本市における協働事業の所管課を対象にアンケート調査を実施しました。

調査対象	市民等と協働契約や協働に関する協定等を締結して、協働事業を実施した所管課（41 課）
主な調査項目	① 協働契約の運用状況 ② 事業評価の運用状況 ③ 協働契約の制度や評価の仕組みをより良くするために必要なこと ④ 市民協働事業の提案制度が有効に活用されていくために必要なことなどについて
調査期間	平成 28 年 12 月～平成 29 年 1 月
回答状況	41（回答率 100%）

※ 詳しいアンケート結果は、別冊資料「資料 3 区局協働事業所管課へのアンケート調査結果について」に掲載しています。

(5) 横浜市市民協働推進委員会での検討

検討の取組や条例の施行状況の検討報告書について、横浜市市民協働推進委員会において検討しました。

ア 開催内容

	開催日	内容
1	28 年 6 月 27 日	条例に関する検討ワーキングの設置・開催、市民等へのアンケート調査の実施、意見交換会「みんなの協働フォーラム」の開催について
2	9 月 30 日	
3	12 月 16 日	条例の施行状況の検討報告書について
4	29 年 2 月 22 日	

イ 委員

氏名	所属等
小濱 哲(委員長)	元 横浜商科大学貿易・観光学科教授
田邊 裕子	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会地域活動部長
時任 和子	特定非営利活動法人夢・コミュニティ・ネットワーク理事長
中島 智人	産業能率大学経営学部准教授
治田 友香	関内イノベーションイニシアティブ株式会社代表取締役
松岡 美子	特定非営利活動法人グリーンママ理事長
松村 正治	恵泉女学園大学人間社会学部准教授 特定非営利活動法人よこはま里山研究所NORA理事長
三輪 律江	横浜市立大学学術院国際総合科学群准教授

2 条例に基づく市民協働の取組状況

条例施行後3年間（平成25～27年度）における市民協働の取組状況について報告します。

概要

(1) 本市と市民等の市民協働の取組状況

ア 市民協働により取り組んだ事業

	25年度	26年度	27年度
区	85	88	101
局	69	65	82
合計	154	153	183

イ うち条例第12条に基づき協働契約を締結した市民協働事業

25年度	26年度	27年度
11事業（18件）	14事業（47件）	17事業（54件）

ウ うち条例第10条に基づき市民等から本市に対して提案があり実施した事業 2事業

- ① 保土ヶ谷の人・まち・文化を生かした旧東海道にぎわいづくり事業（保土ヶ谷区）
- ② クラウド電話を活用した災害等情報伝達強化事業（金沢区）

(2) 協働を推進するための取組

ア 市民への「協働」に関する周知

- (ア) 市民利用施設に「Let's協働入門」や「条例周知チラシ」を配架しました。
- (イ) 協働の実践を広め共有するためのフォーラムを開催しました。

イ 市職員への「協働」に関する研修等

- (ア) 横浜市人材育成ビジョンの改訂
市民とともに協働して取り組む姿勢を明確にしました。
- (イ) 協働研修の開催
経営責任職から職員まで幅広い階層を対象に協働研修を実施しました。

ウ 中間支援組織の育成

- (ア) 地域施設間の連携促進
各区市民活動支援センターがとりまとめとなり、地域施設が連携し、それぞれが持つ人材や地域課題などの情報を共有しました。

- (イ) 各区市民活動支援センターネットワーク事業
各区市民活動センター職員等が区を越えた情報共有を行う会議を開催しました。
- (ウ) 中間支援組織機能強化事業
市民活動団体から「中間支援組織の機能の充実」をテーマとして事業提案を募集し、補助金を交付して協働事業を実施しました。
- (エ) 市民活動支援・相談窓口事業
市内の認定・指定 NPO 法人による市民活動の相談窓口を設置しました。
- (オ) 市民活動コーディネート講座
市民活動のコーディネートの手法等について学ぶ講座を開催しました。

エ 横浜市市民活動推進基金（よこはま夢ファンド）

- (ア) よこはま夢ファンド登録団体助成金
市民や企業の皆様から寄附を受け付け、積み立てた基金を活用し、あらかじめ登録した NPO 法人に対し助成金を交付しました。
- (イ) よこはま夢ファンド組織基盤強化助成金（平成 27 年度から新設）
よこはま夢ファンド登録団体の組織基盤の安定や強化を図ることにより、活動の活性化につなげることをねらいとした助成金を交付しました。

オ その他、協働を推進するための取組

- (ア) 元気な地域づくり推進事業
 - 《地域運営補助金》
自治会町内会を含む様々な団体が連携して課題に取り組む事業に対して、補助金を交付しました。
 - 《元気な地域づくり推進事業補助金》
地域の課題を解決しようとする意志のある団体が、地域の課題解決の取組に必要な講座運営や講師派遣等に要する経費を補助金として交付しました。
- (イ) 協働の「地域づくり大学校」事業
「協働の地域づくり」を推進する上での課題解決の手法や地域の人材の発掘等を行う場として、協働の「地域づくり大学校」を開催しました。
- (ウ) 区の地域支援体制
区役所において「地区担当制」や「地域支援チーム」等を導入しました。

(3) 横浜市市民協働推進委員会

市長の附属機関として、市民協働の推進に関し必要な事項を調査審議しました。

(1) 本市と市民等の市民協働の取組状況

ア 市民協働により取り組んだ事業

本市と市民等が市民協働により取り組んだ事業の数は次のとおりです。

	25年度	26年度	27年度
区	85	88	101
局	69	65	82
合計	154	153	183

○市民等とは、

「市民、法人、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項に定める地縁による団体及びこれらに類するものをいう。」とされています。（条例第2条第1項）

○市民協働とは、

「公共的又は公益的な活動及び事業を横浜市と市民等とが協力して行うことをいう。」とされています。（条例第2条第2項）

イ うち条例第12条に基づき協働契約を締結した市民協働事業

協働契約を締結した事業は、平成25年度は11事業（18件）、平成26年度は14事業（47件）、平成27年度は17事業（54件）となりました。

25年度	26年度	27年度
11事業（18件）	14事業（47件）	17事業（54件）

○協働契約について

市と市民等とが市民協働事業を行う場合には、「市民協働事業に関する契約（協働契約）を締結するものとする。」と規定されています。（条例第12条）

市民協働事業は、「市民協働事業の基本原則（対等、相互理解、目的共有、情報公開、役割と責任の明確、自主性自立性尊重）」に基づいて行うものと規定されており（条例第8条）、協働契約もこの基本原則に則って締結します。

ウ うち条例第10条に基づき市民等から本市に対して提案があり実施した事業

協働契約を締結した事業のうち、条例第10条の市民等から本市に対し提案があり実施した事業については、平成25年度は1事業（1件）、平成26年度および27年度は2事業（2件）となりました。

○市民等からの市民協働事業の提案とは、

「市民協働事業を行おうとする市民等は、市に対し、市民協働事業を提案することができる。」とされています。（条例第10条）

《協働契約を締結した市民協働事業》

	事業名	契約件数		
		25年度	26年度	27年度
①	にしく市民活動支援センター運営事業 (平成27年度は西区地域づくり大学校含む)	—	1件	1件
②	西区地域づくり大学校	1件	26年度からは⑭へ	
③	みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ管理運営業務	—	—	1件
④	学び舎ひまわり	1件	26年度からは⑭へ	
⑤	とつか区民活動センター運営事業	1件	1件	1件
⑥	戸塚区地域施設連携促進事業	—	—	1件
⑦	瀬谷区支えあい家族支援事業	—	1件	1件
⑧	国際都市としての横浜の強み分析及びプロモーション映像制作事業	1件	—	—
⑨	横浜市市民活動支援センター運営事業	1件	1件	1件
⑩	横浜市市民活動支援センター自主事業 協働型地域経営リーダー養成事業(よこはま地域づくり大学校)	1件	—	—
	みんなで作る!「Spice+」～若者の参加による現場体験データベースの作成とマッチングと協働の仕組みづくり事業	—	1件	1件
	地元企業を核とした地域課題解決力を高め合うコミュニティ作り事業	—	1件	1件
⑪	中間支援組織機能強化事業 カフェ型中間支援機能の創出・強化・普及	—	—	1件
⑫	市民活動支援・相談窓口事業	5件	7件	7件
⑬	市民活動コーディネート講座	1件	1件	1件
⑭	協働の「地域づくり大学校」事業	—	7件	11件
⑮	消費者団体等協働促進事業	4件	4件	4件
⑯	地域子育て支援拠点事業	—	18件	18件
⑰	よこはまウォーキングポイント事業	—	1件	1件
⑱	ヨコハマ市民まち普請事業	1件	1件	1件
⑲	【市民等から本市に対して提案があり実施した事業】 保土ヶ谷の人・まち・文化を生かした旧東海道にぎわいづくり事業	1件	1件	1件
⑳	【市民等から本市に対して提案があり実施した事業】 クラウド電話を活用した災害等情報伝達強化事業	—	1件	1件
合 計		18件 (11事業)	47件 (14事業)	54件 (17事業)

《協働契約を締結した市民協働事業の内容》（市民等から本市に対して提案があり実施した事業を除く）

①にしく市民活動支援センター運営事業（26・27年度）		
【事業内容】にしく市民活動支援センターの運営（27年度は西区地域づくり大学校含む）		
【協働の主体】	特定非営利活動法人市民セクターよこはま	西区
②西区地域づくり大学校（25年度）		
【事業内容】西区地域づくり大学校の企画・運営		
【協働の主体】	特定非営利活動法人市民セクターよこはま	西区
③みなみ市民活動・多文化共生ラウンジ管理運営業務（27年度）		
【事業内容】みなみ市民活動・多文化共生ラウンジの運営		
【協働の主体】	特定非営利活動法人横浜市国際交流協会	南区
④学び舎ひまわり（25年度）		
【事業内容】学び舎ひまわり（地域づくり大学校）の企画・運営		
【協働の主体】	港南区連合町内会長連絡協議会 特定非営利活動法人市民セクターよこはま	港南区
⑤とつか区民活動センター運営事業（25・26・27年度）		
【事業内容】とつか区民活動センターの運営		
【協働の主体】	特定非営利活動法人くみんネットワークとつか	戸塚区
⑥戸塚区地域施設連携促進事業（27年度）		
【事業内容】区内の各市民利用施設の連携のための情報共有や研修会の開催		
【協働の主体】	特定非営利活動法人くみんネットワークとつか	戸塚区
⑦瀬谷区支えあい家族支援事業（26・27年度）		
【事業内容】子どもを地域で支える支援施設「子どもの生活塾」の運営		
【協働の主体】	特定非営利活動法人ワーカーズわくわく	瀬谷区
⑧国際都市としての横浜の強み分析及びプロモーション映像制作事業（25年度）		
【事業内容】国際都市としての横浜市の強み分析及びプロモーション動画の制作		
【協働の主体】	慶応義塾大学大学院メディアデザイン研究科	国際局
⑨横浜市市民活動支援センター運営事業（25・26・27年度）		
【事業内容】横浜市市民活動支援センターの運営		
【協働の主体】	特定非営利活動法人市民セクターよこはま	市民局
⑩横浜市市民活動支援センター自主事業（25・26・27年度）		
【事業内容】市民活動団体を対象とした提案型の補助事業		
協働の主体	(25年度) 特定非営利活動法人市民セクターよこはま 協働型地域経営リーダー養成事業（よこはま地域づくり大学校）	市民局
	(26～27年度) 特定非営利活動法人アクションポート横浜 みんなで作る!「Spice+」～若者の参加による現場体験データベースの作成とマッチングと協働の仕組みづくり事業	市民局
	(26～27年度) 特定非営利活動法人エティック 地元企業を核とした地域課題解決力を高め合うコミュニティ作り事業	市民局
⑪中間支援組織機能強化事業（27年度）		
【事業内容】「中間支援組織の機能の充実」をテーマとした提案型の補助事業		
【協働の主体】	横浜コミュニティカフェネットワーク カフェ型中間支援機能の創出・強化・普及事業	市民局

⑫市民活動支援・相談窓口事業 (25・26・27年度)		
【事業内容】 認定・指定NPO法人による市民活動等の相談窓口の設置		
協働の主体	(25年度) 特定非営利活動法人アクションポート横浜 特定非営利活動法人コロンブスアカデミー 特定非営利活動法人さくらんぼ 特定非営利活動法人市民セクターよこはま 特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ樹	市民局
	(26年度) 特定非営利活動法人アクションポート横浜 特定非営利活動法人神奈川子ども未来ファンド 特定非営利活動法人コロンブスアカデミー 特定非営利活動法人さくらんぼ 特定非営利活動法人市民セクターよこはま 特定非営利活動法人つづき区民交流協会 特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ樹	市民局
	(27年度) 特定非営利活動法人かながわ福祉移動サービスネットワーク 特定非営利活動法人コロンブスアカデミー 特定非営利活動法人さくらんぼ 特定非営利活動法人市民セクターよこはま 特定非営利活動法人地球市民ACTかながわ 特定非営利活動法人つづき区民交流協会 特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ樹	市民局
⑬市民活動コーディネート講座 (25・26・27年度)		
【事業内容】 市民活動のコーディネートの手法等について学ぶ講座の開催		
【協働の主体】 公立大学法人横浜市立大学		市民局
⑭協働の「地域づくり大学校」事業 (26・27年度)		
【事業内容】 地域の課題解決の手法や魅力づくり等を学び合う講座の開催		
神奈川区地域づくり大学校 (27年度)		
協働の主体	特定非営利活動法人市民セクターよこはま 神奈川区連合町内会自治会連絡協議会	神奈川区
西区地域づくり大学校 (26年度)		
協働の主体	特定非営利活動法人市民セクターよこはま	西区
寺子屋みなみ (課題解決型) (27年度)		
協働の主体	特定非営利活動法人横浜プランナーズネットワーク	南区
寺子屋みなみ (人材育成型) (27年度)		
協働の主体	特定非営利活動法人夢・コミュニティ・ネットワーク	南区
学び舎ひまわり (26・27年度)		
協働の主体	(26年度) 港南区連合町内会長連絡協議会 特定非営利活動法人市民セクターよこはま	港南区
	(27年度) 港南区連合町内会長連絡協議会 社会福祉法人横浜市港南区社会福祉協議会	港南区

あさひみらい塾 (26・27年度)		
協働の主体	特定非営利活動法人アクションポート横浜	旭区
金沢区地域づくり大学校 (26・27年度)		
協働の主体	(26年度) 特定非営利活動法人市民セクターよこはま	金沢区
	(27年度) 特定非営利活動法人市民セクターよこはま 社会福祉法人横浜市金沢区社会福祉協議会	金沢区
みどり「ひと・まち」スクール (27年度)		
協働の主体	緑区市民活動支援センター運営委員会	緑区
みらいづくり大学青葉キャンパス (27年度)		
協働の主体	あおば学校支援ネットワーク	青葉区
戸塚区地域づくり大学校 (26・27年度)		
協働の主体	特定非営利活動法人市民セクターよこはま 社会福祉法人横浜市戸塚区社会福祉協議会 特定非営利活動法人くみんネットワークとつか	戸塚区
泉区まちづくりみらい塾 (26・27年度)		
協働の主体	泉区まちづくりみらい塾 特定非営利活動法人市民セクターよこはま	泉区
せやの地域づくり塾 (26・27年度)		
協働の主体	特定非営利活動法人横浜プランナーズネットワーク	瀬谷区
⑮消費者団体等協働促進事業 (25・26・27年度)		
【事業内容】 地域における消費者被害の未然防止や消費者市民社会の実現に向けた取組の実施		
協働の主体	(25年度) 特定非営利活動法人F P ネットワーク神奈川 消費者サポート横浜会 よこはま消費生活「講師の会」 神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合	経済局
	(26年度) よこはま消費生活「講師の会」 神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合 特定非営利活動法人横浜市まちづくりセンター 特定非営利活動法人F P ネットワーク神奈川	経済局
	(27年度) 一般社団法人かながわF P 生活相談センター 特定非営利活動法人F P ネットワーク神奈川 神奈川県ファイナンシャルプランナーズ協同組合 特定非営利活動法人横浜市まちづくりセンター	経済局
⑯地域子育て支援拠点事業 (26・27年度)		
【事業内容】 各区地域子育て支援拠点の運営 (18区で実施)		
協働の主体	社会福祉法人青い鳥	鶴見区
	特定非営利活動法人親がめ	神奈川区
	特定非営利活動法人はぐっと	西区
	公益財団法人横浜YMCA	中区
	特定非営利活動法人さくらザウルス	南区

	特定非営利活動法人ちゅーりっぷ	港南区
	特定非営利活動法人ピアわらべ	保土ヶ谷区
	特定非営利活動法人子そだちしえん・あさひ	旭区
	社会福祉法人青い鳥	磯子区
	社会福祉法人みどり会	金沢区
	特定非営利活動法人びーのびーの	港北区
	特定非営利活動法人グリーンママ	緑区
	特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブ パレット	青葉区
	特定非営利活動法人子ども応援ネットワーク	都筑区
	特定非営利活動法人子育てネットワークゆめ	戸塚区
	社会福祉法人地域サポート虹	栄区
	特定非営利活動法人ちょこっといずみ	泉区
	特定非営利活動法人さくらんぼ	瀬谷区
⑰よこはまウォーキングポイント事業 (26・27年度)		
【事業内容】よこはまウォーキングポイント事業の運営		
【協働の主体】凸版印刷株式会社 オムロンヘルスケア株式会社		健康福祉局
⑱ヨコハマ市民まち普請事業 (25・26・27年度)		
【事業内容】ヨコハマ市民まち普請事業のコンテストの企画、運営		
【協働の主体】特定非営利活動法人市民セクターよこはま 特定非営利活動法人アクションポート横浜		都市整備局

《市民等から本市に対し提案があり協働契約を締結した市民協働事業の内容》

⑲保土ヶ谷の人・まち・文化を生かした旧東海道にぎわいづくり事業 (25・26・27年度)		
【協働の主体 (提案者)】ほどがや 人・まち・文化振興会		保土ヶ谷区
<p>【事業内容】</p> <p>旧東海道沿いに賑わいを創出するため、区内にある数多くの資源 (もの・こと・人) を生かし、「ほどがや弁当」の企画・販売などによる保土ヶ谷の地産地消の推進、「まちかど博物館スタンプラリー」の実施などによる歴史的魅力の発信、「ほどがやまちゼミ」の実施などによる次世代のまちづくりの担い手育成等の事業を実施しました。それぞれの事業が相互に連携していくことで、魅力発信効果をより高めることができました。</p>		
⑳クラウド電話を活用した災害等情報伝達強化事業 (26・27年度)		
【協働の主体 (提案者)】株式会社137		金沢区
<p>【事業内容】</p> <p>平成26年度に、災害等緊急時に必要な情報を区民等に迅速かつ確実に提供し、また、その被害状況等を迅速に集約できる「緊急時情報伝達システム」を構築し、区内の保育園や各自治会町内会長を対象に試験導入しました。平成27年度からは、本格運用を開始し、①土砂災害警報情報発表に伴う避難勧告発令②チリ沖地震等に伴う津波への事前注意喚起において、本システムにより自治会町内会長へ迅速な情報の受伝達を行いました。</p>		

(2) 協働を推進するための取組

ア 市民への「協働」に関する周知

(7) 市民利用施設への「Let's協働入門」や「条例周知チラシ」の配架

市民局市民協働推進部と認定特定非営利活動法人市民セクターよこはま（横浜市市民活動支援センターの運営団体）が協働で作成したハンドブック「Let's協働入門」や、「横浜市地域の絆をはぐくみ、地域で支え合う社会の構築を促進する条例」と「横浜市市民協働条例」の内容について紹介するチラシを市民利用施設等で配架し、協働や条例に関する周知を図りました。

(4) 協働の実践を広め共有するためのフォーラム（つながりのまちづくりフォーラム）の開催

課題解決に取り組む自治会町内会や市民活動団体、地域貢献に関心のある企業や大学が集まり、これからの「まちづくり」や「協働」をさらに実りのあるものに進化させる「考え方」や「手法」などを話し合うフォーラムを開催しました。

年度	日時・テーマ	参加者数
25年度	平成26年3月17日 18:00～20:45 つながる、ひろがる、うまれる	194名
26年度	平成27年3月17日 18:00～20:45 未来を予見し、つながりのまちづくりへ	190名
27年度	平成28年1月27日 18:15～21:00 小さな交流からはじまるあったかいまち	266名

イ 市職員への「協働」に関する研修等

(7) 横浜市人材育成ビジョンの改訂

複雑化・多様化する行政課題に的確にこたえるために、市民との協働により課題解決していく視点が重要となることから、平成26年3月改訂の横浜市人材育成ビジョンにおいて、市民とともに協働して取り組む姿勢を明確にしました。

【参考】横浜市人材育成ビジョン（平成26年3月改訂）該当部分抜粋

【求められる職員像】

～ヨコハマを愛し、市民に信頼され、自ら考え行動する職員～

《市民に信頼され》

- ・ サービスを遵守し、誠実・公正に行動する
- ・ 市民の皆様とともに協働して取り組む姿勢を通じ、共感とゆるぎない信頼関係を築く
- ・ 業務知識と実務能力を備え、自信を持って行政サービスの提供に努める

(4) 協働研修の開催

経営責任職から職員まで幅広い階層を対象に協働研修を実施しました。平成26年度からは、横浜市人材育成ビジョンの改訂を受け、職員の昇任時の研修に協働のプログラムを加え、広く協働マインドの醸成を図りました。

《協働研修の内容》

研修名	対象	目的・内容	25年度	26年度	27年度
新採用職員研修	新採用職員	採用・昇任等の機会において「協働」の有効性や取り組む際のポイント等を学ぶ。	698名	512名	779名
新任課長・係長・専任職研修	新任課長 新任係長 新任専任職		—	386名	455名
新任課長補佐研修	新任課長補佐		—	144名	163名
昇任時実務研修	職員Ⅱ昇任候補者 職員Ⅲ昇任候補者		—	845名	861名
区役所経営責任職向け地域支援研修	区役所部長職 等	区役所全体で連携して地域支援に取り組むことの重要性や連携のポイント等を考える。	113名	89名	108名
協働入門研修	全職員 全市民利用施設職員	「Let's 協働入門」をもとに、協働とは何か、協働の進め方など、協働の基本と心構えを学ぶ。また、実際の協働事業の事例から、協働のノウハウや協働のコツを学ぶ。	99名	109名	100名
協働実践研修	全職員	協働を進める上で押さえるべきポイントや手法を学ぶ。また、協働の取組現場の見学や、実践者の生の声から、「協働により地域づくり」を学び、協働の必要性や成果を実感する。	51名	24名	33名
協働・共創アクションセミナー	全職員	市民や企業と共に事業を進める際に必要なコミュニケーションスキルについて学ぶ。	—	18名	33名
合 計			961名	2127名	2532名

※ 平成 28 年度は地区担当職員（地域と区役所を日常的につなぐ役割を担う職員）等を対象に、地域とのよりよい関係づくりをテーマとした「地域支援のためのスキルアップ研修」を全区で実施しました。

ウ 中間支援組織の育成

条例第2条第5項には中間支援組織の定義について、条例第16条には中間支援組織の育成について規定されており、中間支援組織の機能強化や育成のために、次の取組を実施しました。

(7) 地域施設間の連携促進

各区市民活動支援センターがとりまとめとなり、地域施設が連携し、それぞれが持つ人材や地域課題などの情報を共有することにより、それぞれの施設の中間支援機能や、職員のコーディネート能力の向上を図りました。

	26年度	27年度
実施区※	青葉区、都筑区	神奈川区、南区、磯子区、青葉区、都筑区、戸塚区

※ 取組を推進するにあたり、市民局が支援した区

(イ) 各区市民活動支援センターネットワーク事業

18区の地域振興課の担当職員・各区市民活動支援センター職員が、区を越えた情報共有を行う会議を開催し、中間支援組織としての機能強化を図りました。

	25年度	26年度	27年度
開催数・参加者	2回（48名）	4回（125名）	5回（135名）

(ウ) 中間支援組織機能強化事業

市民活動団体から「中間支援組織の機能の充実」をテーマとして提案を募集し、次の事業に補助金を交付して協働事業を実施しました。

【実施団体】横浜コミュニティカフェネットワーク

【事業内容】コミュニティカフェが中間支援の役割を果たす意義や支援機能充実のために必要な要素、持つべき力量等を整理し、その現状や課題・ニーズを確かめ、市内のコミュニティカフェが中間支援組織として力をつけるための支援を行いました。

(エ) 市民活動支援・相談窓口事業

市内の認定・指定NPO法人がそれぞれの専門分野や、これまでに培った活動のノウハウなどを活かして相談窓口を設置したり、NPO法人設立講座や説明会等の場において出張相談窓口を設置し、これから活動を始めたいと考える方などにアドバイスを行いました。

	25年度	26年度	27年度
相談件数	6件	29件	70件

(オ) 市民活動コーディネート講座

横浜市立大学地域貢献センターと協働で企画し、市民活動のコーディネートに興味のある市民や、中間支援組織に従事している方、市職員などを対象に、市民活動のコーディネートの手法等について学ぶ講座を開催しました。

	25年度	26年度	27年度
開催数・参加者	全4回（延べ121名）	全5回（延べ148名）	全4回（延べ112名）

エ 横浜市市民活動推進基金（よこはま夢ファンド）

(7) よこはま夢ファンド登録団体助成金

横浜市市民活動推進基金は、市民公益活動を財政的に支援することを目的に、市が条例第6条に基づき設置している基金です。

市民や企業の皆様から寄附を受け、積み立てた基金を活用し、あらかじめ登録した NPO 法人に対し助成金を交付しました。

《寄附の状況》

	25年度	26年度	27年度
件数	156件	177件	183件
寄附金額	23,544,289円	23,568,189円	28,875,868円

《よこはま夢ファンド登録団体事業助成金交付状況》

	25年度	26年度	27年度
助成件数	28件（事業）	27件（事業）	43件（事業）
助成金額	14,434,050円	22,633,132円	16,997,989円

(イ) よこはま夢ファンド組織基盤強化助成金（平成27年度から新設）

よこはま夢ファンド登録団体の組織基盤の安定や強化を図ることにより、活動の活性化につなげることをねらいとして、平成27年度に創設しました。

「人材」「資金」「情報」などの資源を充実させるとともに、ファシリテーターを活用した自己評価の機会や、同様の悩みを抱える助成団体同士の情報交換会を組み込むなど、支援効果を高める仕組みを取り入れています。

平成27年度は、NPO法人から申請のあった組織基盤強化の取組内容について審査を行い、5団体に総額で1,500,000円の助成を行いました。

オ その他、協働を推進するための取組

(7) 元気な地域づくり推進事業

身近な地域における、自治会町内会をはじめとした様々な団体や人々、NPO 法人、企業と区役所等が連携して、主体的・継続的に地域の魅力づくりや地域課題の解決に取り組む「協働による地域づくり」を進めていくため、区役所とともに地域活動の「組織づくり」や「人材づくり」など地域団体間の連携促進における取組を支援しました。

《地域運営補助金》

自治会町内会を含む様々な団体が連携して課題に取り組む事業に対して、補助金を交付しました。

	25年度	26年度	27年度
活用地区数	115地区	133地区	130地区

《元気な地域づくり推進事業補助金》

地域の課題を解決しようとする意志のある団体が、地域の課題解決の取組に必要な講座運営や講師派遣等に要する経費を補助金として交付しました。

	25年度	26年度	27年度
活用地区数	184地区	153地区	130地区

(4) 協働の「地域づくり大学校」事業

地域活動する区民と区役所職員が、まち歩きやグループワーク・他区の先行事例研究等を通じて共に学び合い「協働の地域づくり」を推進する上での課題解決の手法や、地域の担い手となる人材の発掘等を行う場として、地域・区役所・中間支援組織（NPO 法人等）が協働して企画・運営する大学校を開催しました。

	26年度	27年度
実施区数	9区	12区

(ウ) 区の地域支援体制

区役所が地域に寄り添い、地域と課題を共有するとともに、部署ごとの「縦割り」による事業展開ではなく、一丸となって、地域を支援していくことが重要であることから、全区で、地区担当制や地域支援チームなどによる「地域と向き合う体制」を導入しました。

(3) 横浜市市民協働推進委員会

横浜市市民協働推進委員会は、条例第 17 条に基づき、市長の附属機関として、市民協働の推進に関し必要な事項を調査審議するため設置され、委員は、学識経験者と市民活動実践者の 8 名で構成されています。

ア 主な審議事項

- ・ よこはま夢ファンド団体登録及び助成金交付審査
- ・ 特定非営利活動法人の条例指定
- ・ 横浜市市民活動支援センター事業の評価・検証について
- ・ 横浜市市民活動共同オフィス入居団体審査について
- ・ よこはま夢ファンドの寄附の新たな活用方法の検討
- ・ 協働を進める際の「公共的又は公益的な活動及び事業」の考え方の整理について（答申）
- ・ 横浜市市民協働条例 3 年ごとの施行状況の検討の進め方について

イ 協働を進める際の『公共的又は公益的な活動及び事業』の考え方（平成 27 年 3 月 30 日市民協働推進委員会答申）

平成 26 年度は、市長から横浜市市民協働推進委員会に「協働を進める際の『公共的又は公益的な活動及び事業』の考え方」の整理について諮問を行い、平成 27 年 3 月に委員会がこれに対する答申を出しました。

ウ 委員名簿（平成 25 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日）

氏名	所属等
小濱 哲(委員長)	元 横浜商科大学貿易・観光学科教授
酒井 正樹 (H26. 4. 1から)	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会地域活動部長
時任 和子	特定非営利活動法人夢・コミュニティ・ネットワーク理事長
中島 智人	産業能率大学経営学部准教授
治田 友香	関内イノベーションイニシアティブ株式会社代表取締役
松岡 美子 (H27. 4. 1から)	特定非営利活動法人グリーンママ理事長
松村 正治	恵泉女学園大学人間社会学部准教授 特定非営利活動法人よこはま里山研究所NORA理事長
三輪 律江	横浜市立大学学術院国際総合科学群准教授
門倉 晴義 (H26. 3. 31まで)	社会福祉法人横浜市社会福祉協議会地域活動部長
奥山 千鶴子 (H27. 3. 31まで)	特定非営利活動法人びーのびーの理事長

3 3年間の成果と課題

条例のポイントごとに市民等の意見をまとめ、3年間の成果と課題について整理しました。

(1) 協働契約（第12条）について

ア 条文の意義

条例第12条により、市と市民等とが、市民協働事業を実施するに際しては、協働契約を締結することが規定されました。

条例制定以前は、市と市民等が協働で事業を実施する場合の取り決めについての規定はなく、第12条が定められたことにより、協働事業の目的、役割分担、費用と責任の分担等、市と市民等が合意した内容及び市民協働事業の基本原則（第8条）を、契約として明文化することができるようになりました。

イ 主な成果

協働契約を締結した事業では、契約締結のプロセスや事業の相互評価における話し合いを通じて、市民と市のコミュニケーションが進みました。

協働契約の制度が制定され、事業目的や役割分担などを契約書として明文化することができるようになり、市民と市のより良いパートナーシップが促進され、互いの強みを活かした効果的な事業の実施につながりました。

ウ 3年間の実績

協働契約を締結した市民協働事業

25年度 11事業（18件）、26年度 14事業（47件）、27年度 17事業（54件）

エ 課題

- 協働契約に対する、市民や市職員の理解が、十分には浸透していない。
- 協働契約の締結を通じ、市民と市が、協働の原則に沿ったより良いパートナーシップを築けるよう、実務的なサポートが必要である。
- 多様な協働事業の実態に即した「協働契約書」の検討が必要である。

市民からは「市の担当者によって対応が異なる」「法的な用語等が難しく、契約を締結するときの支援がほしい」、また市職員からは「協働契約の意義（従来の契約との違い等）やメリットがわかりにくい」「締結までの手順をサポートしてほしい」などの意見が聞かれ、協働契約に対する市民や市職員の理解が十分には浸透しておらず、協働契約が、より良いパートナーシップの促進につながるよう、実務的なサポートが必要であることがわかりました。

また、「活動の実態に即して、契約書の内容を検討してほしい」「事業実施後の評価が、協働のプロセスの評価に偏り、事業の成果に関する評価を表せていない」などの意見もあり、多様な協働の実態に即した協働契約書の内容の検討や、協働事業の成果を市民にわかりやすく説明するための評価方法の検討を行う必要があります。

【市民の意見】

- ① 協働契約により、協働の基本原則が実現できたか（別冊資料1 アンケート2）
とてもできた・まあまあできた 82.8% あまりできなかった 6.9%
- ② 市民と行政のコミュニケーションが進み、より良い事業実施につながった
 - ・ 協働契約の仕組みができたことにより、目的・役割分担・事業内容について、市民と行政がよく話し合っただけで進めることができ、お互いの強みを活かして事業を進めることができた。
 - ・ 単なる委託事業よりも、市や区と一緒に事業の内容を検討しながら、進めていくことができていると感じる。
 - ・ 相互に評価を行うことにより、互いの足りないアプローチを明確にすることができ、次年度の改善につながっている。
- ③ 協働事業や協働契約についての市担当者の理解にバラつきがある
 - ・ 市職員は異動が多いため、事業への理解が進みともに考えられるようになった頃、担当者が代わってしまうことが多く残念。
 - ・ 職員の異動により、事業に対しての方向性が変わることがあり、やりづらさを感じる。
 - ・ 行政の担当者の協働事業、契約への理解にバラつきがあり、その都度対応が変わる。行政と市民と一緒に学び合っていくことが必要と感じる。
- ④ 協働契約を締結するときのサポートが欲しい
 - ・ 契約書の言葉がわかりにくい時に、誰に相談したら良いのかわからない。
 - ・ 契約締結の場面において、市民が行政と契約条項について交渉することは大変なことなので、法的な面でアドバイスをしてくれる存在が必要。
 - ・ 協働で何か事業を始めたいと思った時に、おさえるべきポイントや注意点、事例などがあるとわかりやすい。
- ⑤ 事業の評価においては、協働事業の「成果」を市民にわかりやすく示すことが重要
 - ・ 現在の事業評価の仕組みは、「協働が上手くできたか」に重点が置かれている。今後は、市民の信頼性の確保や適正な事業執行のため、協働事業が市民の皆さんに対し、どんな「成果」を出したかをわかりやすく発信することが重要。
 - ・ 成果を明確にするプロセスにおいても市民と行政との話し合いが重要。
- ⑥ 事例を積み重ねることにより「協働契約」の内容を充実していくことが重要
 - ・ 協働事業は多様なので、各々の協働事業ごとに、市民・行政が議論し、双方が知恵を出し合っただけで、契約内容を前進させていくことが重要。横浜らしい協働契約をめざすべき。

【職員の意見】

- ① 協働契約により、協働の基本原則が実現できたか（別冊資料3）
とてもできた・まあまあできた 82.9% あまりできなかった 5.7%
- ② 市民と行政が、同じ目的に向かい双方の強みを活かし効果的な事業実施ができた
 - ・ 契約により、事業目的や役割分担を明確にしているため、目指す目標がぶれにくく同じ方向を向いて事業を進めることができた。
 - ・ それぞれの持つ強み（ネットワーク、専門知識、ノウハウ、当事者ならではの視点や発想など）が発揮され、市民に対し効果的でより質の高いサービスが提供できた。
 - ・ 事業評価によって成果や改善点を共有することができ、次年度事業への反映がスムーズにできた。
- ③ 協働事業や協働契約に関して、市民および行政内部の理解を深めていくことが必要
 - ・ 委託契約との違いを踏まえ、協働契約が市民、行政それぞれにどのようなメリットがあるかなどを解説する手引きや研修会等が必要。
 - ・ 協働契約は通常の契約よりも職員のマネジメント力が必要とされる。職員向けに事業スキームや事業実施における注意点などを学ぶ実務的な研修が必要。
- ④ よりよい協働事業につなげるために、「協働契約」「事業評価」の検討が必要
 - ・ 協働契約を締結している現場の意見をきき、実態に即した契約の検討が必要。
 - ・ 事業評価において評価指標が曖昧である。それぞれの役割についてのみの評価指標であり、事業全体の評価指標にはなっていない。

(2) 市民協働事業の提案（第10条）について

ア 条文の意義

条例第10条により、市民等から市に対して、市民協働事業の提案ができることが新たに規定されました。

市と市民等が協働事業を行う方法として、市の発意による市民協働事業（第9条）と、市民等の発意・提案による市民協働事業（第10条）の2つの方法を定め、市民、市の双方からの発意により協働の取組が促進されることを図ったものです。

イ 主な成果

市民が提案事業に取り組むことにより、幅広いテーマで活動する団体が集まり新たな連携が生まれ、地域の課題解決力・連携力が高まり、その後の活動の発展にもつながりました。

また、市民の先駆的で柔軟な発想や技術等を活かし、地域の実情に応じた課題解決や魅力づくりにつながる事業が実施できました。

ウ 3年間の実績

条例第10条に基づく提案件数 2件

- ・「保土ヶ谷の人・まち・文化を生かした旧東海道にぎわいづくり事業」
(ほどがや 人・まち・文化振興会、保土ヶ谷区)
- ・「クラウド電話を活用した災害等情報伝達強化事業」
(株式会社137、金沢区)

エ 課題

- 市民からの提案の件数が2件に留まり、十分に活用されていない。
- 課題解決に積極的に取り組みたい市民に制度が認知されていない。
- 市民にとって提案しやすい環境が整っていない。(相談窓口、行政内の連携、予算、提案を協働事業の企画としてブラッシュアップするための支援)

市民提案については、条例制定後の3年間で2件の実績に留まり、十分に活用されていない状況です。主な原因として、制度の情報が、課題解決に取り組みたい意欲のある市民に届いていないこと、また、専門の相談窓口がなく、複数の部署にまたがっている課題などを「どこに相談したらよいかわからない」こと、提案や募集の枠組みがなく、「どのように提案したらよいかわからない」ことなど、提案を受ける側の行政の体制が十分ではなく、市民にとって、提案しやすい環境が整っていないことがわかりました。

また、協働事業の提案として採択されるためには、プランに高い公益性や公共性、実現性などが必要ですが、市民がその発意を、そのような事業提案の企画とすることは、専門家や市職員のサポートがなければ困難です。市職員からも、「行政がある程度コーディネーター的な役割を担うことが大切」「市職員が団体から相談を受けた際に、協働事業につなげていくための知識を身につけることが必要」との意見もあり、地域の困りごとや課題の解決に、この提案制度を活用するコーディネート力を職員が備え、専門家などとともに伴走支援を行うことが求められています。

【市民の意見】

- ① 市民協働条例第10条の市民協働事業の提案について（別冊資料1 アンケート2）
今後活用したい24.4% 活用が難しいと思う・活用したいと思わない73.4%
- ② 市民が今以上に積極的に気軽に、事業提案ができる環境がほしい
 - ・ 市民主体の課題解決が大事であり、市民発の協働提案事業が増えていくことで、市民に協働が広がる。市民が今以上に積極的に気軽に、事業提案ができる環境がほしい。
- ③ 窓口がわかりにくい
 - ・ 取り組みたいことがあっても、どこに相談すればいいのか、誰とつながれば提案できるのか等、支援の窓口がわかりにくい。
- ④ どう提案したらよいかわかりにくい
 - ・ どう提案したらよいか、入口がわかりにくくチャレンジできない。制度のねらいや焦点を定めることも必要。
 - ・ 先駆的な社会課題の解決をテーマとすることによって、制度が活き提案が活性化するのではないか。
- ⑤ 市職員・専門家などの伴走支援が必要 協働力のある職員の育成が重要
 - ・ 協働提案事業では、市職員や専門家（コーディネーター等）の伴走支援が大切な役割を果たしている。伴走支援の仕組みが必要。協働力のある職員の育成が重要。
- ⑥ 提案制度を広げていくためには、市民が協働を学び課題解決力をつける支援が必要
 - ・ 市民の思いや発想を、協働事業として公共的な取組にするためには、課題の調査や、地域の幅広い合意形成、様々な市民の参加や団体との連携、行政関係部署との対話などのプロセスが必要。このプロセスを市民が経験し、学ぶための支援を提案制度の仕組みに取り入れてほしい。
 - ・ 地域が主体的になっていくことも重要で、提案にチャレンジすることで、市民の主体性や協働による課題解決力を育てる支援を入れてほしい。
- ⑦ 企業も参加しやすい、仕組みづくりを
 - ・ 地域の課題がわかれば企業も参加しやすい。
 - ・ 企業活動と連携ができれば、地域の課題解決に知恵を絞ることができる。
 - ・ 企業が提案した時に、行政の関係各部署が集まって、ともに対話をする場が設けられると、地域課題の解決に企業が参加しやすくなるのではないか。
- ⑧ 地域の課題を話し合う場が必要
 - ・ 各区内で様々な団体が、地域の課題を共有し話し合うような場、そこが協働事業の提案につながるような仕組みがないと提案事業は増えていかないのではないか。

【職員の意見】

- ① 市民発意の提案を促すためには市民への制度周知が必要
 - ・ 意欲のある市民に対して制度の周知が十分でないために提案の発意に至っていないのではないか。活用事例を示すなど、より多くの市民に対して制度の周知が必要。
 - ・ 行政と連携して事業を実施したい団体が窓口を探し当てられないケースや、相談にきても事業につながらないケースがあると考えられるため、窓口となる部署の周知徹底が必要。
- ② 提案制度につなげるためには行政内部への制度周知や、職員の育成が必要
 - ・ 行政内部において事業所管課となりえるセクションに実際の事例を含め周知する必要がある。
 - ・ 市職員は、団体から相談を受けた際に協働事業へ繋げるための手順の勉強会などを通して、事業の実現性を高めていく知識を身につけることが必要。
 - ・ 市民からの協働提案を受け身で待つのではなく、自ら市民に対し、協働事業を提案できるような職員の育成が必要。これまで、協働への理解を醸成する研修が多かったが、案件形成におけるコンサルティング能力など、実務能力を高める研修などが今後は必要。

③ 提案にいたるまでの過程において市民への「支援」が必要

- ・ 特定のテーマが指定されていない中で、市民が提案を行うことは非常にハードルが高いのでは。行政がある程度テーマを示すなどコーディネーター的な役割を担うことが必要。
- ・ 関係団体とのマッチング、コーディネーター派遣等、市民に対する企画段階へのバックアップが必要。

④ 提案制度を受けるにあたっては条例所管課（市民局）にもサポートしてほしい

- ・ 事業を実施するにあたっての必要経費を所管課のみで用意するのは難しいので、市民局による予算措置も検討してほしい。
- ・ 提案を受けるまでの段階においては、条例所管課（市民局）も積極的に関与し、所管課をサポートしてほしい。

(3) 市の責務（第3条）と中間支援組織（第2条第5項、第16条）について

ア 条文の意義

市民公益活動と市民協働が円滑に行われるための支援や、これらが活発に行われるための環境づくりが、「横浜市の責務」であると位置づけられ、また、市民・NPO 法人・企業・行政等の間に立って、情報提供や相談、調整やコーディネートを行う「中間支援組織」の育成や支援が重要であることが明記されました。

イ 主な成果

市民協働の環境づくりにおいて、市職員の人材育成は最も重要な事項であるため、「横浜市人材育成ビジョン」の中に、求められる職員像として「市民の皆様とともに協働して取り組む」ことを位置づけるとともに、市職員を対象にした協働研修をより一層充実して実施しました。

また、中間支援組織の機能の強化を、現行の「横浜市中期4か年計画」の「施策18 参加と協働による地域自治の支援」の主な目標・方向性とし、様々な取組を実施しました。

ウ 3年間の実績

(ア) 市職員への協働研修

- | | |
|--------------------|-----------------|
| ○ 新採用職員研修 | ○ 新任課長・係長・専任職研修 |
| ○ 新任課長補佐研修 | ○ 昇任時実務研修 |
| ○ 区役所経営責任職向け地域支援研修 | |
| ○ 協働入門研修 | |
| ○ 協働実践研修 | |
| ○ 協働・共創アクションセミナー | 3年間で延べ5,620名が受講 |

(イ) 中間支援組織の機能強化、育成のための取組

- 地域施設間の連携促進
- 各区市民活動支援センターネットワーク事業
- 中間支援組織機能強化事業
- 市民活動支援・相談窓口事業
- 市民活動コーディネート講座

エ 課題

- テーマ、課題ごとに、多様な市民が迅速に集まり、課題の解決に向けて、協議し、また、柔軟につながり、協働の活動につなげていける場や環境が求められている。
- 地域の人材や資源、課題についての情報の共有が重要であり、行政からの情報提供や活動団体の交流の機会などが求められている。
- 協働の基盤として、自治会町内会、NPO等、市民の主体的な取組が安定して継続できるよう、担い手や活動資金の確保など組織基盤に対する支援が求められている。

【市民の意見】

- ① 「つなげる役割」を区役所や各区市民活動支援センターに期待
- ・ 地域の課題の一番の相談窓口は区役所。そこから、地域の様々な団体とつながり連携したい。
 - ・ 行政は様々な目的をもって活動している団体を積極的につなげてほしい。
 - ・ 各区市民活動支援センターが、人や団体などの地域資源の情報や、連携のノウハウを蓄積し、協働の相談窓口になることを期待している。
- ② 縦割り、組織文化の違いが対話を阻んでいる。それを繋げる中間支援が必要
- ・ 行政の部局による縦割り、活動団体のテーマによる縦割り、自治会町内会とNPO等組織文化の違いなどにより、課題の認識が異なり、対話・連携が難しい場合がある。力を合わせなければ、解決しない課題が多く、異なる文化の団体を中間支援がどうつなげるかが重要。
- ③ 具体的な困りごとの解決のためにつながる協働の場、必要な時につなげてくれる人や仕組みが必要
- ・ 市民活動団体や自治会町内会が、それぞれの活動の現場で感じている課題を、地域に共通の課題として取り出し、関係者をつなげてくれる人や仕組みが重要。
 - ・ 具体的な困りごとの解決のために、目的に向けて、「話し合う場」「力を合わせる場」つながる「協働の場」が重要。
- ④ 中間支援の機能を担うのは「組織」ばかりではなく、「人」または「仕組み」
- ・ 中間支援の機能を担うのは、組織とは限らず、コーディネートする人や、コミュニティカフェのような場、ネットワークなどの仕組みであることもある。
 - ・ 市域や区域では、コーディネートする人のネットワークを図る、協働のノウハウを蓄積する等、基盤を整えていくことが重要。
- ⑤ 民間の中間支援組織
- ・ 市民どうしが、協働のノウハウや蓄積してきた経験を共有・継承することも大切。民間のネットワークづくりも重要。
- ⑥ 市民の自発的な活動を促進する取組が重要。多様な主体が地域の課題に向けて取り組む、「市民と市民の協働」の支援をしてほしい
- ・ 地域のことは地域で解決するのが一番。
 - ・ 地域でこんな事がやりたいという話が出てはじめて、行政が相談に乗ってくれる事が私たちにとってありがたい。(自治会町内会)
 - ・ 「市民が自らの課題を解決する」ということに対する支援という視点が大切。
 - ・ 公共的な取組を担う主体が多様になっている。今後は行政、NPOだけでなく、地縁団体や企業も巻き込み、一緒に社会的事業に取り組むことが必要。
 - ・ 協働が行政の課題解決の手段から、いろいろな主体同士(地縁団体、NPO、企業、行政)の課題解決の手段になってきている。
 - ・ まずは私達1人1人が水平に繋がり、想いを持った時に声を挙げ、声を挙げたときに手助けする人と繋がる。ただ、横に繋がるだけでは解決できない問題は、行政の仕組みを使い支援してもらうことも必要。
 - ・ 市民同士の協働、行政と市民の協働の2つの協働の連携が必要で、分断では地域課題は解決できない。

- ⑦ 地域で活動する様々な団体が、交流、情報交換、課題を共有し、議論する機会や場が重要
多様な主体どうしの対話が大切
- ・ 分野を超えて地域に必要なことが語れる場があることが大切。
 - ・ 協働するにあたり、市・区から委嘱された協議会・委員等は縦割り。全ての委員・協議会が一同に集い、議論できる機会があれば進化するのは。(自治会町内会)
 - ・ 他区の団体や他地区団体との交流までつながる場や機会があるとよい。(自治会町内会)
 - ・ 協働はNPO個人で推し進めるのは難しいので、場を作ってほしい。(NPO法人)
 - ・ 自分たちが求めている情報や資源を持っている人や団体がわかることが大切。(NPO法人)
 - ・ 「共通の課題」を見出す仕組みがあれば良い。(企業)
 - ・ 行政・企業・団体・地域等、それぞれがステークホルダーのニーズと期待を抽出し、また、それぞれが提供できるものを考え示し、コーディネートする仕組みを築き、皆さんがメリットを見出せ参加できるようにしていくことが必要。(企業)
- ⑧ 課題解決に向けて、多様な主体をつなぎ、どうコーディネートしていくかが重要
- ・ 人口減少していく中で、行政の中だけ、市民活動だけではカバーしきれないこともある。横浜の協働の資源をどうやって集めてコーディネートして社会的価値のある事業を創っていくのが重要。
 - ・ 市民団体を巻き込むには強力なまとめ役が不可欠。
 - ・ それぞれの目的を持って活動している団体を行政機関で積極的につなげてほしい。
- ⑨ 市の職員は、市民とともに協働により課題解決に取り組む姿勢を持ち、行政内部も連携して支援に取り組んでほしい
- ・ 行政窓口担当者の対応の仕方で問題解決の一步が踏み出せるかが決まる。「共に悩みを解決しましょう」という姿勢があれば連帯の輪は広がる。(自治会町内会)
 - ・ 行政と協働を進めたいが、具体的にどう働きかければよいかわからない。行政が縦割りなのはその原因の一つ。(NPO法人)
- ⑩ 地域の様々な活動への、市民の理解や参加を促進する支援が大切
- ・ 役員だけの活動になっている。地域の方々が活動に消極的。高齢化や共働き世帯の増加のため、町内会活動に参加できる人が少なくなっている。地域での活動は高齢者ばかり。(自治会町内会)
 - ・ 自治会へ参画する人が少なくなっている。そのことを検討することも必要。
 - ・ 日頃の活動の中で「つながり」の重要性については大いに賛同するが、協働するためにはまず地域(自治会町内会)としての体力増強をはかることが先決。
 - ・ 活動が地域に知られていない。新たな活動に取り組む余裕がない。(NPO法人)
 - ・ 協働の前段階として、コミュニティをエンパワメントすることで協働の主体を増やしていくことが必要。
- ⑪ 協働自体が目的ではない
- ・ 協働自体が目的ではない。
 - ・ 協働は進化させるものではなく、そこから生まれてくる効果や成果が何かを問うべき。誰の笑顔が見たいのかが協働の仕組みにおいて重要。
 - ・ 協働するもの同士での成果に対する共通理解が必要。

⑫ 「協働」をテーマにした対話の場が必要

- ・ 今後も意見交換会（みんなの協働フォーラム）のような場、多様な市民が集まって協働の仕組みを議論したり、考え合える場が必要。
- ・ このような場をつくっていくことが協働を進めるための環境づくりにつながるのではないかと。

⑬ 条例や協働への理解を深める

- ・ 市民にも行政側にもまだまだ横浜市市民協働条例や、協働についての理解が進んでいないと感じる。
- ・ 横浜市は市民力の高い自治体として、全国でも注目されている都市だと思う。条例のことも、市民とともに考えていく姿勢を持つことが大切だと思っている。

【職員の意見】**① 協働や条例に対する周知や、学ぶ機会が必要**

- ・ 条例の趣旨をPRしていく必要がある。
- ・ 相互理解のために、市民と行政が協働について学ぶ研修の場などがあると良い。

② 市民の自発的な取組が行われるように、市民にとって活用しやすい制度にしていくことが重要

- ・ 市民が地域の課題解決のための取組にチャレンジでき、また幅広い取組が行われるよう、多くの市民にとって利用しやすい制度となるような運用が望ましい。
- ・ 行政側が多くのルールで縛られていると、対応が難しいこともあるので、協働を推進するにあたり手続きなどが煩雑にならないことが望ましい。

③ 市民協働を推進する職員の育成、地域課題に対し横断的に取り組む行政の体制づくりが必要

- ・ 地区担当制を有効に活用し、協働についての啓発や、市民からの提案の機会を促すなどの工夫が必要。
- ・ さらに複雑化・多様化することが予想される地域課題に対して、より一層様々な主体と協働していくことが重要となる。複合的な地域課題に対して、複数課を横断しながら対応できる体制づくり、土壌づくりを行政内部で進めていくための工夫や仕掛けが必要。

4 横浜らしい協働のあり方（横浜市市民協働推進委員会意見）

平成 25 年 4 月、「横浜市市民協働条例」（以下「条例」という。）は、それまでの「横浜市市民活動推進条例」の全部改正という形で施行されました。「横浜市市民活動推進条例」が、市民活動の支援に重点をおいた条例であったのに対し、新たな条例では、協働型社会の構築を理念に、市民や市民活動団体、自治会町内会、企業、大学等さまざまな「市民」が、横浜市とともに、これからの横浜の協働の主体として公共を担うことが明示されました。そして、市民から横浜市に対し協働事業の提案ができる「協働事業の市民提案」や、「横浜コード」で提起された「協働の基本原則」を保証する「協働契約」、また、協働型社会のつながりの循環をつくる「中間支援組織」の重要性など、新たな仕組みを提起するものでもありました。

この度、条例施行から 3 年を経て、条例の附則に基づき 3 年間の施行状況の検討が行われました。この検討に当たり、当委員会からは市民局に対し、市民の意見を丁寧に聞くこと、この取組自体を協働で行うこと、これからの時代にふさわしい協働のあり方について市民とともに議論する機会とすること等の意見を述べましたが、こうした意見を反映し、ワーキングの開催、アンケート調査の実施、市民意見交換会の開催など、市民との対話と協働のプロセスを重視し、市民と横浜市がともに、条例の意義をもう一度考える機会となりました。この取組を経て、当委員会からは、次のとおり意見を申し述べます。

1 協働の歴史と積み重ねから～協働をとりまく環境の変化～

横浜市には、「横浜市市民協働条例」ができる以前から、横浜市民と横浜市が培ってきた、参加と協働の歴史と積み重ねがありました。平成 3 年頃から「地域コミュニティ」「テーマコミュニティ」という概念が生まれ、市民自身が課題を解決する力が注目されました。平成 8 年からの「パートナーシップ推進モデル事業」では、実践を通して、横浜市、市民の双方に協働のノウハウが蓄積され、「横浜コード」や「市民活動推進条例」「協働推進の基本指針」につながりました。その後、平成 14 年以降、協働は横浜市の施策の大きな柱となって、「協働事業提案制度モデル事業」や「横浜会議」「地域福祉保健計画」「地域まちづくり推進条例」「身近な地域・元気づくりモデル事業」等、協働の事業メニューが施策の中に次々と生まれました。これらの協働の取組の中で、横浜市では、「自分たちのまちは自分たちでよくする」という市民の自発的・主体的な取組を重視し、行政がその市民の取組を支援するという協働の姿勢が大切にされてきました。

日本社会が発展の段階から成熟の段階に移り、人口減少、少子高齢化が進展する中で、市民や地域のニーズは多様化・複雑化し、行政だけで課題を解決することはますます困難となっています。また、空家問題や高齢者の孤立化、子どもの貧困など、新たな課題も顕在化し、ますますきめ細かなセーフティネットや公共的なケアが求められています。一方、社会的な課題に対して取り組む主体の層は、以前に比べ幅広く広がって、ソーシャルビジネスを立ち上げる若者たちや、公共的又は公益的な分野に参画する企業の取組も盛んになっています。自治会町内会が、NPO 法人等を立ち上げて、自ら地域に必要なサービスの提供を行う事例も見られるようになりました。

2 今回の振り返りからわかったこと～横浜らしい協働のあり方（目指すべき協働の姿）～

今回、アンケート調査や意見交換会で多くの市民の声を聴いてわかったことは、

- 1 これからの社会の課題に対して、多くの方々が、地域の中の多様な主体の連携やつながりによって解決していくことが重要だと考えていること
- 2 行政に対しては、そのような多様な市民の協働の取組を継続的かつ横断的に支援してほしいと考えていること
- 3 協働はそれ自体が目的ではなく、具体的な目標達成を目指して市民の間で柔軟に展開されるべきと考えていることでした。

公共の取組は、行政だけではなく自治会町内会やNPO、企業など多様な主体によって支えられるものへと変化してきています。特に、身近な人の困りごとや困難な状況を「ほっとけない」と思った市民一人ひとりが、行動を起こし、仲間をつくり、市民どうしがつながることにより、解決のための取組を始めています。

行政に今求められているのは、こうした市民主体の取組を支援することであり、その取組を「協働」という仕組みを通して、地域課題の解決に結びつけるための環境づくりであると考えます。

これまでも横浜は、自立した市民の力や行政との協働により、いくつもの困難な課題を乗り越えてきました。豊かな市民活動や、協働の経験と知恵。これらの積み重ねが、横浜の協働の豊かな土壌となって、次の時代に受け継がれていくものと考えます。

自立した市民の豊かな活動。その多様な活動が縦横無尽につながった豊かな地域社会。それらを基盤に、多様な主体どうしが、また行政もその一員となって、自由闊達な対話と議論を重ね、新しい時代の新たな課題にも、協働により果敢に挑戦していく。そのような姿が横浜らしい協働ではないでしょうか。

3 これからの協働型社会に向けた提案

条例がめざす協働型社会の促進に向けて、次のような取組を提案します。

(1) まちづくりの主役は市民 主体的に関わる市民を増やす

これからの協働型社会においては、市民・企業・大学・行政などが、自分たちも一緒に課題解決や地域づくりに参画していこうとする気運を高めることが重要です。市民が、身近な地域の課題や、自治会町内会、NPOなどの地域を暮らしやすくするさまざまな活動に関心を持ち、自分事として参画することが大切です。そうしたことを通じて、自ら主体的にまちづくりに関わる市民を増やすことが重要です。

(2) 協働力のある市職員を育成する

行政運営の中で、市民との協働は今後ますます重要な要素となってくると考えます。「公共や公益は、行政だけが担うのではなく、市民との協働の上に成り立つ」という意識を、市の職員が共有することがまず重要です。さらに、行政内部の連携を図って、多様な市民の協働による地域の課題解決に向けた取組を支援していくためには、担当職員に協働する力が要求されます。実践の積み重ねからそうした協働する力を高め、職員の横断的かつ柔軟な動きによって、市民の協働の後押しを進めて行ってほしいと考えます。

(3) 多様な主体が出会いつながることの環境づくりを行う

地域課題の解決に向けて、多様な市民や活動団体が、出会い、つながることが重要であり、その支援が求められています。多様な市民や行政が、地域の課題や、解決のための資源（人・もの・お金など）を持ち寄り、一緒に考え、協働のプロジェクトを立ち上げたり、行政へ事業を提案したり、解決のための方法を協議する場が、市域、区域、地域のエリアなど、横浜市中のさまざまなエリアで展開されていることが望まれます。

そうした場が創出される環境づくりとして、地域の課題や活用可能な地域の資源が、市民に共有されていることが大切です。地域で活動する団体どうしが交流したり、地域の人や活動などに関する情報を提供する機能は、地域に身近な各区市民活動支援センターにも求められると考えます。また、SNSを活用して生活に身近な課題を共有するなどネット上の場であることも考えられます。

(4) 活発な市民提案が生まれるための支援体制を整える

協働型社会では、市民が自発的に課題解決に取り組むとともに、行政に対しても活発な施策提案が行われることが大切です。市民の身近な気づき、個人の思いが市民提案に至るまでには、課題の調査、行政との対話、地域のさまざまな団体との連携など、プランの公共性を高めるためのさまざまなプロセスが必要です。市民提案のプロセス自体が、多様な主体のつながりをつくり市民の間に協働を育てるような仕組みを検討してもらいたいと考えます。

こうした支援が行われるように、中間支援組織等と協力してワンストップで協働の相談を受ける総合窓口や、行政内を横断的につなげる機能の強化、支援メニュー、予算措置など、市民提案をテーマに協働の環境づくりを幅広く検討することが必要と考えます。

(5) 協働の実践から中間支援を担う人材を育てる

多様な主体をつなぎ、課題解決に向けた協働の取組を進めていくためには、資源を集める、多様な主体と協議しコーディネートする、提案を市の関係部署に横断的につなげる、協働事業の相談・コンサルティングを行う、将来の課題に向けた調査研究をするなど、中間支援の機能が重要となりますが、この広範囲の機能を十分に担う組織が、数多くあるわけではありません。また協働の経験がなければコーディネートはできません。多様な主体が出会いつながる協働の環境づくりを進めるとともに、そこに若い人材にも中間支援として積極的に関わってもらい、協働の実践から、中間支援を担える人材を育成することが必要と考えます。また、人材の育成については、中小のNPOでは負担が大きいため、公的なサポートも含め支援策を検討する必要があります。

(6) 協働契約の意義を共有し、市民・行政が協働事業の成果を高めるための仕組みとする

協働事業の実践において、協働契約は、「協働の基本原則」を保証し、主体どうしの力が十分に発揮され、事業の効果を高めることを目的に締結します。この意義を、協働事業に携わる市民・行政の双方が十分に理解し、市民への成果に向けて取り組むことが重要です。協働の実践において、組織文化の違う異質な他者との協働は、負担や手間も大きく、ときに対立を生むこともあります。さまざまな主体との付き合い方、目標への向かい方等は協働事業を通して

体験的に身に付けるものでもあり、協働契約を含めて、PDCAを回し互いに学び合うことで、課題解決や価値創造に向かうものと考えます。

今後ますます、多様な主体との多様な協働事業が想定される中、従来の委託契約や補助金交付をベースにした考え方にとらわれ過ぎることなく、よりよいパートナーシップ構築のためにも、それぞれの事業の実態に合った協働事業にふさわしい契約内容にしていく必要があります。

(7) 協働について多様な主体による議論の機会をもつ

社会の動きによって、協働は常に新たな形へと進化していくものと考えます。取組の実践を積み重ねるとともに、事例を共有し、協働を促進する環境づくりについて、多様な市民が、議論を行う機会を継続してもつことが、これからも重要であると考えます。

5 3年間の施行状況の検討結果

1 条例の目的

「横浜市市民協働条例」（以下「条例」という。）は、市民協働を進める上で必要となる横浜市の責務と基本的事項を定め、市民の活動や市民協働の環境を整備し、市民の知恵や経験を市政に反映することにより、協働型社会の形成を図るとともに（条例前文）、市民等が自ら広く公共的又は公益的な活動に参画することを促進し、もって自主的・自律的な市民社会の形成に資すること（第1条）を目的に制定されました。

2 条例制定による成果と課題

条例により、横浜市と市民等が市民協働を行う際の基本的なルールが定められたことで、横浜市と市民とのより良いパートナーシップの形成が促進されました。また、協働事業を市民等が横浜市に対し提案できる制度を新たに設けたことにより、地域の課題解決や魅力づくりにつながる市民の先駆的で柔軟な発想を活かした取組も現れています。

また、市民公益活動や市民協働が円滑に行われるための支援や活発に行われるための環境づくりが、「横浜市の責務」とされたことを受けて、横浜市人材育成ビジョンの求められる職員像として「市民の皆様とともに協働して取り組むこと」を位置づけるとともに、幅広い階層の職員を対象に協働研修を実施し、市職員全体の協働マインドの醸成に努めてきました。

また、条例に明記された「中間支援組織」については、協働を推進するためにその育成や支援が重要であることから、中期4か年計画にも位置づけ、推進してきました。

しかしながら、今回、条例の施行状況の検討において、各制度の運用を検証した結果、市民提案制度や協働契約などについては、制度の活用や実践に関する市民や市職員の理解が十分でないことや、支援の環境が十分に整っていないため、上手く活用できていないことなどがわかりました。

また、アンケートや意見交換会等からは、少子高齢化がさらに進展し、人口減少の時代を迎えつつある中、新たな社会的課題や地域課題に対しては、多様な市民の協働により課題解決に取り組むことが今後ますます重要であり、行政にはそのような取組の支援を求めていることがわかりました。

3 今後の方向性

以上を踏まえ、今後、次のような取組を進め、条例の趣旨を広めるとともに、本市の責務を果たし、市民の協働を促進する環境づくりを進めていきます。

(1) 条例に対する市民と職員の理解促進

条例の趣旨が正しく理解され、条例で定める各制度が有効に活用されて、市民の活動の支援と市民協働の取組の促進が図られるよう、市民と職員の理解を深めます。

(2) 市民の主体的な活動の支援

地域では、自治会町内会、NPO、企業等、さまざまな団体や人々が、身近な課題の解決や魅力づくりに向けて自主的、継続的に取組を進めていますが、こうした市民の主体的な取組が、自主的・自律的な市民社会形成の重要な基盤であり、今後もそうした取組が、安定的・継続的に行われるよう、担い手や資金の確保等、活動の基盤強化に向けた支援を引き続き行っていきます。

(3) 多様な主体による協働の支援

少子高齢化の進展など社会情勢の変化に伴う新たな社会的課題に対しては、一つの主体による取組だけでは解決が難しく、多様な主体による新たな連携が必要となっています。

地域においては、活動するさまざまな団体や人々が、出会い、つながり、連携しながら、主体的に課題解決や魅力づくりに取り組むことが重要です。

そこで、テーマを超えた団体どうしの相互理解、地域の課題や資源に関する情報の共有、具体の活動に向けての連携の促進、社会的課題や地域課題に応じて多様な団体が連携する場の設置など、多様な主体による協議と実践の場が充実するよう支援を行っていきます。

(4) 中間支援の機能の強化

地域の多様な主体による協働を促進するためには、さまざまな人や団体どうしをつなげ、その活動を支援する中間支援の機能がますます重要になっています。

引き続き、民間の中間支援の取組を支援するとともに、各区市民活動支援センターがとりまとめとなって、区役所や地域のさまざまな施設と連携しながら、地域の人や団体の情報を蓄積・共有し、団体どうしの交流の機会を提供するなど、中間支援の機能を高めていきます。また、こうした取組を通じ、市民やさまざまな団体に、中間支援の働きを担う人材が育成されることを図ります。

(5) 区局が連携した地域支援の取組と職員の人材育成

横浜市では、区役所が地域に寄り添い、部署ごとの縦割りによる事業展開ではなく、一丸となって地域とともに課題解決に取り組めるよう、全区で「地区担当制」や「地域支援チーム」など「地域と向き合う体制」の整備を進めてきました。さらに、平成28年4月施行の横浜市区役所事務分掌条例では、「地域協働の総合支援拠点」としての区役所の位置づけを明確にしました。

今後も、地域のさまざまな連携や協働を支援し、さらに、地域の状況や課題に応じ、横浜市との協働により、課題解決を進めていくことが求められています。そこで、職員一人ひとりが、市民とともに協働により課題解決に取り組む姿勢を持ち、区局が連携して効果的な地域支援に取り組んでいけるよう、人材育成を進めます。

(6) 市民提案など条例の各制度を活かすための実践的な支援と協働契約の改善

社会的課題や地域課題の解決に取り組みたい意欲のある市民が、条例の各制度を活用し協働の取組につなげていけるよう、実践的な支援を行っていきます。

協働契約は、横浜市と市民等が、ともに公共的公益的な事業を担うことを合意し、良好なパートナーシップを築きながら、互いの力を存分に発揮して市民に対しより良いサービスを提供するために、重要な仕組みです。この趣旨を、市民、市職員がよく理解し、単に書面上の契約を締結するのではなく、計画から事業実施にかかるまで円滑に協働事業を進めることができるようマニュアルを整備するなど支援を行います。また、多様な協働の実態に即した契約書の内容や、市民に対し成果をわかりやすく説明する事業評価の方法等、より良い仕組みとなるよう、事例を重ねて検討していきます。

協働事業の市民提案制度が、市民の発意や意欲を高め、地域の協働の輪をつなげることに活かされることが大切です。市民提案を促進するために、必要な支援や市の体制、環境づくりについて検証を行う具体的な取組を実施していきます。

6 横浜市市民協働条例

平成24年6月25日

条例第34号

横浜市市民協働条例をここに公布する。

横浜市市民協働条例

横浜市市民活動推進条例(平成12年3月横浜市条例第26号)の全部を改正する。

横浜市では、これまで多くの市民の努力のもとに、自主的で自由な市民の活動に幅広く支援が行われてきた。特に不特定多数のものの利益の増進に寄与することを目的とした市民の活動の支援を推進するとともに、市民協働の発展にも力を注いできた。

広範で豊かな市民の活動があつて、初めて市民協働も進展していくのである。

いま時代の展開とともに、市民協働の現場からは、より適切なパートナーシップの構築のため、協働で行う事業の進め方等について、新たな規範を定める必要性が指摘されてきた。

市民協働は、行政と市民、市民団体及び地縁による団体等市民協働を実施するものたちの協議によって個々に形づくられていくものである。そのため、市民協働の形態も多岐にわたることになる。

このような市民協働による社会は、自ら目指すところにより活動していくための自由と権利が保障されている社会であるとともに、お互いを尊重し合い、自己のみの利益追求ではなく、相互に助け合うことのできる社会である。

ここに、市民協働を進める上で必要となる横浜市の責務と踏まえておくべき基本的事項を定め、市民の活動や市民協働の環境を整備するとともに、市民の知恵や経験を市政に反映することにより協働型社会の形成を図るものである。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市民協働に関する基本的事項を定めることにより、市民等が自ら広く公共的又は公益的な活動に参画することを促進し、もって自主的・自律的な市民社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市民等」とは、市民、法人、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に定める地縁による団体及びこれらに類するものをいう。

2 この条例において「市民協働」とは、公共的又は公益的な活動及び事業を横浜市(以下「市」という。)と市民等とが協力して行うことをいう。

3 この条例において「市民公益活動」とは、市民等が行う公共的又は公益的な活動をいう。

4 この条例において「市民協働事業」とは、市と市民等が第8条に定める基本原則に基づいて取り組む事業をいう。

5 この条例において「中間支援組織」とは、市と市民等を相互に媒介し、市民等の自立と課題解決を支援するため、市民等のネットワーク化と交流促進、情報収集と提供、相談とコンサルティング、調査研究、人材育成と研修、活動支援と助成又は政策提言等を行う組織をいう。

(市の責務)

第3条 市は、市民公益活動及び市民協働事業が円滑に行われるために、情報の提供並びに人的、物的、財政的及び制度的にできる限りの支援をしなければならない。

2 市は、営利を目的とせず、自主的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動が活発に行われる環境づくりに努めるものとする。

(市民等の責務)

第4条 市民等は、市から財政的支援を受けた市民公益活動及び市民協働事業については公正に行わなければならない。

2 市民等は、その特性を生かしながら市民協働事業を行うとともに、活動内容が広く市民の理解を得られるように努めなければならない。

第2章 市民協働

第1節 市民公益活動

(市民公益活動)

第5条 市は、市民等が行う市民公益活動(次の各号に掲げるものを除く。)を特に公益性が高いと判断したときは、活動場所の提供及び財政的支援をすることができる。

(1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動

(3) 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

(4) 営利を主たる目的とする活動

(市民活動推進基金)

第6条 市民公益活動を財政的に支援するために、市に横浜市市民活動推進基金(以下「基金」という。)を設置する。

2 市が基金に積み立てる額は、歳入歳出予算をもって定める。

3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

4 基金の運用から生ずる収益は、歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。

5 基金は、その設置の目的を達成するために必要がある場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(支援申請等)

- 第7条 市民等は、市から助成金の交付、施設の優先的使用等特別な支援を受けて市民公益活動を行うときは、あらかじめ規則で定める書類を市長に提出しなければならない。
- 2 市民等は、前項の活動が終了したときは、速やかに、事業報告書を市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、前2項の規定により提出された書類について、当該市民等に報告又は説明を求め、その結果に基づいて必要な措置を講ずることができる。
- 4 市長及び当該市民等は、規則で定めるところにより、第1項及び第2項に規定する書類又はその写しを一般の閲覧に供しなければならない。

第2節 市民協働事業

(市民協働事業の基本原則)

- 第8条 市及び市民等は、次に掲げる基本原則に基づいて、市民協働事業を行うものとする。
- (1) 市及び市民協働事業を行う市民等は、対等の立場に立ち、相互に理解を深めること。
- (2) 市及び市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業について目的を共有すること。
- (3) 市及び市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業について、その情報(第13条に規定する秘密を除く。)を公開すること。
- (4) 市及び市民協働事業を行う市民等は、相互の役割分担を明確にし、それぞれが当該役割に応じた責任を果たすこと。
- (5) 市は、市民協働事業を行う市民等の自主性及び自立性を尊重すること。

(市民協働事業を行う市民等の選定)

- 第9条 市長は、市の発意に基づき市民協働事業を行おうとするときは、その相手方となる市民等を公正な方法により選定しなければならない。
- 2 市長は、市民協働事業の相手方となる市民等の選定に当たっては、当該市民協働事業に必要な技術、専門性、サービスの質その他の事業を遂行する能力を総合的に考慮しなければならない。

(市民協働事業の提案)

- 第10条 市民協働事業を行おうとする市民等は、市に対し、市民協働事業を提案することができる。
- 2 市長は、前項の提案が行われたときは、速やかに、当該提案を審査し、採用の可否を決定し、理由を付して提案者に通知しなければならない。この場合においては、前条第2項の規定を準用する。

(自主事業)

- 第11条 市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業に支障がない限り、当該市民協働事業以外の事業(以下「自主事業」という。)を当該市民協働事業とともに行うことができる。
- 2 市民等は、自主事業を行うときは、あらかじめ市に届け出るものとする。自主事業を終了したときも同様とする。

(協働契約)

第12条 市は、第9条第1項の選定又は第10条第2項の決定により市民協働事業を行う場合は、規則で定める軽易なものを除き、当該市民協働事業を行う市民等と市民協働事業に関する契約(以下「協働契約」という。)を締結するものとする。

2 前項の協働契約には、事業目的、事業の進め方並びに役割、費用及び責任の分担その他規則で定める事項を定めるものとする。

(秘密の保持)

第13条 市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業を行うにつき知り得た秘密を漏らしてはならない。当該市民協働事業が終了した後も、また同様とする。

(負担)

第14条 市は、市民協働事業を行う市民等に対して、公益上必要な負担を負うものとする。この場合において、市は、市民等の自主性及び自立性を重んじるとともに、効率的・効果的なものとしなければならない。

(事業評価)

第15条 市及び市民等は、当該市民協働事業の終了後(当該市民協働事業が年度を越えて継続する場合は、年度終了後)に、事業の成果、役割分担等について、相互に評価を行うものとする。

2 前項の規定により評価を行った場合には、当該評価を公表するものとする。

第3節 中間支援組織

(中間支援組織)

第16条 市及び市民等は、市民協働事業を円滑に進めるため、中間支援組織の育成に努めるものとする。

2 市及び市民等は、中間支援組織の助言に対して誠実に対応するものとする。

第3章 市民協働推進委員会

(市民協働推進委員会)

第17条 市民協働の推進に関し必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関として、横浜市市民協働推進委員会(以下「市民協働推進委員会」という。)を置く。

2 市民協働推進委員会は、市民協働の推進に関し必要な事項について、市長に意見を述べることができる。

3 市民協働推進委員会に、必要に応じ部会を置くことができる。

(組織)

第18条 市民協働推進委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市民等
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第19条 前条第2項の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第2項の委員は、再任されることができる。

第4章 雑則

(報告)

第20条 市長は、市における市民協働の取組み状況について、適宜、議会に報告するものとする。

(読替え)

第21条 水道事業、交通事業及び病院事業並びに教育委員会において行う市民協働については、この条例(第3章及び附則第1項を除く。)の規定中「市長」とあるのは「公営企業管理者」又は「教育委員会又は教育長」と、「規則」とあるのは「企業管理規程」又は「教育委員会規則」と読み替えるものとする。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成25年2月規則第13号により同年4月1日から施行)

(適用)

2 この条例は、この条例の施行の日以後に始める市民協働から適用し、同日前に現に行われている市民協働については、なお従前の例による。

(見直し)

3 この条例の施行の日から起算して3年ごとに、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うものとする。

横浜市市民協働条例の施行状況の検討報告書

横浜市市民局市民協働推進部市民活動支援課

電話：045-227-7915 FAX：045-223-2032

E-mail：sh-shiminkatsudo@city.yokohama.jp

横浜市市民協働条例の施行状況の検討報告書

資 料

- 資料1 市民等へのアンケート調査結果について・・・・・・・・・・ 1
- 資料2 意見交換会「みんなの協働フォーラム」開催内容について・・・・・・・・ 22
- 資料3 区局協働事業所管課へのアンケート調査結果について・・・・・・・・ 63

市民等へのアンケート調査結果について

条例に基づく制度の運用状況や、協働を進めるための環境づくり等について意見を聴くために、2種類のアンケート調査を実施しました。

1 アンケート1

(1) 概要

■調査目的

自治会町内会、NPO法人、企業、市民（個人）の皆様を対象に、協働に対する考えや、協働を進めるための環境づくり等を調査しました。

■調査対象

自治会町内会（2,877団体）、NPO法人（1,447団体）、企業（横浜型地域貢献企業373社等）、市民（個人）

■調査方法

【配布方法】アンケート用紙は、意見交換会のチラシと一体で作成し、郵送等により対象者に送付、区民利用施設等に配架、市ホームページに掲載

【回収方法】FAX、郵送、WEBで受付

■調査期間

平成28年8～10月

■回答状況

358（自治会町内会：197、NPO法人：63、企業：82、市民（個人）：16）

(2) 結果

①地域の様々な人や団体、企業、区役所・市役所などと知恵や力を出し合い、一緒に活動を行うことについて、どのように考えていますか。

選択肢	自治会町内会		NPO法人		企業		市民（個人）	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1. 重要であり、すでに取り組んでいる	126	65.6%	43	67.2%	68	81.9%	8	57.1%
2. 重要であり、今後取り組みたい	32	16.7%	18	28.1%	12	14.5%	2	14.3%
3. 重要であるが、取組むことが難しい	31	16.1%	3	4.7%	3	3.6%	3	21.4%
4. 必要性、メリットを感じない	3	1.6%	0	0.0%	0	0.0%	1	7.1%

≪ 3. 重要であるが、取組むことが難しい。（理由について自由記載） ≫

■自治会町内会

1	若い方との参加をいかに進めるかの問題解決が無策ではないのか！！
2	少子高齢化が進み、共働き世代が増えているため参加が少ない。
3	住民の意識が低い
4	当自治会は社宅居住者で構成されているため、会員が2～5年単位で入れ替わり、維持的な活動を行うことが困難なため。
5	高齢化のため町内会で活動に参加できる者がいない
6	地域の方々が活動に消極的である
7	町内活動の運営に参加しようとする人が少ない
8	居住者の職業が特殊であり参加が難しい。入居世帯が少ない。
9	時間がない
10	役員以外の活動に参加が難しい
11	区役所の相談窓口が解らない。多分解決案が得られないだろうと思う。
12	高齢と現役者の関心が低い

資料1：市民等へのアンケート調査結果について

13	まだ意識が低い人が多いため
14	活動の企画、計画力が不足しているため。
15	父母の介護と仕事と会長職の両立に加え、すすんで参加することができない。
16	住民の多くが高齢者のため
17	啓発で関心を高めるには「一目で判る簡素化のお知らせ」が地域暮らしを快適にする。推進活動は「活動員の務め、講演」等が主になり、地域への伝授が薄く感じる。大変と思うが年1回程度（土日）限定「団体・企業・役所」等が自治会へ参加で講演会で連携を深めるようにする。地域も関心が深まる。
18	社宅の自治会であるため取り組む際のモチベーションの持ち方が難しい
19	役員だけの活動になる
20	自治会員の高齢化、若い人も忙しい
21	地域の人達の仕事の都合が難しい。土日以外だと高齢の人しか参加できない。
22	行政機関のたて割構造をつなぐ第三者（機関）の不在。
23	平日の活動ができない。仕事の為
24	会社員の為平日の活動は無理
25	地域によって課題が異なる中で、総くくりで議論しても、当該地域の具体的な課題解決に至らないのではないか。個別対応が好ましく、それをどのように支援するかの体制づくりをして頂くことの方が有り難い。
26	団体・企業が立地しない。行政からの依頼事項が多く、手が回らない。
27	自治会内としては、共働き世帯が多く、必要と考えながらも、まだ浸透しきれていないと感じるため。
28	仕事があり、平日の活動の参加が難しい
29	自治会員が高齢者が多いこととひとり親家庭も多く家庭の事情等を考慮すると協力をあまり望めない

■NPO法人

1	日々の業務に追われて広がりを求める余裕がない
2	人々のベクトルを合わせる事の難しさ
3	地域の課題解決のための補助事業にプランを具体的に作製したものの、区役所の要望で、応募することができなかった。

■企業

1	勤務形態が不規則であり、一部を除き、一緒での活動が難しい
2	具体的な進め方、相談窓口が分からない

■市民（個人）

1	活動自体が少ない（周知されていないだけかもしれないが）。子育て中であり、時間的な余裕が少ない。
2	町内会構成者の老化で、課題があっても解決する力に限界がある。
3	傾聴ボランティアの性格上一緒に活動するのが難しい

《4. 必要性、メリットを感じない。（理由について自由記載）》

■自治会町内会

1	今後の災害発生を考えると、自治会として周辺自治会との連携が1番重要だと思う。
2	今世の中は即時性、物理的距離を超えた密接なつながりの中にすでに移行している。すでに輪が出来上がっている。これを活用していないのは行政であり、旧システムに基づいて動く仕組みそのもの。旧システムを変えてゆくことが必要であり、ただ旧来の方法で存続させる事は重要とは思えない。自主的な市民社会を作るとは行政の責任であり市民に求めるものではない、この政策は無責任なご都合主義としか感じられない。

② 様々な団体同士と一緒に活動していくためには、どんなことが必要だと思いますか。

選択肢	自治会町内会		NPO法人		企業		市民（個人）	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1. 相談できる人や場や機関があること	105	15.8%	32	13.0%	24	14.5%	11	15.7%
2. 助成金などの情報が得られること	72	10.9%	30	12.2%	17	10.2%	11	15.7%
3. 地域の課題に関する行政等の情報が得られること	84	12.7%	29	11.8%	29	17.5%	8	11.4%
4. 地域で活動している団体の情報が得られること	92	13.9%	30	12.2%	23	13.9%	11	15.7%
5. 地域の団体同士が情報交換や交流できる機会があること	105	15.8%	41	16.7%	17	10.2%	9	12.9%
6. 団体や様々な主体をつなげる人や場や機関があること	88	13.3%	29	11.8%	18	10.8%	10	14.3%
7. 地域の課題やその展望などを議論できる機会があること	72	10.9%	30	12.2%	14	8.4%	5	7.1%
8. 社会への働きかけや政策や制度等に関する対話の機会があること	32	4.8%	23	9.3%	16	9.6%	4	5.7%
9. その他	13	2.0%	2	0.8%	8	4.8%	1	1.4%

《 9. その他（内容について自由記載） 》

■自治会町内会

1	相談できる機関があり、かつ、行動して貰いたい。
2	関係者の負担が少ない情報共有の方法、掲示物・回覧物の統合、メディア化など
3	重複する組織、サービスを統廃合する指導力ある機関があること。
4	行政が全体的ビジョンの元、仮説をたて、関係者を巻き込んで結果・検証を修正していく。
5	共通認識と情報の共有化の可能性 個人情報保護法やプライバシー、守秘義務の妨げ
6	地域活動を行える十分な時間と余裕があること
7	現在の活動で手いっぱい。これ以上は無理。現状の活動にどれだけ多くの人に参加させるかが課題である。
8	それぞれの組織にできることできないことがあると思うので、互いの苦手・弱点を相互に補完できる体制を作ること。
9	活動が大きな負担にならないこと
10	民間の企業もスポンサーなどとして取り組む。スポンサーにもメリットがある事が大切。
11	地域でのリーダーの育成
12	日本人特有の遠慮や雰囲気重視し、議論や目的をないがしろにする風潮を取り除くこと。自分の常識を人にあてはめず、ダイバーシティを重視すること。
13	自治会役員の高齢化が進む中で若い人材の参加がどうしても必要となる。この対策は難しいと思うが、行政からの支援策など継続的に検討願いたい。

■NPO法人

1	NPOの活動に対する広報を積極的に行ってほしい。
2	継続的に活動することによる相互の信頼関係

■企業

1	具体的な要望の一覧化・見える化のコーディネーターがいるといい
2	町内会と企業に接点がない
3	参加者に対するフォロー体制を作ること（作業中、作業後）
4	それに対する効果測定があること
5	何をすればよいか、具体的な事を提案していただきたい
6	地域の課題解決のデザインや、各セクターのマッチングができる人材を育成すること。
7	本来の目的を知って、協働する意識を持った担当者等の育成。
8	物心両面で余裕をもつこと。もてるように取り組んでいくこと。

■市民（個人）

1	有志とデイサービス訪問
---	-------------

③ 地域や区役所・市役所などと一緒に活動していくうえで、課題となっていることはどんなことですか。（企業のみ設問）

選択肢	回答数	割合
1. 地域の困りごとを一緒に考える仕組みがない	32	23.5%
2. 地域との連携や協力の仕方が分からない	18	13.2%
3. 連携や協力する相手が見つけれられない	9	6.6%
4. どこに提案をしてよいか分からない	14	10.3%
5. 地域貢献や社会貢献がきちんと評価されていない	26	19.1%
6. 現在の事業で手いっぱい、新たな活動に取り組む人的・時間的・財政的余裕がない	28	20.6%
7. その他	9	6.6%

《7. その他（内容について自由記載）》

1	行政の方々とのつながり
2	区役所に電話しても要望した事が実現した事がない。（川の水面ゴミ回収等）
3	職員の高齢化に伴い、肉体的負担が多い作業による健康上の問題が危惧される。
4	地域のお祭りへの人的参加
5	3の相手（行政）
6	課題は見つけられても、ソリューションを構築できる人材が不足していることではないかと思います。
7	区役所・市役所の担当等、担当者が変わるや、方針が変わるなど継続した協働はなかなかできない。
8	交通規則、並びに防犯に関し、正しく理解し、正しい行動を心掛けること。

④ 協働に関し、何かご意見等がありましたら、教えてください。

■自治会町内会

1	・誰が、何をやっているのかなどが不明。 ・自治会長が持ち回りのために上記を知るのが遅くなる。
2	高齢化社会の到来は数十年前から問われていて、市は未だどんなつながりの輪と考えてきたのか！！地域での活動は高齢者ばかり！！指導者も高齢者。参加するさまざまな会など同じ方々。本当に残念！！
3	質問 ・ハートプランとはどうちがうのですか？ ・会長をやって5年目ですが、協働についてはじめてです。今までPRとか活動とかしていましたか？
4	自治会によってニーズが異なるので、自治会の自主性を尊重していただきたい。役員・理事は市や他の団体の委嘱委員の仕事に追われ、自治会のニーズに充分に対応できていない。このままでは自治会離れが進むと思われる。少子高齢化、共働き世代の増加により、役員、理事の担い手が少なくなっている。
5	場がないと何もはじまらない。町には公的機関の建物もなく、自治会室といっても多数の方が入る大きなところは2か所くらいしかないの、地区の真ん中に1つぐらい大きな集会場のある建物が必要。
6	社会状況（道路、学区、住宅開発）が年々変わっていく中で、古くからの住民と新住民の考え方に大きなズレが生じている。将来に向けての展望が見えない。一歩、ふみ出す元気がもうない。お役所ももっと状況を把握する必要がある。
7	自治会へ参画する方が減っているので、その課題についても検討する必要があると思う
8	①どのような団体があり、何をやっているのかをバラバラではなく、体系的にまとめた小冊子があると良い。 ②団体や機関が多すぎると感じている。
9	私共の団体は地域の商店街の活性化のためにつながり祭というまつりを行っている。（子供から大人とつながり輪を）
10	自主性、自発性の助長と支援強化が望まれる。行政の単年度予算／決算制度のあり方。行政の非や弱みを修正・変更する度量の柔軟性を望む。
11	バスの運行にこの協働の力が使えたらと思います。
12	当マンションは自治会加入率が分譲なのでほぼ100%だが、周辺には自治会がない地域もある。まず、自治会がない所や加入率の低い所の加入促進をもっとやらないと協働はイメージだけになるのでは？
13	①児童へのしつけ教育に対し、学校から家庭への諸要請をする内容があっても良い（むずかしいが）例えば家庭内での挨拶への習慣づけなど ②子供を持つ両親等の就労支援の強化

資料1：市民等へのアンケート調査結果について

14	ひとつの団体でやることには限度があるので、いろいろな団体と協力、支援して実行することが大切。
15	区役所、市役所へ「市区民の声」を書き投函していたが、Answer Backが無くあきらめています。例えば歩きタバコ禁止、受動喫煙問題をもっと取り上げ、他の自治体の様に罰則を設けるなど横浜市の取り組みでもあるので早く強力に実施する等が一向に見えない（やる気がない？）区民、自治会のモチベーションが下がっている。
16	役所との相談の機会が多いが、いつも「検討中」「検討中」という回答が多いように思います。スピーディーな対応が望まれます。
17	他区の団体や他地区団体との交流までつながる場又は機会があるとよい。
18	自治会でも様々な問題が出て来ているが、相談できる窓口として行政（区役所）と密接にわかりやすい形で関わればと思います。そこから解決のため地域の企業・団体への紹介から一体として取り組めるような形になればと考えます。できれば休日に開設している行政相談がほしいし、自治会役員会で講演していただけることがあればさらにありがたいものです。
19	情報交換の場が重要であり、その機会を用意して頂くとありがたい。
20	無理せず長く続ける事
21	スマホ時代、若い人と年配の人とのコミュニケーションをはかる、うめる方法？
22	自主的に行っている自治会活動のほかに、役所、学校（公立）、役所の外郭団体、役所の地区機関（地区センター等）、各種の委嘱委員（青少年指導員等）の委員会、イベント等の参加要請がすべて通知一枚で自治会長に集中し、私生活にも支障が出ます。疲れて、活動の意欲が出ません。こんなにできる筈がありません。このアンケートに答えるのも大変です。
23	弊マンションと同じ構造（低中層の複数棟）のマンションで意見交換したい。防災、減災推進研修（ステップアップ研修）マンションの地震対策に期待している。行政から委嘱される各種委員だが委員のための活動、お手盛り活動になっていませんか。極端な例は「〇〇〇催しがあるが〇〇地区〇名出席してください。」
24	自治会町内会のボランティア行為と行政、企業、NPO法人等の仕事とは根本的な違いがあり、目指すところの協働は困難と思われる。特に定年延長、共働き化が増々すすむ中で自治会町内会にたずさわる人不足、そして人材不足の為、期待されるどころのレベルでの協働は一層無理な状況になりつつある。決して協働は不可ということではなく、どうしたら目的とする協働を成せるのか、方法論、方策を再考することが肝要と思う。
25	町会からの問合せに対する行政窓口担当者の対応の仕方（第一印象）で問題解決の一步を踏み出せるかが決まる。「共に悩みを解決しましょう」という姿勢があれば連帯の輪は広がる。
26	何をやるにもみなさんの協力が必要である。物事一人で何もできません。
27	住民の「つながりの輪」を求めるなら、「シェア金沢」のようなことを考えるのも一つではないですか「やってあげる」「やってもらう」がベースの福祉はやがて破たんする！
28	つなぎ役である役員の選出に苦勞しており、多くの方のご支援に期待したい
29	担い手の高齢化が進むなか若い世代が地域や仕事に集中しなければならぬ現在で有りながら若い世代の担い手が不足しており、気の遠くなる様な思いをしております。
30	重複している活動が多い。自治会としてのメリット少ない。行政の活躍に期待。
31	役割を分担し責任を持たせる。やりがいを持たせる。
32	公園愛護会活動については、町会の経費持ちだし分も多い。また、広報配布など役員の労働負担も多い。協働が下請け作業に終わらないよう、つながっている今の組織力を大事に生かさないと少子高齢化、人口変化に対応できないと考える。
33	横浜市は何かというと町内会活動に移そうとしている感有り。例：防災活動、高齢者買い物難民問題
34	上記は全て必要だと考える。できるところから1つひとつ実践して行くことが必要だと考える。
35	日頃の活動の中での「つながり」の重要性については多いに賛同するところですが、協働するためにはまず地域（自治会町内会）としての体力増強をはかる事が先決と考えます。
36	町内会活動でも参加者を増やしたり、新しい人材を探す事や参画に理解を得ることが難しい。どのように輪を広げていけるのか？課題である。
37	行政は地域からの意見に対地的確に早急に対応してほしい。改革する心が必要と思う。
38	単一自治会では活動しにくい。連合町内会、単位で他の団体などと協議して協働していくことで活動しやすくなります。
39	少しずつでも輪を広げていきたいと思っています
40	どんな行事も実行するにもお金がかかります。助成金の情報と手続が簡単にできるような方法を考えたいです。
41	地区社協の活動が活発でいろいろの事をとりくんでいます。やっている事が全員に知られてないのが残念です。自治会も防災会議は1か月に1回してますし黄色い旗作戦もしています。防犯も1日3回まわっています。他の地区もやってほしい。
42	「住民ファースト」の行政を更に徹底してほしい。

資料 1：市民等へのアンケート調査結果について

43	[地域活動するために必要なこと] ①一緒に活動する仲間がいること ②時間や期間にあまり拘束されないこと ③活動場所が自宅からあまり離れていないこと ④参加を呼びかける団体・世話役があること
44	社宅の住人の自治会は、地域に根ざすことがないため、その地域をどうしたいという思いやその地域に関する長期的な展望を描くことが難しいという特質があると考えております。したがって、何か施策をするにしても、地域に根ざしている住人の自治会と同じような意識を持って活動することは難しいという実態があると考えております。
45	協力し合って活動し「よりよいまち作り」をするのは、とても理想的ですが、古くからの住宅地は、高齢化が進み、何でも「若い方に」と押し付け、若い世帯は共働きが多く、子育ても大変なので自治会活動などにはほとんど協力出来ない現状です。市や区の職員は人も多く時間もありませんので、市民、区民のために中心になって動いていただきたい。自治会に押し付けないでほしいです。
46	小学生の登下校見守り隊について、行政としてももっと関心を持ってもらいたい。
47	人と人との交流の場を作ることにより、引きこもってしまうことの多い方々を外にお連れし、外の空気に触れたり、他の人との交流、会話をされることにより、より元気になれると思うので、色々な取組みを企画することは良いと思う。しかし、それにいかに参加していただくかが課題と思う。
48	協働と考えるとむずかしい。皆でこんな事がやりたいなあーと話が出てはじめて次を考える。行政はこうしてほしい、この様でなければだめなど制約や条件がついて困るので非常にむずかしい。地域がこんな事がやりたいと話が出てはじめて行政が相談に乗ってくれる事が私達にとってはありがたい事だと思います。
49	子供や大人は行事にも参加する傾向があるが、20代～40代の人達は、忙しい事がある様で、中々参加出来ないことが多いようです。次代育成の観点からこの年代の参加、協働しやすい方法はないでしょうか？
50	協働は他人の為に活動するものではない。自分の為に活動する事を町内会活動で推進していきたい。
51	上記6で特に行政上の種々の境界（地域の境界、業務の境界など）にまたがる事項を解決・創造する際に行政機関のたて割り構造をつなげる第三者（機関、委員会など）が存在しないので、課題が放置・先延ばしにされるケースが多々ある。
52	毎年11月頃小学校地域防災拠点訓練を行っております。が決まった人ばかりの参加者です。防災に関心を持つ方は少ないようですが参加した人達の連帯感はいざというとき役立つと思います。多くの人達に参加を呼びかけて行おうと思っております。
53	協働するに当たり、市・区から委嘱された協議会・委員等は縦割り（委員・協議会毎の）運営でなく、横のつながり（全て委員・協議会が一同に集い、議論できる機会）があれば進化するのでは！！
54	中田市長以来あまりきかれてこなかったが、様々な場で協働について議論を深めていくべきである。
55	協働の主体がわかりにくいこともあり、各団体横断的な「協働推進会議」等の組織（連携）があっても良い。地域住民により理解され、諸活動に参画してもらうための知恵・努力が必要。
56	地域の輪の重要性をより多くの住民に理解して欲しく、行政もより十分なfollowを願いたい
57	連合町内会活動に参加しているが平日の行事等に参加できない。町内会の役員が仕事をかかえている為、日程調整等が大変である。
58	地域の行事に溶け込めない人がいます。対応、工夫ないでしょうか。
59	これまでも様々な団体と学校、行政との連携を実施してきている。継続して実施し、それなりの成果をあげてきているものや、慣例で継続しているもの様々である。行政等と地域の協働を推進するために必要なことは、例として、これまで実施してきた様々な企画の内容について精査できる組織作りをどのようにしていくか。いかに自治会の活動を活性化させるかである。役員の選出も輪番を活用しながらのベテラン理事の確保も必要である。行政にお願いしたいことは、自治会組織運営の透明化・存在意義などを広報して、自治会への入会を自治会構成員自ら希望するような自治会にすることが望まれる。地元出身者と地方出身者が共存する地域の問題でもあるが、都会の有利性を活かした自治会作りを目指したい。
60	協働の結果、税金を安くしてほしい。しっかりとした成果を図る指標を定めて市民に公開してほしい。「市民」の中には私利私欲で活動している人たちがいるので審査を十分にしてほしい。
61	お互いの活動が繁忙になりすぎない事、行事などの数的な負担の増加が無く行事の充実が大事と考えます。
62	行政がリーダーシップを取り町内会と連携した地域づくりに期待します。
63	マンションの自治会は任期は1年であるため、なかなか他の団体と深くお付き合いすることが難しいと感じております。例年通りの行事を遂行することで手一杯というのが現状です。中でも地域の活動に参加することで少しずつ地域のことがわかっていくことでやりがいを感じております。
64	・各団体で同じ試み・行事を行うことが多々ある。特に地域ケアプラザ、地区センター等。いろいろな場を設けることは賛成も、参加者への混乱もある？ ・各団体の連携は限られた人のみの参加。最低条件はクリアしているが、地域全体の活性化へ更なる参加者増への取り組みがますます必要。

資料1：市民等へのアンケート調査結果について

65	町内会の活動は、他団体やボランティアとの協働なくしてはなしえない今日他団体等との交流機会を増やす努力をするとともに、町内会活動に意欲の希薄な住民をいかにして引きつけていくか課題も多い。行政側へのお願いは、各種団体を講習会や会合等で招致した折には、積極的に町内会と連携し協働するよう督促していただくとともに、公務員たる皆さま方には、赴任地の地域への理解だけではなく、ご自身のご自宅を構える地域の町内会活動へも積極的な関与（参加）をしていただくよう切にお願いしたい。
66	月1回の連合の集まりでは少しずつ顔見知りが増え、近所に知った人がいることで住みよいまちになっています。
67	あまり大げさに考えずに、行事などの時に気軽に協力し合える関係にあればいいと思います。
68	「協働」には二つの側面がある。一つは、課題を共有する自治会などが連携する「同質者の協働」。この場合、総花的議論に陥りやすい。もう一つは、課題解決に向けて「異なる機能との協働」。「協働」意識が前者に偏り過ぎではないか？
69	災害時の協働を促進する為にも非常時の各自治体の備え及び取り組みをまとめて各町内会に情報を下ろして欲しい。
70	足元の課題をしっかりと議論したうえで、組織の目的・目標がなければ協働するモチベーションを持ってない。今の町内会にその機能はない。

■NPO法人

1	・自分たちは何が求められているかわかること ・自分たちが求めている情報や資源を持っている人や団体が分かること が大切かと思われまます。
2	それぞれの目的を持って活動している団体を行政機関で積極的につなげてほしい
3	限られた相手なので、もっと広く取組めたらいいと思います。
4	どこかの団体と行政が協働することにより、そこに隣接する団体や関係のある団体の条件や状況を見逃した特定団体との身勝手な協働となり、疑問に思うことがある。
5	協働という名で、行政活動の補助となるものに重点が置かれやすい。行政にもいろいろな部門があるように、協働にも多様性の受け入れる雰囲気をつくってほしい。
6	③、⑤が特に必要で、②については状況により支援が必要と考える
7	行政は本当のところは市民の力を借りたいと考えている現実があることを実感しますが、市民側がまだまだ行政を敵対視しているむきがあり、もっと市民（市民団体）と行政との対話を密にすることの大切さを感じています。
8	協働はNPO個人で推し進めることは難しいので、今度ともそのような場を作って頂けると有り難いです。これからもどうぞよろしくお願い申し上げます。
9	1. 男女共同参画センターと協働事業を実施し、単に会場の無償提供という事だけでなく、定期的に協会担当者で行う意見交換により、理科好きの女子児童の育成に非常に役に立った。今後ともこの関係が継続することを願っている。 2. 横浜市教育委員会からの後援は我々の活動の基本であり、今後とも連携を密にしたい。
10	行政機関などと協力して、具体的に家族の幸せや本人の回復を目指し、依存症は病気であること、適切な対応が必要であることなど、啓発活動を行い、社会に広く伝えていきたい。
11	どの立場であっても、NPOと対等な関係を維持して事業を進めることが大切だと感じている。それは、NPOだけの努力で成り立つものではないので、理解しあえることが大切。
12	私たちのような小さなNPO法人だと、人材や資金不足から活動に制限があり、理想とするような運営形態となるまでにはまだまだ課題がたくさんありますが、不足しているところを協働活動として実施して行くことで、今まで成し得なかったことに挑戦できると考えています。
13	区・学校・自治会等と意見交換や協力したい地域の課題は多いが、私たちのような個のNPOではなかなか難しい。高齢者・障害者の住みよい街づくりのためには情報共有が大事だと思う。学業地連などや連合自治会等と呼んでいただければいつでも伺うのに、と思っているが、どこに言えばいいのかわからない。
14	これからも協働に関してのいろいろな情報をいただきたいです。
15	地域と地域の団体の自立意識の向上（自立する市民意識が重要） 行政が地域の団体を下請け機関として使うと地域団体は疲弊し、やらせられる意識と後継者不足が発生 地域団体への財政的なサポート
16	行政の人たちが地域の事を知らなすぎる。
17	行政や、教育委員会との協働を進めたいが、具体的にどう働きかければよいか、良く分からない。行政が縦割りなのはその原因の一つ。
18	私達のアイディアや、企画をもっと理解し活用してほしい。 又助成金の案内など丁寧な誘導を求める。

■企業

1	我々が参加することでお役に立てることがあれば、積極的に参加させていただきますので、お声かけください。
2	電気工事を通じて地域との連携ができるものがあれば検討したい。
3	地域の防災に関して、協力できれば避難所運営の主となる横浜市内の区役所にご案内に伺いました。ただ担当の方も忙しいようでなかなか協働するには難しい状況です。どのような働きかけをしたら良いかが現在の課題となっております。
4	いかに自分ごとととらえてもらうかが重要だと思います。
5	市民局からこのような連絡がありうれしく思います。私達なりに地域の環境向上に取り組んでいますが、街路樹の管理も通年は地元任せきりで、土木事務所に枝払いとか要望しても年に1回しかしてくれません。また、区役所に川の水面上のゴミ回収を頼んでも全くしてくれません。街中に不法投棄のゴミも多く、人々の心がすさんでいると思います。もっと身近なことに目を向けて頂きたい。
6	地域活動や地域貢献活動が目に見えてやらなければならず評価の対象として当該活動をするという最近の傾向には疑問があります。見えない部分です活動こそ価値があるのではないのでしょうか。
7	横浜型地域貢献企業の認定を受けている。大規模地震等が発生した場合のBCPの社内取組について地域と連携しておきたい。
8	災害に対応するためにはやはり地域・行政との連携が重要であり、そのためには日常のネットワーク形成、情報共有が不可欠ではないか。
9	地域の公共緑化面積の広いところを市民の目にふれる感性や心にひびく協働の仕組みをつくり「花咲く緑豊かな美しい町」という成果をだし、それを継続していく覚悟やねばり強さがないと、活動につながりません。支援も必要です。
10	会社の経営と地域とのつながりのための活動は、ギリギリのバランスの内で行っており、つながりのための活動を地域の人や団体が理解し、他の面で支援してくれることが、会社の活動意欲の振起に重要と考える。
11	地域の団体、区役所より相談があれば考えたい
12	私の取り組んでいる②の活動はとても効果的だが、その他の協働はそもそも協働といえるのか？いえたとしてもその場だけで効果測定ができない。反映なければ意味がない
13	横浜型地域貢献企業に登録しているため、できる範囲で無理のないよう地域のためになりたいのだが相談するところが乏しい。
14	多くのNPOからお話をいただき、協働する機会もありますが、信頼をはぐくみ長いお付き合いをしたいと考えています。寄付、協賛金だけの関係は否です。
15	地域密着型の地域の皆様と役所、企業が一体となって地域貢献活動を積極的にしていける機会を増やしていけるような仕組みを行政には考えて頂きたいです。
16	企業なので、当社の得意分野での協働ができないか検討している。協働もウインウインの関係が築ければ良いと考える。
17	行政・企業・団体・地域等、それぞれがステークホルダーのニーズと期待を抽出し、また、それぞれが提供できるものを考え示し、コーディネートする仕組みを築き、広く意識を啓発し、皆さんがメリット見出し参加ができるようにしていく。

■市民（個人）

1	英語で多彩な話題をディスカッションするグループであるが、会員間ではこのような能力は今後日本社会を支えていく中学生や高校生に最も必要な能力ではないかという意見では一致している。しかし、果たしてこのような機会があるか、実現できるのか情報がなく教えてほしいと考えている。
2	<ul style="list-style-type: none"> 単体でできることには限りがあり、協働することにより何倍もの拡がりができ、いろいろな活動にとって必要なことだと思います。 行政の担当者異動による引継ぎがスムーズでなく一から説明しなければ（対応）ならない場合がある。 行政との協働で助成金という手段を経験し対応をもう少し考えていただきたい。
3	協働という言葉は、当初少しなじみがなかったのですが、勉強していくうちに、行政と地域の団体等が連携協力して地域の課題を解決することは大変意義のある重要な手法だと感じるようになりました。これからは微力ながら地域に目を向け、地域のために多少なりとも尽力をしていきたいと思えます。
4	近所でも町会が違うだけで近隣イベントの情報が全く入ってこない。情報は紙・掲示板のみでWEB上には全くアップされず、時代に合っていないと感じることが多い。
5	横浜駅、特に西口のバス乗り場が多いが、その行先と乗り場の案内について、案内板はあるが、わかりにくい。市民のボランティア案内人がいても良いと思う。もしくは、路線図の検索掲示板をそのソフト提供できる企業はないのか。
6	回覧板で、「協働」というものがあるのを知りました。どういうものかより具体的に知りたく思います。活動内容、関係者のかかわりあい（行政を含み）などを知りたく思います。当方は小さな自治会で、来年度持ち回りで、会長を務める関係もあり、この機会に勉強させていただきたいのです。

2 アンケート2

(1) 概要

■調査目的

横浜市と協働契約等を締結し協働事業を実施した団体の皆様を対象に、条例に基づく制度の運用状況等について調査しました。

■調査対象

横浜市と協働契約や協働に関する協定等を締結して、協働事業を実施した団体（135団体）

■調査方法

【配布方法】 郵送により対象者に送付、市ホームページに掲載

【回収方法】 郵送、WEBで受付

■調査期間

平成28年8～9月

■回答状況

58（回答率42.9%）

(2) 結果

- ① 様々な団体同士が協働をすすめていくうえで、何が問題や課題となっていると感じていますか。

選択肢	回答数	割合
1. 地域の課題を一緒に考える仕組みがない	25	25.8%
2. 協働や連携の仕方が分からない	10	10.3%
3. 協働する相手が見つけられない	7	7.2%
4. どこに協働の提案をしてよいか分からない	9	9.3%
5. 自治会町内会活動やボランティア活動、NPO等市民活動がきちんと評価されていない	11	11.3%
6. 現在の事業で手いっぱい、新たな活動に取り組む人的・時間的・財政的余裕がない	21	21.6%
7. その他	14	14.4%

《7. その他（内容について自由記載）》

1	今のところ協働の取り組みをしていない
2	地域の課題を一緒に取り組む方法はあるが、機会がない
3	次代の担い手不足
4	行政の担当部署間が協働意識をもっていない
5	行政側が、市民活動の柔軟性、ネットワークの拡げ方を理解していない
6	協働性が担保されなくなった時の相談場所がない。契約を交わす際の民間側の中間支援が不在であること。
7	活動を広げていく上で人数が足りない
8	各々の経営ニーズのマッチングを考えて協働を進める事が必要

《回答を選んだ理由や、選択肢の補足（内容について自由記載）》

選択肢	右記の回答を選んだ理由や、選択肢の補足
1 無	持続可能な事業として、アウトカムの指標や費用対効果なども企画構想に盛り込む必要性を感じると同時に、リーンスタートのメリットや重要性を痛感しています。
2 5	自治会町内会活動とボランティア、NPO活動が協力し合ってまちづくりに取り組んでいる例は少ない。両者は生い立ちから異質なのか性格が合わない。両者が力を合わせればまちづくりは飛躍的に発展すると思う。
3 1	活動内容について地域のニーズにどのようにマッチングさせていくのか。それが可能であれば社会貢献のための活動が非常に有効になる。
4 1	<ul style="list-style-type: none"> ・わが区では、第3期地福計画を策定→推進の各段階で、区民メンバーも入れた委員会が（区、区社協、CP主催）立ち上がり、“協働 力上昇”をメインテーマに計画の実行に向けて話し合いを重ねている。 ・昨年度から区主催で「施設間連携会議」が発足、年に3回くらいではあるが、区内施設関係者が集い、「協働の効果」をねらったワークを重ね、顔と顔の見える関係づくりを進めている。

資料1：市民等へのアンケート調査結果について

5	1, 6, 7	各専門家は、自分の得意分野で話をしようとするのでまとまりにくい。
6	1	各市町村さまに「空家等」に関し協働の具体例を提案させていただいております。しかしながら機会に恵まれていないのが現状です。別の都市では、「現地調査」に関して規程を設けて頂きました。
7	7	自治会役員及び長期(10年以上)の活動団体は高齢化による次代の「担い手」不足を生じており、常に後継者確保を行う必要が有る。
8	2	自治会から「地域課題を考える会」の提案をいただくまでは、そのような会や「チャレンジ提案事業」の存在すら知らなかった。
9	1, 5, 6, 7	地域で様々な活動と行政の担当部署との協働ができていても、行政間で協働意識を持たないと、もっと連携することで解決できるということに気づけない。
10	1, 2	自治会町内会を中心とした地域活動を進めるにあたっては、委嘱委員などの地域活動者との連携や団体同士の協働が必要だと感じています。
11	6	「親と子のつどいのひろば」事業では、スタッフ数も限られていて新たな活動に取り組む余裕がないことが現状です。
12	1	仕組みがないというより、各団体が協働する意志があることが前提と感じています。
13	6	担い手の人材不足で苦慮している。高齢化が進み、世代交代ができない。(それでいて大変な活動ではあるが)
14	1, 6	当会が発足して40年余り、会員の高齢化、家庭環境の変化、新規会員の確保の難しさ等々により、活気ある活動、魅力ある活動の継続、維持が困難になってきた。又会員及び会員家族の高齢化の進行により、活動にかける時間が制限される。身体的、精神的、家庭環境等が健全でないとこれまでと同等の活動は難しくなる。
15	1, 6	市民団体に関与している者としての意見です。今市民団体は多数活動しているが、規模の小さい団体が少なく、他団体との連携について必要性を感じていることが少ないと思います。
16	無	団体を知ってもらう方法が利用したい方に簡単に見つけれない
17	1, 6, 7	早い段階での提案をお願いしたい。年度始まってからの提案になると、こちらも計画をたてて進めているので連携ができないこともある。
18	2, 3, 4, 5, 6	連携の仕方や更なる協働の相手が見つけれない。それは活動が十分に行政、市民に評価されていないからではないかと感じる。又、法人から働きかけられない要因は⑥にある。
19	6, 7	⑥子育て世代は、お金も稼がないといけなくて仕事をしている人が多くて、広げていく体力も時間も足りません。打合せは1回で終わらせたいし、他はメールでのやりとりになります。⑦打合せする無料の場所が近くにないです
20	5	協働の基本原則が十分に理解されていない
21	1, 5	町内会、商店街といった、従来の地縁組織と協働する場合、ボランティアが基本的な方針となるため、財政基盤のない非営利組織には課題となる。
22	1, 6	同様の協働に関する取組が多く、整理されていない
23	3, 7	行政からもっと色々な提案が欲しかった
24	1, 4	介護、配食等実施している事業では区内で連絡会を作り定期的に会合を持ち、情報交換等している。それ以外の広がりを作れない。
25	1	様々な活動が行われているが、協働してできることが多くあると思う。それぞれの団体が紹介できる場があるとよい。

② ①でご回答いただいた問題や課題を今後解決していくために必要なことは何ですか。

選択肢	回答数	割合
1. 相談できる人や場や機関があること	18	10.1%
2. 助成金などの情報が得られること	13	7.3%
3. 地域の課題に関する行政等の情報が得られること	22	12.4%
4. 地域で活動している団体の情報が得られること	19	10.7%
5. 地域の団体同士が情報交換や交流できる機会があること	26	14.6%
6. 団体や様々な主体をつなげる人や場や機関があること	26	14.6%
7. 地域の課題やその展望などを議論できる機会があること	24	13.5%
8. 社会への働きかけや政策や制度等に関する対話の機会があること	22	12.4%
9. その他	8	4.5%

《 9. その他（内容について自由記載） 》

1	リーンスターなどが出来る（取組める）、デザイン思考などの学びと実践のデザインファーム、ならびに事業（ビジネスデザイン）のメンターを希望したい。
2	地域の課題に関心を持って行動できる人材の掘り起こし
3	自主努力しているが限界がある

《 回答を選んだ理由や、協働が進むための具体的なアイデアについて（内容について自由記載） 》

選択肢	右記の回答を選んだ理由や、協働が進むための具体的なアイデアについて
1 9	市や区のイベントで楽しんで活動に入れるようなきっかけがあるとありがたいし、活動に対する信頼度も得られる
2 5, 7	交流する機会や議論する機会はなく、地域（区内・連合会）で行わなければ中央でやっているだけではだめ。
3 1, 2, 3, 5	一団体で取組むことでは限界がある。ひとつのテーマに対して分業、協同、他団体への紹介など市民のニーズを反映できる活動が可能である。
4 1, 6, 7, 8	<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーション力とファシリテーション力を体験型で学べる機会の充実。 ・CPや拠点、区社協、地区C、区活などが協働し、予算を分担し合い年間で共催する仕組み ・行政職員とのギャップを感じる人が多いので、地域子育て支援拠点等、協働の現場での実習体験
5 1, 2, 3, 4, 7, 8	横浜市は、市庁舎1階に相談窓口があり、市民の相談も多数寄せられているのでそれを更に充実させれば良いのではないかと。
6 4, 8, 9	情報は十分に提供されていると思います。少ないのは広報の機会かもしれません。助成金の制度も充実し機関も存在します。広報をすすめるためには、相談会をはじめとする情宣イベントの開催が必要と考えます。ひろく協働をすすめるにあたり、障壁になるのは、権限・職能の範囲にこだわることだと考えます。地域・業界ともに「どこまでできるか」で、「お見合い」状態になりやすいと考えます。それを取り除くため、実際に携わる人材育成のために、メンバー養成のための研修会を実施するのはいかがでしょうか？例えば東京都と東大がコラボした「市民後見人養成講座」的なものです。案はいくつかあります。
7 1, 2, 3	地域活動団体は、地域の課題解決や魅力づくり活動等を行う資金、人材、専門知識に乏しく、これらを補完して頂く機能を持つ区役所等の存在は有難い。
8 3	町内としては連合自治会や各種団体の交流が活発に行われていると認識しています。ですので、一般の自治会員などにどのように情報や制度を伝えるかが難しいところです。
9 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8	その場に行けば、地域や行政、企業等の情報が得られ、繋がりが持てるというように思えないと、たとえ場があっても、機能しないと思う。そのためには人と場の雰囲気、魅力ある企画等を各区単位でつくといい。
10 5, 7	各自治会町内会または各地区連合自治会で開催される定例会などに委嘱委員も加わることで、各活動の情報交換や交流が行われるよう、働きかけています。
11 6, 8	同じ業種以外では、なかなか横のつながりがないので、中間支援組織や行政が核となり異業種交流の場づくりを行ってほしい。興味をそえられるアイデアがないと、それぞれ忙しい中、時間を取ってほしいと思わないところが難しい。講座よりワークショップ形式で話を引き出す方法が良いと思う。
12 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8	各団体がかかえる問題意識、求めているもの、協働の意志などがわかりあえるための情報の共有、議論が出来る機会などがあればと思います。
13 9	中学や高校生の時代から自分の住む地域に関心を抱かせる仕組みや、課外活動的なものが必要。人材育成は若い内から取り組んでほしい。協働活動も結局は人が必要。特に行政には人材育成に力を入れてほしい

資料 1 : 市民等へのアンケート調査結果について

14	4, 5	協働事業を実施するに当たり事務的な作業、労力が必須であり、会員の自己負担が大きい。事務管理費等が予算化される等補助金の使用範囲がもう少し認められると活動がしやすくなる。
15	5, 6, 7	問 1 との関連で、市民団体を巻き込むには強力なまとめ役が不可欠と思います。特に地域性を重視すると区のお力は重要と思います。
16	3, 4, 5, 9	地域の中では行政が主体となり、ネットワークの推進会議など沢山取り組まれているが同じような目的でいくつかの事業が進んでおり、課題や展望など共有する場が点在しているため。とりまとめて頂きたい。
17	5, 6	法人スタッフや法人のつながりのボランティアを入れても人が足りなかったり、単独で実施するより協力し合った方が良いこともあるが、普段から顔がみえる関係を築ける団体は限られてしまう。
18	1, 3, 4, 5, 6, 7, 8	地域の方、NPO等が関わる地域に関する会議、連絡会等を整理し、今後の社会の在り様に有効で、無駄のないネットワークをつくっていくことが必要と思います。
19	1	現在の協働を含めて、まずは身近に相談できる人や場、コーディネートしてくれる組織があることが望ましい。その他の点については、そのあとの問題だと考える。
20	7, 8	官製(制)ではない、政策提案をネットワークでできる真の中間支援が民間側から生まれること。その機能を持続できる仕組み作り。
21	1, 6	若い人にはあまり知られていない、区民活動支援センターを利用するべきですね！私も区民活動支援センターは全く活用できていませんが、団体の方には興味をもってもらえ、声をよくかけていただいています。
22	9	理解啓発
23	3, 4, 5, 6	地域の活動団体が、交流し、情報を共有出来るプラットフォームに行政の支援と、関心があるといい。
24	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8	トップダウン形式ではなく、こちら側の要望等を行政にもっと聞いてほしい。(企業等も含めた)連携できる他団体を行政に紹介してほしい。
25	3, 5, 6, 7, 8	目的を同じにする組織、団体同士が協働で事業をおこしていくことが必要
26	2, 3, 4, 5, 8	情報の共有の場づくりと団体間の交流の場、例えば、シンポジウム、集会の開催など
27	4, 6, 7, 8	ホームページ作成やパソコン環境など、団体の基盤を固め情報発信を支援する(プロボノなど)

③ 横浜市市民協働条例第 2 条では、中間支援組織について規定されています。
あなたの団体の中間支援組織との関わりについて教えてください。

選択肢	回答数	割合
1. 支援を受けたり、相談したことがある	29	59.2%
2. これまで関わったことがない	20	40.8%

《中間支援組織との関わりの内容について（内容について自由記載）》

- 自立したボランティア団体の育成
- 地域のまち歩きと発見
- 高齢者の支援活動
- セミナー講師派遣
- 法人運営について
- 子供の貧困という課題を解決する取り組みの話し合い
- 企業したい、CBを教えたいという人材を講座に紹介
- 講師派遣
- 空家等に関する全国の動き、法的解釈
- 空家等に関する現行制度の発展的解決策の検証
- 助成金、名義使用、広報、調整事項、専門知識等
- 福祉関連「サロン開催」の助成金、他所の情報
- チラシ回覧、ポスター掲示、動員要請、助成金等
- チャレンジ提案事業による活動助成（3年間）
- ①借地契約について ②運営資金について
- 立木の抜根について
- 団体立ち上げ時のきっかけづくり
- 税理士の相談
- 組織運営講座の受講
- 助成金など
- サークル支援の相談、広報
- 助成金、広報、ボランティア募集、研修、地域支援
- 外国人支援、中高生ボランティア活動
- 区との連携について他
- 移転費用の一部助成
- 移転に伴う備品購入費の一部助成、事業の広報他
- 高齢者等の買い物サポート事業
- つながりステーション
- 地域活動全般に支援受ける
- 相談を受けている障害のある人の受入を依頼した
- 社労士相談。社労士の紹介。人材育成講座への参加
- 海外につながる親に対する日本語講座へのつなぎ
- 行政との連携のあり方、情報共有の方法などを、情報交換
- スタッフ研修・プロNPO講座、相談された方の紹介、区事業を誌面にてPR
- ボランティアの紹介、貸室、ミーティングスペース借用
- 年度契約変更の見直し時に相談し、検討した。
- 研修や運営マネジメント、新しい事業が始まるにあたっての理念作りを相談した。
- 延長コードやスタンプ台を借りました。テントレンタルがないかも？問合せしました。
- 地域の課題は認識しているが、何からはじめていいのかわからない
- 地域で活動している団体やイベントの情報が欲しい
- 事業運営やマーケティングに関する勉強をしたい
- 交流会を手伝った、その後まちづくりに関して定期的に会議を行った
- NPO運営講座
- 個別ケース
- 集客できない
- 契約内容の件で相談した

④ 協働契約を締結することで、その協働事業において条例第8条の「市民協働事業の基本原則」が実現できましたか。

選択肢	回答数	割合
5. とてもできた	6	20.7%
4. まあまあできた	18	62.1%
3. どちらともいえない	3	10.3%
2. あまりできなかった	2	6.9%
1. 全くできなかった	0	0.0%

《上の数字を選んだ理由について（自由記載）》

5 とてもできた

1	区役所担当者をはじめ、担当課の方々と、対等の立場に立ち、相互に理解を深めるためのより良いコミュニケーションが図れた。目的を共有し、相互の役割分担を明確にもちながら、推進できたのも、そのおかげだと思う。
2	三者が協働で事業の目的を達成しようとする基本合意がされている。企画から実行まで任務分担がされ責任をもって遂行している。
3	提案の審査基準を基に公平に審査頂いたと感じています。また採用後は、メールや電話で相互に情報交換を行い、お互いの役割を充分理解し非常にうまく協働できたと思います。
4	①協働契約を締結する上で、協働契約協定書を共に作成。仕様書も丁寧に読みこみしている。事業の目的、役割分担を明確に取り組んでいる。 ②年に2回の協定書の振り返りや、毎月の定例会議などで事業の報告をし共有している。課題に対しては、共に問題解決に取り組んでいる。必要時には連絡をとりあい細やかな連携を行っている。
5	講座の企画・講師の紹介・講座へのアドバイス等を行った。事業の目的を共有し、協働契約者どうしが、対等の立場にたってそれぞれの役割を果たすことができた。また、新たな人材発掘につながった。
6	行政の方と同じ考えのもとに事業に取り組めた。

4 まあまあできた

1	事業についてはかなり高い評価を受けたものと認識しております
2	よりよい状態への余地はまだある
3	区役所は、法人への理解、信頼が厚く、「公共事業の担い手」という基本を根っこにおきながら、運営に関しては法人の機動力を十分にサポートしてくれている。新たな「地域課題」を共有し、互いの役割を確認しながら、コミュニケーションを図り、解決に向けて区の力を発揮している。 拠点のPR、施策に関わる重要な会議参加への拠点スタッフの推せん等、“協働”の効果を日々感じている。10年間の運営の中で、担当係長、保健師が交代しても、こうした風潮がくずれることがない。他区の拠点スタッフからは“特区”と言われています。
4	協働を大事に考えて、事業を展開してきた。区役所と定期的に情報交換をし、できるだけ情報を共有するように努めている。もっといろいろな見方や切り口で協働を考えていく必要があると思うが、横浜市内に同じような立場で事業展開している例が少ないため、なかなか実現できない。今後、他との情報交換などを行い、協働について考える機会を増やしていきたい。
5	話し合いをしながら役割分担表を作成し、それにそって事業を進めている。会議等では、常に対等な立場で発言できるよう意識している。
6	「協働の地域づくり」を進めるため、地域と行政とがお互いに顔と顔が見える関係づくり、地域づくりと一緒に考える場として地域づくり大学校を協働事業として行っています。参加した受講生は、その後、各自治会町内会の中で、リーダーとして活躍しているとともに、住民と行政とが互いにパートナーシップを築きあげる契機となっています。
7	拠点は、契約の時に役割分担表も取り交わし、毎年の振り返りを区と行っているため、事業の目的、役割分担等は振り返りの時に確認できている。
8	契約、役割分担表などを作成する過程で必ず区と拠点でふり返り、目的を共有する機会をもつので、形としては整いつつあります。中身はこれから、さらに努力が必要だと思います。
9	目的・役割分担・事業内容についてよく話し合っ進めることができ、それを明文化して確認することができた。契約書の内容に納得できない条項が入ったままだった。
10	地域に密着して活動している当会が市民の居住地である身近な場所や教育の現場で消費者教育、啓発講座を実施した事により消費者の自立を支援できたと思う。これによって協働の役割分担を果たすことができたと思う。
11	相互に役割を持ち、事業をすすめる、効果を上げた事例もあったが、法人に任せ、報告のみで把握していた事業もあった事が少し残念。
12	委託事業と比べると、協働契約である分、市（区）と一緒に検討しながら進めていくことができていると感じる。が、全く対等であるというところまでは行っていないと思う。
13	区長をはじめとしたトップダウンによる意識改革がベースにあるかもしれないが、尊重し理解し合っ役割分担と事前相談をしながら進めることができたから。「5 とてもできた」がつけられないのは人事体制が変わり寄り戻しがあるのではという不安と、個々、微細な場面ではお互い探り合う場面があったから。

資料1：市民等へのアンケート調査結果について

14	目的を共有し、お互いの強みを活かして推進できた。
15	区役所と行った昨年度の事業評価で「とてもできた」～「まあまあできた」と同様の範囲の評価だったため。
16	役割分担を明確にし、綿密に打ち合わせを行い事業実施できました。
17	・役割分担表を作成することで、相互の役割を明確化し、確認しあうことができた ・相互理解に努めているが、なかなか「対等な立場」には至っていない また、行政は異動が多いため、事業の理解が進み、共に考えられるようになった頃、担当者が代わってしまうことが多く残念だが、疑問や納得できないことは率直に伝えて、お互いを理解しようとする姿勢はある
18	事業目的を共有し、活動報告等を行った。

3 どちらともいえない

1	横浜市職員との意見交換の際、これまでの受委託の意識がぬぐえず、気持ち的に対等の立場になりにくい。
2	行政とは事業目的の共有や協働の意識は進んでいるが、まだ相互理解ができていない。
3	できた部分と もう少しと思えるところがあった

2 あまりできなかった

1	対等性、自主性・自立性の尊重という点では疑問が残ることが多くあります
2	担当者の熱意

⑤ 事業終了後の評価はその後の事業に活かされたと思いますか。

	選択肢	回答数	割合
5.	とても活かされた	7	24.1%
4.	まあまあ活かされた	16	55.2%
3.	どちらともいえない	4	13.8%
2.	あまり活かされなかった	1	3.4%
1.	全く活かされなかった	1	3.4%

《上の数字を選んだ理由について（自由記載）》

5 とても活かされた

1	条例第8条にもあるように、自主性及び自立性を尊重いただいたことは、事業を進めて行くためにも大変ありがたいことでした。
2	事業は5年目を迎え、今までの成果と反省を話し合い進めている。受講生の意見を取り入れ、卒業生に運営や講座の協力を求め成功している。
3	・年度末の協定書の振り返りを行い、その評価から出てきた課題や目標については、次年度に反映し取り組んでいる ・5か年の振り返りででてきた課題については、次期5か年計画を区と協働で作成し、現在の事業にも反映している
4	足りないアプローチを明確にすることで、次年度等に取り組達成へ近づけることができた。
5	今、受けている委託事業では「評価」がないため、協働事業のような評価が必要だと感じている。
6	事業の存在を認識してもらえた。また、卒業生が講座の企画・運営を進める実行委員として一緒に活動を始めた。新たな人材発掘につながっている。

4 まあまあ活かされた

1	相談内容が多岐に渡り、特に関係業法に抵触しないよう留意しながら対応した
2	評価はふりかえりとして常に意識化はしている
3	事業はまだ途上であり、これからまだたくさんのハードルがあると思っておりますが、現状ではひとつずつ超えてきていると思います。
4	区と共に役割分担表の振り返りを前期、後期で実施。課題を共有し、それに向けて互いの事業を展開している。ただ、保健師さんの業務が多い中、話し合いの時間調整が難しい。次の一手に向けて深く話し合える工夫が必要。 協働事業のプロポーザルの仕組みについて、開発を求める。毎年、そして5年各に振り返り評価を重ねている実績を活かして、新たな方式が必要。
5	団体の性格上、消費者市民社会という趣旨を考えると、若干ずれがあります。私たちは、市民が安心して暮らせるための啓蒙活動は、消費者市民の活動以外にも幅広くあると考えています。例えば、定年後のシニアライフの不安、相続の不安などが代表的なものです。今後も横浜市と協働して、そのようなセミナーを開催できればと思います。

資料1：市民等へのアンケート調査結果について

6	自分たちでの評価と協働の相手の評価を共有し、次の事業に活かしてきた。協働の評価の方法についてはもう一度考える必要があると思っている。
7	毎年事業の振り返りと評価を行い、それを活かしながら次年度の事業計画をたてている。評価に関しては、それぞれの自己評価をつきあわせて行っているため、もう少し客観的な視点があるとよいと感じる時がある。
8	地域づくり大学校を卒業した受講生が、翌年度の企画委員として参加し、カリキュラムを一緒に考えており、現在の地域課題やニーズに合った事業計画を立てて、進めています。
9	事業終了後の評価により課題がはっきりしたので二期目はその課題に沿った活動計画を経ることが出来た。
10	ふり返りで出た課題は翌年の事業に反映させるようにしています。
11	消費者問題の高齢化により、より参加しやすい講座（終活関連）の内容にしたり、若者対策（中学生）の講座はケイタイからスマホ、ロールプレイ等内容を工夫し、いずれも参加型の講座を実施するように努めた。
12	「5 とても活かされた」と「4 まあまあ活かされた」の間の4.5常に振り返りを学びに活かしていくということは努めてきたつもりだし、そうありたいと思っているから。
13	事業で得たネットワークや情報、ノウハウが活かされている
14	協働契約は昨年度から。昨年度の評価を受けて現在実施中のため、上記の回答とした。
15	地域での新しい活動につながりました
16	継続するにあたって、改善すべき点は改善し、よりよい支援につなげている

3 どちらともいえない

1	相互に評価しあってその成果・課題を明文化して確認したが、その後、事業の一部について、一方的な区の方針転換で進行途中で宙に浮いてしまい、時間をかけて積み上げてきたものが無駄になってしまった。
2	例えば、イベントなどの共催に関して報告しあうことはできているが、今後の目的や区の方向性などについての詳しい相互理解にまで及んでいない。又、意見を活かす為の原動力はこちらに求められている。
3	・自己評価に関して、法人側は「まだまだ」という厳しい意見が多く、行政は「しっかり協働できた」と甘い評価が目立つ ・事業評価と協働評価は別に考える必要がある。事業がうまくいったからといって、協働の関係性の評価が上がるわけではない

2 あまり活かされなかった

1	受託する側としては次年度に活かす準備は整えられますが、委託側の体制の変更や人事異動によって、大きく左右され、実行できないことがあります
---	---

1 全く活かされなかった

1	上の人達の行政自体の評価は私達にはあまり受け入れられなかった
---	--------------------------------

⑥ 協働契約の制度や評価の仕組みをよりよくするために必要なことはありますか。

1	評価の仕組みについては市民の声を十分に反映させる事が重要と考えます
2	具体的にあげられないが、提示されればそれが必要だと思うことはあると思う
3	市民活動支援センターで情報誌を通じて各団体の活動紹介を行う。事務局が活動している団体に足を運ぶ。
4	・引き続き官民で協働についての学習。行政職員（職員による温度差が激しい）の協働の研修（内容の評価） ・協働条例の学習 ・協働事業の評価から次期へ向けての仕組みの検討 ・市の協働に関わる現場、窓口職員は、関連分野内で経験を積み、セミプロ。分野のプロフェッショナルとしての育成の仕組みづくり。（e x子育て支援分野では、運営3期を迎え対話し開発に向けて議論できる職員が求められている。）
5	問6と一部重なりますが、消費者市民社会という枠に限定せず、市民が今何を学ぶべきか、啓蒙の必要があるのかを考え、協働事業の展開が必要と感じます。
6	協働で何か事業を始めたいと思った時に、おさえるべきポイントや注意点、ひな形となるような事例などがあるとわかりやすいと思う。また評価に関しては、事業評価と協働の評価を分けて考え、基準もはっきりさせたい。ゴールを高く設定すれば達成度は低くなる。何のための評価かを双方が共有する必要があると思う。
7	評価について、外から見てもわかりやすい客観的な共通の指針があるとよい。
8	行政の担当者の方が協働事業、契約への理解にバラつきがあり、その都度対応が変わる。行政の方と市民と一緒に学び合っていく必要を感じる。

資料1：市民等へのアンケート調査結果について

9	法的なことを含め専門相談に対応できる中間支援組織があること。 協働（契約）について議論や研究が出来るオープンな場があること。
10	協働事業の書類の省略化、手続きの簡素化
11	【評価の仕組みについて】次年度から5か年から3年目を中心に実施される振り返りに要する時間【文書の作成】が多く慌ただしく感じる。内容やポイントをしばって提案していただきたい（ふりかえりシートの検討） 協定書の文書を分かりやすく
12	行政職員の異動により、事業に対しての方向性が変わることがあり、やりづらさを感じている。
13	「瑕疵担保」など「物」を収めるための契約であった名残のような文言があるので、事業の内容とそぐわない部分があるのでは。契約書の言葉がわかりにくい時に（たとえば、「自主事業」とは具体的にどんなことで、どこまで認められるのか、など）、誰に相談したら良いのかわからない。中間支援組織で良いのかどうか。
14	行政職員、市民活動者がともに学びあう場が必要です
15	行政側も、協働契約のみ、約款文言なしの形態を作してほしい。評価については①仕組み以前に相手方が時間を作ることが難しい。②子育て支援拠点の場合、7事業ごとの評価にする必要はないと思う。（重複することが多くあるため）
16	協働評価の上の事業評価が大切ということ。その場面においては仲介者、伴走者が必要である。
17	契約者が対等な立場にたち、自主性、自立性を尊重すること
18	協働事業に関わる組織・人が、この仕組みをより理解し、慣れることが必要だと感じます
19	書類上ではなく話し合いの上での目的確認
20	以前は地域振興課のみが事業の所管部署であったが、昨年度からこども家庭支援課も所管部署となった。昨年度の評価は地域振興課のみで行ったが、事業全体の事業を評価するためには、今後、こども家庭支援課も入れる必要がある。
21	情報交換 団体同士の連携をつなぐ役割を行政に果たしてほしい
22	事業評価と協働評価を分けた項目だてが必要ではないか

⑦ 横浜市と協働で事業を実施して、良かった点や課題と感じた点を教えてください。

■良かった点

1	実証事業としてシステムの動作確認だけにとどまらず、協働でなければ実現がむずかしかった、行政と関連施設、自治会町内会長からのヒアリング（アンケート）などをふくめた実証事業の細やかなご協力をいただいたこと。また、広報活動、他の自治体からの視察対応なども、積極的にご協力いただいたことで、事業の展開に大きく結びついています。協働事業でなければ、実現出来ないことでした。
2	市民からの信頼度が高い。広報が非常に効果有り。
3	地域や市民の団体への信頼度や評価が上がったこと
4	市民の立場のみでの活動ではなく、協働で課題に取り組めることが大切だと思うのでその機会が得られたことはよい
5	市民の行政の理解度の向上につながっている。
6	横浜市を中心に関連団体との連携がスムーズに行えた。
7	市職員の皆さんの市民目線を大切にしていることが良く理解できた
8	・“公共”の強みを運営に活かせること。ネットワーク、人材育成、広報PR、支援の場へは出向かない層へのアプローチ・その他もろもろ ・保健師という専門職とタッグを組み、互いの立場を理解しながら子育て支援を深められること。 ・行政の施策に関わる事業に参画し発信できること。
9	横浜市がチャシの配架、市老連との橋渡し等、集客に協力いただき、大きな成果を上げることができました。
10	・団体およびその会員の社会貢献に対するより一層の意識の向上。スキルの向上ができた。 ・空家等対策以外にも自治体と協働して社会貢献ができ得る事業のアイデアの創出ができた。
11	一つの問題について多角的に解決策を検討する枠組みができたこと。
12	協働事業を通して、当団体の活動について、広く一般市民の方々に知っていただく機会となったこと。
13	①助成金の支給で活動資金が出来事業が計画通り実施できた。 ②市民活動団体が他部署との交渉時に信用問題が生じるが区役所の支援でスムーズに進んだ。 ③団体が有しない情報、スキルの提供及び広報の協力は助かった。
14	お互いの立場を尊重して事業の実施ができたと思う。
15	行政と協働することで、活動の信頼感が増し、事業が進めやすくなる。
16	各地区連合から受講生を募集する中で、自治会の役員だけでなく、委嘱委員など様々な参加者が集まっており、それぞれの分野や活動範囲の中で、どのようなことが課題になっているか、行政関係者と共有することができた。

資料 1：市民等へのアンケート調査結果について

17	行政との距離が近くなったので、相談や問い合わせがしやすくなった。
18	現場と行政がつながった
19	行政と協働することで、NPO法人だけではできない事業にもとり組めた。関係者の方々からも信頼していただける。と同時に責任も感じる。
20	事業が信頼感を持って対象者に周知された。 自治会・連合町内会・地区社協など地域関係のつながりが持ちやすくなった。
21	1 補助金がいただけたこと。2 新たな情報（幅広い情報）が得られたこと。3 他団体との協働ができ交流が生まれた
22	消費者教育推進法が施行され、益々消費者教育、啓発が重要になってきた。行政と協働で「消費者教育啓発講座」事業を行うことにより、市民（高齢者や若者、中学生）の安全で安心できる消費生活が実現できる手助けができたと考える。
23	横浜市との協働事業と利用者に説明すると、安心してくださるようすがあった
24	宅配、食事サービス事業を通じて見守り活動を実施しています。事態に直面した際、対応に連携でき、救命に至ったこともあり。
25	・市域的にも全国的にも子育てにまつわる様々な情報が頂けること ・困ったときなどご指導頂けること
26	事業のすすめ方で困ったときに相談し、力になってくれる相手がいることは心強い。
27	委託事業に比べて、事業を進める上で市や区と問題点や困ったこと、事業の目標設定と評価などにおいて（ほぼ）同じテーブルで相談しながら進めていくことができているように感じている。
28	宣伝の際、信用してもらえる
29	協働事業をする前と、後では、行政との連携が大きく変わりました。 法人の活動内容を理解してもらい、情報のやり取りもタイムリーにできるようになりました。法人の活動を信頼してもらえるようになったという点では、大きな変化でした。
30	法人周知がすすみ、子育て支援がしやすくなった。
31	横浜市に住まう（産まれる/生きる）子どもたちにとって、親として大人として実践者として行政の立場として、これからも住み良い、暮らしやすい環境づくりの一助を担っていることを確認しながら事業一つ一つを検証し、ブラッシュアップしていっている実感が持てていること
32	地域の施設・自治会・学校・幼稚園・社協など理解を得やすく協力してもらえるのでとても活動しやすく助けられました。知らない事も多く区役所の取り組みも幅広く勉強になりました。
33	情報を共有、各事業所が理解しあえている
34	携わった事で、区民活動支援センターと関わりを持っていなかった新たな「人材」が講座の企画・運営の実行委員として活躍し、ネットワークを拡げる事ができた。
35	互いの特徴を生かせること
36	大学まつりの企画委員会を通じて、市や他大学との相互理解が深まったこと。
37	・活動に信頼性があるので、取り組みがスムーズに進む。 ・行政担当者との情報を共有し、連携もできる
38	行政の動員力や組織力をお借りできたこと
39	区役所との連携を深めるのに役立っていると思う。
40	資料をいただいた。他の地域に紹介してもらった（細々とつながっている）
41	行政の持つ信頼性や公共性を活かして、法人単独では成し得ない成果を生み出し、市民のニーズに答えている
42	行政の方と一緒に考える場をいただき、とても勉強になりました。これからも、できることをやっていきたいと思います。
43	地域の方々と対話できたこと
44	市・区からの指示やアドバイスを受けながら活動できた
45	横浜市は他の自治体に比べて社会課題に先進的に取り組んでいる。協働して事業を行うことで先進的に課題に取り組める。

■課題と感じた点

1	提案したい内容と、現場のニーズとのマッチングを、簡単にできるようなシステムがあると、ありがたい。（もしかしたら、仕組みがあるかもしれないのですが、こちらが知らないだけかもしれません）
2	市民へのPR
3	実施後の継続した事業運営が課題
4	役割分担の点で反省点はあった
5	解決にあたっての人材・資金確保。
6	個別の問題に対してワンストップで対応できる機能が未整備である。
7	事業者側は営利を目的としている部分があり、やりたいこととそのコスト感について大きな障壁があると思います。

資料1：市民等へのアンケート調査結果について

8	<ul style="list-style-type: none"> ・法人としてのマネジメント力の強化（アウトプット力、コーディネート力の研さん） ・法人のネットワーク、つながり ・他都市の協働推進の先進事例の学習 ・中間支援組織の育成
9	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市との意思の疎通、コミュニケーションはとれたと思いますが、期待された成果が伴わなかったと反省しています。特に市民の空家等への関心・相談が少なかったと思います。 ・他団体との連携、意見等のすりあわせ。 ・協働事業をより深く理解して、事業戦略にそった（無茶な提案にならないような）成果をあげるための意見具申、提案をもっと積極的に行えばよかったと反省しています。
10	「空き家」についての各団体の役割分担が必ずしも明確でないこと。
11	我々の活動がセミナー、講演会であったが、集客に苦労したこと。
12	①事業は3年で自立する事を前提に助成金等が終了するが、事業内容によっては助成金を削減しても5年まで継続が出来ればさらに活用の幅が広がると思います。
13	<ul style="list-style-type: none"> ・担当の行政職員が交代した時、協働事業であることをしっかり引き継いでほしい。 ・担当部署以外の行政職員が協働についてまだまだ無理解であると感じる。
14	担当者が数年で変わるので、職員によって協働に対する考え方の差がある。その都度、協議・説明が必要になる部分もあり、もどかしさを感じる時がある。
15	各受講生が作成したマイプランや、マイプランのその後について、地域でもっと広めていく必要がある。
16	区の保健師さんや事務職が代わると、新たに関係を作らなくてはならず、今まで問題なくできていたことが戸惑うことがある。市の職員は協働のことを勉強してほしい。
17	行政の担当者の方の交替で、その都度、理解や対応がちがう。5か年の節目の際には影響も大きいと感じる。
18	担当者や管理職の異動が多く、十分に引継ぎされないことがあり、経験が蓄積できない部分がある。協働に関する認識が低い職員が少なくない。
19	協働事業そのものはあまり負担にもならず遂行できるものであったが、自己評価が難しい
20	消費者団体、町内会、中学校等は年度はじめに年間計画を決定されているため、協働事業が決定し広報活動をする段階で年間計画の中に講座を入れていただくのは難しい。協働事業の募集、決定の時期等は今後の課題ではないかと感じた。
21	支援を行ったひとり暮らしの高齢者の体調管理等の相談、支援の依頼先があるとよい
22	買い物代行事業の拡大という思いはあるが、障がい利用者の業務でもあるため作業効率や支援対応、障がい利用者の工賃を鑑みると拡大ができない。
23	拠点事業は18区そろいましたが、苦情等がでたときや防犯等についても基準が法人の判断にまかされまます。拠点の中で統一されたものを示してほしい。
24	NPOの活動の自由度が阻害されているのではと思うときがある。「自主性や自立性を尊重すること」が守られていないと感じる部分もある
25	法人の歴史や力量にもよるのかもしれないが、やりたいことがなかなかできないもどかしさもある。行政の人事異動によって、関係性をリセットさせてしまったり、考え方が違うと方針を変えなくてはならない場面がでてくる。
26	一方で、行政の人事異動や体制変更に左右され、事業に影響が出てしまう点や、活動が充実すると共に、法人の活動に専門性が確立されてくると、本当の意味での対等性が実現していないという面も実感しています。
27	行政側の担当者が変わるたび、説明が必要であり、ひきつぎ等に問題があると思う。また、委託事業の感がぬぐえない。
28	<ul style="list-style-type: none"> ・待ったなしの状態にあっても協働はプロセス重視なので、スピード感を持ってできないこと。 ・良い意味でも悪い意味でも行政と協働で事業を行う時、担当者が変わる度に協働の尺度が変わることがある
29	ボランティア活動をよく思わない方もいるので、自分の価値観を推しつける事はしてはいけないと深く反省した1年間でした。
30	協働で進めている事業が継続していくのか
31	双方が協働に慣れていない
32	「共通の課題」を見出す仕組みがあれば良いが、一方の課題に他方が協力する形が多く、双方の負担になっている場合があると感じられる。
33	意見のすり合わせにやや時間が取られる。
34	団体として連携を求めて他地区（他区役所）に行ったが受け入れてもらえなかった。講座等に参加することが難しい人（一人の人・外に出られない人）に情報を伝え、救うシステムと一緒に考えていきたくかった
35	<ul style="list-style-type: none"> ・5年の振り返りと評価にかかわる時間と労力の負担が大きく、本来事業を圧迫している感がある ・行政の担当者が代わることで、前年度決めた計画が中断することがあり、特に年度初めの4月は大きな事業が進めにくい
36	協働事業と事業のバランス
37	書類の多さ
38	仕様書の縛り。柔軟な事業の運用ができない。

- ⑧ 横浜市市民協働条例第10条では、市民協働事業の提案（市民発意で市に対し、市民協働事業を提案すること）が規定されています。この制度について、教えてください。

《制度について》

選択肢	回答数	割合
1. 知っている	36	70.6%
2. 知らない	15	29.4%

《制度の活用について》

選択肢	回答数	割合
1. すでに活用している	1	2.2%
2. 今後活用したい	11	24.4%
3. 活用が難しいと思う	16	35.6%
4. 活用したいと思わない	17	37.8%

《上の数字を選んだ理由等について（自由記載）》

■今後活用したい（提案内容について自由記載）

1	具体的なプランは無いが、団体単独で行うよりも協働であった方がよいと思う活動分野なので機会があればやっていきたい
2	講座や事業など
3	高齢者問題と空き家について
4	市民相談会の実施。地域ミニ講演会の実施。市民広報の実施
5	機会があれば活用したい
6	見守りのある地域づくり（子ども、高齢者、世代交流、子育て講座）各地区で年間6回プラスアルファ
7	沢山あります。それくらい未だ未だ足りない状況だと思います。
8	まずは大学と市との双方にとってメリットがあれば、提案を検討するように学内への周知などを図りたい。
9	横浜市の認定NPOとしての役割を果たしていきたいと考えています。
10	協働という言葉通り協働したいと感じているが手段がわからない為今後は連携していきたい

■活用が難しいと思う（理由について自由記載）

1	現時点では予定がない
2	企業活動の目的の観点とのかい離を埋める何らかの対策が必要に感じています。
3	本事業を行っている法人としては、提案して行う余力がないというのが正直な気持ちです。ただ、このような提案ができるということを、情報として届け、手助けをしていくことが拠点としての役割かと思えます。
4	現在の事業で手一杯で新たな事業提案まで考えられない。
5	行政内部の縦割りが弊害になって目的が達成されにくくなるように感じる。
6	会員の諸事情により
7	市民活動の場合はなじみにくいと思う
8	障がい利用者をサポートする事業になかなか結び付けられない
9	法人にそこまでの力量がないため、自分達に「市民協働事業」に対しての理解が充分にあるとは思えないため。
10	現在の協働事業（地域子育て支援拠点事業）においては、仕様書や要綱が根拠となるので、難しいと感じます
11	行政の対等な立場での支援が少なかった

■活用したいと思わない（理由について自由記載）

1	書類の作成等めんどろ。事務手続きをするスタッフの確保が困難
---	-------------------------------

⑨ 横浜市市民協働条例や、協働に関し、何かご意見等がありましたら、お願いします。

1	リーンスタートからのトライ&エラーが、未来の新たな社会的・経済的価値の創出に繋がると感じています。新たな社会的・経済的価値の創出には、これまで気がつかなかった技術の融合などもあると思います。その時に、小さくても実証テストが必要となるでしょう。今後も、地域社会の課題解決にむけ、新たな企画構想から、サービス開発の提案をしたいと思っているなか、このような市民協働事業提案の機会をいただいたことに感謝し、企業としてもより良いサービス提供の実現にむけて、これからも協働事業へ提案出来るようチャレンジしていきたいと考えております。区役所担当者、関係各部署の横連携、みなさまのご努力に感謝しています。
2	協働実施の前に定期的に市民との交流相談会を実施し、広く市民の声を収集する事が必要と思います。
3	関わりのある市民が十分理解しているとは言えないのではないかと思う
4	当区には、地域協議会及び連合単位に経営委員会（実名はまちづくり委員会としている地区もある）があり、協働の理念が生かされている。他区ではどんな取組をしているのでしょうか。
5	個々では限界のあることでも協働で対応することでいろいろな可能性が広がるのが期待できるので、今後も積極的に取り組んでいきたい。
6	今後も引き続き事業の成功を目指して進んでいきたいと思います。よろしく願いいたします。
7	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点は18区がネットワークでつながり、その中で協働についての学習の機会やメンバーからの発信があり、「協働」とは何かを学び続けています。 ・「横浜コード」の意義を次世代にリレーしていけるように、官民で語り合い学び続けていけるテーブルの必要性を感じています。 ・条例の3年の見直しの過程を大切にしながら進めていくこと。
8	平成27年度は提案を採用頂き、ありがとうございました。平成28年度は残念ながら不採用となりましたが、今後も横浜市とは協働しながら横浜市民に有益なセミナーや相談会等を開催したいと考えています。
9	今後とも貢献できるように頑張ります。
10	次代の変化で今後とも市民が主体となる地域課題や魅力づくりの活動は続くと考えるので、これらの制度の継続を特に希望します。
11	横浜市は市民力の高い自治体として、全国でも注目されている都市だと思います。条例のことも、市民とともに考えていく姿勢を持つことが大切だと思っています。協働することは当たり前で、もっと自由な発想をして市民参加するための条例であり、契約であってほしいと思います。
12	市民協働事業について何も知りませんでした。現在行われている事例が閲覧できればと思います。
13	現場を支える人材の確保
14	協働事業だけでなく、市民活動全般を推進する条例が必要。協働契約書のひな型の見直してほしい。
15	正直な感想として、自主的な活動を行っている団体に、後から半ば強引に（？）相乗りを申し出てきた感がある。本来なら、活動の立ち上げから協働して知恵と支援を提供してくれればもっと多様な活動が誕生するのではないかと
16	地域子育て支援拠点事業においては、市・区・法人の3者が、有効的に連携できることが必要ですが、担当する職員の異動等に左右され、その有効性が続かない、ゼロ、マイナスに作用することがあります。お互いに学びあい、高めあい続けられる関係性を維持するにはどうしたらよいのでしょうか。
17	区内の行政職員、関連施設に区内で1つの拠点事業にもかかわらず、まったく協働事業ということが浸透していない。
18	協働の意義は自立して活動や事業をより進(深)化させていくために生じてくると思っています。横浜市がこのことこそ市民と一緒にテーブルを持ち続けることが市民活動が確固たるものになると思います。
19	何度か条例を読んだことはあるが、共有すべき目的の理解が難しい。
20	市役所や区役所といった窓口で、福祉の知識や資格を持った相談できる専門家がほしい
21	市民にも行政側にもまだまだ横浜市市民協働条例や、協働についての理解が進んでいないと感じる
22	具体的にできることがたくさんあるといいと思います。



条例施行後3年

みんなの 協働フォーラム

扉を開く

あったかい

～市民の力が横浜の未来を創る！～

2016年10月10日（月・祝）12:30～17:00

会場：横浜情報文化センター6階

- 12:30 開会 司会：薄井 智洋（横浜市市民活動支援センター）
- 12:40 全体会Ⅰ「協働に進化の兆しあり」
○コーディネーター：内海 宏氏（NPO法人横浜プランナーズネットワーク）
中島 智人氏（産業能率大学経営学部 准教授）
- 13:30 休憩・移動
- 13:45 分科会Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ
- 15:45 休憩・移動
- 16:00 全体会Ⅱ「協働 Next ステージへ」（パネルディスカッション）
○登壇者：松村正治氏（NPO法人よこはま里山研究所（NORA）理事長）
山根 誠氏（松見2丁目西部町内会 会長）
石塚 淳氏（三菱地所レジデンス株式会社 横浜事業部）
治田友香氏（関内イノベーションイニシアティブ（株）代表取締役）
原 美紀氏（NPO法人びーのびーの 理事）
吉原明香氏（認定NPO法人市民セクターよこはま 事務局長）
- 17:00 閉会

場所：ホール



協働に進化の兆しあり 12:40~13:30

横浜市には、地域の特性に応じて、市民の知恵により多様な協働が行われ、「協働の風土」が培われてきました。それらが生まれた背景や最新事例を共有し、協働の進化の兆しを捉えます。

コーディネーター

○内海 宏 氏 (NPO 法人横浜プランナーズネットワーク)

横浜市を中心に活動。近年の市民主体の地域づくりとして、戸塚区ドリームハイツ地区、栄区湘南桂台・庄戸地区、泉区下和泉住宅・和泉中央地区等、港南区野庭団地、磯子区岡村中学校区・洋光台地区、中区四南地区南部、旭区ひかりが丘地区・左近山団地等に継続して関わっている。区レベルでは、地域福祉計画（栄区、磯子区、西区、港北区、戸塚区等）、地域福祉活動支援事業（西区、栄区、港北区、旭区等）などに関わり、テーマ別では空き家を使った交流サロンやコミュニティカフェの設置・運営、自主防災組織や災害時の要支援者対策の組立て、見守り・買物サポート等高齢者の生活支援の検討などのお手伝いをする機会も増えている。

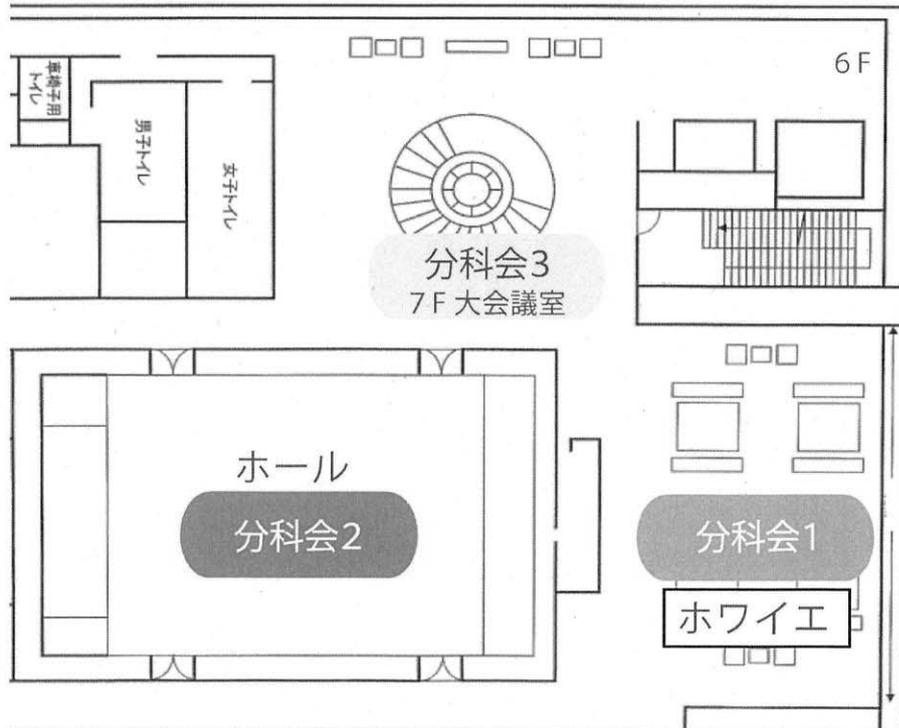


○中島 智人 氏 (産業能率大学経営学部 准教授)



ロンドン大学ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス(LSE)修了。専門は、日本およびイギリスの非営利組織(NPO)、社会的企業(ソーシャル・エンタープライズ)、市民活動などサード・セクターの研究。また、サード・セクターと自治体との協働にもかかわる。主著として、『英国チャリティ』(弘文堂)、『英国ボランティアの起源』(ミネルヴァ)、「社会を変える公益ビジネス」(ぎょうせい)、『ソーシャル・エンタープライズ』(丸善) (いずれも共著)など。

会場案内図



場所：ホワイエ



分科会
I

市民からの提案、その先の未来

横浜市市民協働条例の制定により、「市民から横浜市に対して協働事業を提案することができる」ようになったことを御存じですか？

本分科会では、この制度を有効活用し、「市民の自由な発想に基づく事業展開」や「地域・市民を笑顔にするコトづくり」に繋げるため、市民やNPO・企業・地縁団体・行政など多様な主体が参加・連携し、地域のプロジェクトを実現するためのプロセスや、必要な支援について考えます。

プログラム

- 13:45-13:55 趣旨説明
- 13:55-14:05 事例1：市民協働条例の市民提案事業第1号
- 14:05-14:15 事例2：公民連携による課題解決型公募モデル事業
- 14:15-15:00 質問と参加型の共有タイム
- 15:00-15:10 制度説明と事例3：ヨコハマ市民まち普請事業の挑戦者たち
- 15:10-15:40 トークセッションと質疑
- 15:40-15:45 まとめ

内容紹介

事例①：市民協働条例の市民提案事業第1号

事例紹介者：近藤博昭さん、兼弘彰さん（ほどがや 人・まち・文化振興会）
田並静さん（元保土ヶ谷区区政推進課 担当係長）

保土ヶ谷宿を中心に、朝市の復活や今昔写真展などを行い、まちの魅力を発信しつづける、ほどがや 人・まち・文化振興会。
まちの仕掛人たちの連携と行政とのタッグにより協働提案事業第1号となったプロセスとは。



事例②：公民連携による課題解決型公募モデル事業

事例紹介者：石塚淳さん（三菱地所レジデンス株式会社 横浜事業部）

行政との対話、地域との対話を経て、横浜市に対しコミュニティスペース付（NPO 法人が運営）の集合住宅を提案。企業が考える地域と連携したプロジェクトづくりとは。



ザ・パークハウス戸塚1F ふらっとステーション・とつか

事例③：ヨコハマ市民まち普請事業の挑戦者たち

事例紹介者：前田未来さん、小笠原弘さん（街の家族）

どんな時もつながり合える、どんな時も支え合える、みんなが各々の力を出し合い作り上げる場所、街の家族は、何かをしたい、何かができる人が集い、力を出し合いながら街のコラボ活動が生まれ育てる、交流と活動作りの拠点。
事業提案へのチャレンジが協働を育んだプロセスとは。



場所：ホール



分科会II

地域の中の「私」「共」「公共」

横浜では、この数十年、市民の力で「住んでいて良かった」と思える地域づくりを進めてきました。地縁組織として、テーマ型の団体として、市民が連帯してまちをつくってきた中で培われた自治のスピリットを生かした、これからの地域づくりを展望します。わたしたち一人ひとりの「自分らしさの発揮」と、「地域の中の気になる課題」を掛け合わせると、面白いかたちの“輪っか”がいくつも!あったかい未来のつくり方のヒント。

プログラム

- 13:45-13:55 はじめに
- 13:55-14:25 事例1:「一人の中学生と私のおせっかいから始まるこの5年のお話し」
- 14:25-14:35 ライブ質問
- 14:35-14:50 事例2:「自分探しと地域デビュー」「とつか宿場まつり」開催までの道のりとこれから
- 14:50-15:00 ライブ質問
- 15:00-15:35 参加型ワーク:「フィッシュボール」
- 15:35-15:45 ふり返り・まとめ

事例発表者紹介

事例①:「一人の中学生と私のおせっかいから始まるこの5年のお話し」
栗林知絵子さん (NPO 法人豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク理事長)



「成績が悪く高校に行けないかもしれない」と悩む知り合いの男子中学生に、勉強を教え始めたことをきっかけに活動を開始。自他共に認める「おせっかいおばさん」で、地域のおせっかいさんを繋げ、子どもの居場所を点在化することを目指している。プレーパーク、子ども食堂4か所、無料学習支援、シングルマザーの交流会などを実施。

事例②:「自分探しと地域デビュー」「とつか宿場まつり」開催までの道のりとこれから
根岸正夫さん (戸塚見知楽会 代表 / とつか宿場まつり実行委員会 委員長)



企業戦士として活躍し、57歳の時に受講した「横浜市生涯学習コーディネーター養成講座」が地域活動を始めるきっかけとなった。退職後はすぐに「第1回とつかお結び広場」の運営委員会の会員に応募、今では「自分が楽しむことだけに満足するのではなく、戸塚などの歴史を知って多くの人に伝えるところまで」と、見知楽会の理念を語る。小学校高学年～中学生を対象にした子ども歴史体験も会で実施。



やっぱり肝!? 条例 & 契約再考

横浜市市民協働条例第12条には「協働契約」に関する事項が定められています。「協働契約」ときくと、「難しい」「とっつきにくい」「契約はあくまで文書のこと」・・・と思いがちですが、協働で事業を進めるにあたっては、事業を進める主体同士が「協働の原則」に則って、「大事にしたいこと」や「こだわり」「心配になること」などをよく話し合い、両者が合意できた内容を協働契約書として文書化し、確認し合うことが大切です。

この分科会では、協働契約を締結している事例（契約の甲乙の立場から）から、契約や評価の際に必要な視点、契約のあるべき姿や可能性などを考えていきます。

プログラム

- 13:45-13:50 はじめに
- 13:50-14:10 「市民協働条例の意義と包含する課題」「協働契約の雛形作成の意図と意味」
- 14:10-14:30 事例1：「とつか区民活動センター」受託する際に浮上した検討課題
- 14:30-15:00 事例2：「18区の地域子育て支援拠点」協働契約に移行した際の現在の課題
- 15:00-15:10 アンケート結果の共有
- 15:10-15:25 会場からの発信
- 15:25-15:40 今後に向けた提案
- 15:40-15:45 まとめ

登壇者紹介

市民協働条例の可能性

森田明弁護士（法律事務所 横濱アカデミア）



弁護士、元内閣府情報公開・個人情報保護審査会常勤委員。
平成20年から協働契約等の研究に携わり、法律面でのアドバイスを行っている。

事例①：とつか区民活動センター

田辺由美子さん（とつか区民活動センター センター長）
安藤晋也さん（戸塚区地域振興課）



NPO法人くみんネットワークとつか理事。
パソコングループ代表として、生涯学習活動や市民活動に関わる。
区民活動センター運営検討会にも委員として加わり、NPO法人くみんネットワークとつかを立ち上げた。

事例②：18区の地域子育て支援拠点

横田美和子さん（南区子育て支援拠点 はぐはぐの樹 施設長）
豊倉麗子さん（こども青少年局子育て支援課 担当係長）



NPO法人さくらザウルス理事長。
よこはま一万人子育てフォーラム世話人。
18区の施設長と協力して、地域子育て施設拠点事業にふさわしい協働契約のあり方を検討している。

場所：ホール



全体会Ⅱ

協働 Next ステージへ 16:00~17:00

各分科会からの報告を踏まえ、今後の協働をさらなる進化に“つなげる”ために欠かせない、「環境づくり」について考えます。市民の力がより生きる提案制度、一人の人のニーズや気づきからはじまるまちづくりの新しいカタチ、進化の礎となる市民協働条例のあり方について、ライブセッションでみつけていきます。

コーディネーター

○松村 正治 氏 (NPO 法人よこはま里山研究所 (NORA) 理事長)



恵泉女学園大学人間社会学部准教授。フィールドワークに基づき、地域の環境問題・社会問題を考える研究スタイルで、調査地は、多摩丘陵、八重山（沖縄）、対馬（長崎）など。約20年前、大学院生の頃から横浜市内の里山保全活動に関わり、NORAの代表を務めて12年目。環境NPOとして里山とかかわる暮らしを提案することに加え、最近是有志を募って、まちの近くで里山をいかすシゴトづくりを実践している。これまで、横浜市をはじめ行政・企業・町内会等と協働事業に取り組む機会は多かったが、成功体験は数少ない。

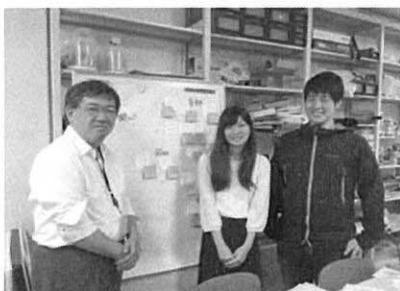
登壇者 (パネルディスカッション)

- 山根 誠 氏 (松見2丁目西部町内会 会長)
- 石塚 淳 氏 (三菱地所レジデンス株式会社 横浜事業部)
- 治田友香 氏 (関内イノベーションイニシアティブ (株) 代表取締役)
- 原 美紀 氏 (NPO 法人びーのびーの 理事)
- 吉原明香 氏 (認定 NPO 法人市民セクターよこはま 事務局長)

Special Thanks

東京都市大学 小池情報デザイン研究室の皆さんに、「協働に関するアンケート」のデータビジュアライズ、フォーラムのグラフィックレコーディング等のご協力を頂いています。

○小池 星多 教授 (東京都市大学メディア情報学部社会メディア学科)



○東京都市大学 小池情報デザイン研究室

ユーザーや市民とコミュニケーションしながら社会問題解決のためのデザイン実践・研究を行い、現在、情報の可視化（情報をわかりやすく伝えるインフォグラフィックス、住民の合意形成を促進するためのグラフィックファシリテーションの研究）、コミュニティデザイン（横浜市や東京都多摩地区で行政、市民、企業とともにデザイン力で地域活性化を行なう研究）等の課題に取り組んでいる。

本日はご参加ありがとうございます！

実行委員会から参加者のみなさまへのメッセージ



NPO 法人横浜プランナーズネットワーク

内海宏

今のまちをより住みやすくしたり、新しいつながりを創っていくため、各々が双方向で持ち味を発揮しやすい「協働」を積み重ねていきたいですね。



産業能率大学経営学部 准教授

中島智人

私たちの未来のために、協働を通して当事者それぞれの力をどのように活かすことができるのか、一緒に考えていきたいと思います。



横浜国立大学大学院国際総合科学群 准教授

三輪律江

“協働”を難しく考えるのではなく、それぞれができる様々の形を見つけるきっかけになればと思います。



関内イノベーションイニシアティブ(株) 代表取締役

治田友香

セクターを超えてプロジェクトを進めるとき、協働の作法があると感じます。先事例からたくさんヒントが得られるはず！



NPO 法人フェアスタートサポート 代表理事

永岡鉄平

当団体もこれを機に協働にチャレンジしたくなりました。どの事業領域でも等しく可能性があることを感じていただきたいです。



NPO 法人いこいの家夢みん 理事長

伊藤真知子

この分科会が地域の団体、企業、行政の方々の意見交換と気づきの場となり、それぞれが次の一歩を踏み出すきっかけとなりますよう！



NPO 法人くみんネットワークとつか 職員

中嶋伴子

それぞれの知恵や力を出しあって、楽しく協働しましょう！



NPO 法人よこはま里山研究所 (NORA) 理事長

松村正治

各自が持つ宝を、独り占めするのか、社会に役立てるのか。どちらが「いいね」？



松見2丁目西部町内会 会長

山根誠

うち裡なる宝を引出し合って、繋がり合えれば嬉しいね。



認定 NPO 法人市民セクターよこはま 理事・事務局長

吉原明香

協働は、異質なもの同士の出会いと、お互いへの理解を深めるプロセスでゆえに、多少のストレスがつきもの。NPOにとっては社会や行政への提案・提言の場でもあることが多い。だからこそ気持ちがかよい合う“本音”の場に。



NPO 法人びーのびーの 理事 新しい協働を考える会

原美紀

市民活動、NPO 活動はココが肝！と思っています。皆さんと意見を交わりたいので、ぜひ一緒に！



NPO 法人グリーンママ 理事長 新しい協働を考える会

松岡美子

むずかしくとらえず，“ヨコハマらしい協働”の後押しとなる契約を一緒に考えませんか？

■全体会 1

協働に進化の兆しあり

【登壇者】

- ・内海宏
(NPO 法人横浜プランナーズネットワーク)
- ・中島智人
(産業能率大学経営学部准教授)

中島：全体会のもっとも重要な目的は、横浜市には、平成25年4月に条例ができる以前から『協働の豊かな土壌』があり、それをもう一度確認しようということです。続く分科会では、条例ができるからの3年間、色々な協働の実践を通して見えてきた様々な課題について考えていきたいと思ひます。

一番大事なことは、和田議員からご紹介がありました通り、この条例がより良いものになるよう、将来に向けた視点を皆さんと話し合っていく、そのことを動機づけとして進めていきたいと思ひます。

私は、横浜市の市民協働推進委員会の一員として、またフォーラムの実行委員として携わっていました。内海さんは、ずっと横浜市の協働に取り組まれていらした、その横浜市の協働の豊かな土壌について、お話を伺おうと思ひております。

まず、「横浜市における協働の土壌」についてお話いただき、続いて、「新しい公共、そして協働事業の新しいステージ」ということで、分科会の説明をさせていただきたいと思ひます。その前に、皆さんと共通の理解をしたいことがあります。「新しい公共」という考え方は民主党政権時にクローズアップされたものですが、その前の自民政権の時も「新しい公(おおやけ)」、また、今は「共助型の社会」等とされています。今回のフォーラムの開催や協働を考えるにあたって、非常に重要な視点であると思ひます。

この「公」「私」または「官」「民」という考え方は、「公=官」つまり「公(おおやけ)」は、官によって担われ、官とイコールのものである」と考えられているのではないかと思ひます。本来は、「公」は「官」の独占物ではなく、「官」と「民」とが一緒に担うものです。

この大原則に立ち帰って、公をみんなで作っていきこうというのが、「新しい公共」であると私は理解しています。特に、どうしてそういうことが重要になってきたかという、私たち生活者のニーズが多様になってきて、その全てのニーズに官が応えるのは非常に難しくなっているという背景があるのではないかと考えております。

また、基本的な考え方として、協働には、一つ一つの組織では持ち合わせていない、その組織の目標達成のために必要な資源の交換・獲得という面があると思ひます。

しかし、それだけではなく、協働することで、それぞれの組織の目標を超えて社会全体に有益な目標を達成することができるというシナジー(相乗効果)を生み出すものであり、行政と市民、民間団体が協働するときには特に、社会参加を促したり、陽の当たっていない人に陽をあてたりするような、「協働を通じたエンパワーメント」が期待されるのではないかと考えています。

では、このようなことを前提として、内海さんとやりとりをしていきます。私たちの現在の協働も、横浜市に暮らす方々が培ってきた土壌、土台の上に成り立っているということ、内海さんが詳細にまとめてくださった資料をもとに振り返ってみたいと思ひます。



内海：お手元のパワーポイントの資料と、横浜の協働の歴史に沿って、お話したいと思ひます。

横浜市の協働の仕組みというのは、現在、①協働推進の基本指針、②市民協働条例、③絆・支え合い条例、この三つの枠組みでできていますが、先ほど冒頭で副市長もお話になりましたように、横浜に

は色々な形で協働の歴史や積み重ねがあります。

まず、平成3年から5年にかけて行われた「コミュニティ行政研究会」では、横浜市内のいくつかの地域がどういったコミュニティの状況かを調査し、地縁組織だけが地域の担い手ではなくて、興味や関心がある人や住んでいる方が色々な活動に取り組んでいるということが分かりました。

それまでは、例えば地区センターを建設する時の建設委員会は、地域代表と各種団体代表で構成されて進んでいたのが、“地域コミュニティ”とともに“テーマコミュニティ=テーマによって興味関心を示す人たち”(その当時は市民活動やNPOという考え方がまだ無い時代でそのように呼びました)が、実際にはかなりいて、そういう人の力が、より大事になっているのではないかと、これからは、両者の力を合わせて、住みよいまち、地域を作っていこう、というのが、この研究会の一つの提案事項で、それが出発です。

続いて、平成8年から10年度に「パートナーシップ推進モデル事業」と言って横浜の18区で25事業を、テーマ型と地域型の人たちの協働作業で、色々な建設をしたり、ボランティアネットワークを立ち上げたりをモデル的に行いました。

これは横浜でも非常に画期的で、例えば、振り返りを数カ月に1回くらいやるのですが、参加している市民と行政と、つなぎ役の専門家と三者が合同で研修をやり、それを積み重ねることで、横浜の協働あるいはパートナーシップの取組をすることの実験事業が行われて、その中で育ったグループや仕組みは今でも残っていて、運営委員会だけでなく、企画委員会が参加して、地域が欲している新しい事業を企画提案する機能を持ったりしています。

こういうことが前段としてあって、その後「市民活動推進検討委員会」ができて、横浜コードという6つの協働を進めるための基本原則が作られ今日に至っています。

市民活動とか協働事業をするときの原則、対等性とか自主性の尊重や、自立化の原則とか、相互理解とか目的共有とか、公開とか、今言われている6つの原則が登場したのです。この委員会の答申と

してなされ、それが「市民活動推進条例」の中に盛り込まれました。さらに平成24年6月市民協働条例という形で全面改正をされたというプロセスを経ています。

その間に「協働推進の基本指針」が、平成16年の3月にできて、その後「協働事業提案制度モデル事業」だとか、「横浜会議」、「地域福祉保健計画」ができました。さらに、「地域まちづくり推進条例」ができ、これに基づく「ヨコハマ市民まち普請事業」というような協働の事業メニューが、行政の施策の中にたくさんできて、協働ということでの取組、事業が、横浜では徐々に積み重ねられてきたというのが実態だと思います。したがって、このように仕組み化されたもの、その中で市民活動団体あるいはNPOもかなり積み重ねた活動をして来ていますので、これから協働を推進する上で、それをベースに今後どう維持、発展していくかが大事で、横浜では大きな財産でもあるし、基本的に寄って立つところのベースであると思います。

中島：内海さんは、ずっと横浜のまちづくりに関わって来られたと思いますが、一番最初が平成3年ということで25年前、その次の平成8年というのは20年前。非常に歴史があるわけですが、なぜ、その当時、こういうパートナーシップや市民に対する支援が必要であったか、横浜市特有の社会的な状況などがあったのでしょうか。

内海：25年前の状況では、市民活動という概念も未成熟でNPOもまだできていなかったわけですが、色々な課題解決をする力は徐々に芽が出ていて、生涯学習とか様々な形で展開が始まっているにも関わらず、なかなかそういう人たちの意見が反映されるというにはなっていなかった。非常に古い参加の仕組みしか無かった。それが「地域コミュニティ」、「テーマコミュニティ」という概念が出てきた大きな背景だと思います。その後、パートナーシップ推進モデル事業という行政と市民との協働をやる中で、市民の力がもう少し前面に出始めて、平成14年あたりから、行政もそれを大きな柱の一つに据えたというようなことが言えると思います。

そういった中で、市民の側にも、企業市民もいれ

ば地域住民もいるし、NPO もいるし、あるいはケアプラザの事業者などが地域にはいます。もう、市民と行政の協働という枠を超えて、市民の中にもかなり多様な主体があるので、時代は相当に変化してきているという印象をもっています。

中島：市民の多様性については、後ほど分科会へのつなぎの中でまた触れさせていただこうと思いますが、次に出てくるのが、「パートナーシップ推進モデル事業」ですね。

内海：平成8年から10年の3か年で行って、そのノウハウをまとめた「パートナーシップの知恵袋」という冊子を作りました。それは25事業の創意工夫、協働で取組を進めたノウハウの事例集にもなっていて、その中からエッセンスをご紹介します。

地域や市民のニーズを踏まえた具体的な目標を設定しないと、市民同士の協働あるいは市民と行政の協働は成立しないということ。しっかりとしたプロセスと目標設定と弾力的な運用、始める時にはどういうやりとりで活動や事業を進めていくかというプロセスを設計した上で取り組む、それがあってこそと言って「すべてよし」とするのではなくて、いわば話し合いをしながら、あるいは取組が進む進展具合に応じて、やりとりができるようなしなやかさを持っていないと、協働事業はなかなか上手くいかないということ。3点目としては、参加者みんなが汗して働き自主性を喚起するような参加の場づくりとして、やらされ感があるようでは、その活動が自立的に発展・展開することはなく、その活動から次の自発的な活動が生まれるような、あるいは見守られる側が見守る活動をするような、そういう動きを取組の中でも持っていないと、新しい担い手はなかなか登場しないということ。当事者どうしでは少しぎくしゃくするのをコーディネートするような役割の人がいると、協働は少し上手くいくといったことがわかりました。そして、進行状況に沿った行政内連携と区役所のコーディネート機能の強化ということで、市民が地域を良くしたいという活動を支援する、それを支えるようなことも、非常に行政との協働事業の中では大きな役割を持っているというようなことが、パートナーシップ推進モデル事業の中で総括的に分かったということです。

中島：日付を見てくださると平成12年3月というと、16年前ですか。すごいですね。

内海：はい。そうですね。

中島：今、内海さんが総括して説明して下さったところは、先ほど「新しい公共」ということを申し上げましたが、市民の方が気づいた課題というものを、自発的に解決する力というものが、非常に重要であるということにつながると思います。行政とのパートナーシップというのは、行政課題について市民とパートナーシップを組むことが盛んにおこなわれてきたと思いますが、今、内海さんが言われたように、この取組では、基本的には、市民の方が自分たちの課題解決のために活動し、それを支援するという視点が行政には求められている、というが示されていると思います。また、区役所と市民のコーディネートということももちろん重要ですが、市民の課題解決というのは、当然、生活に即したもので、行政が便宜的に決めた部署の縦割り区分とは基本的には関係がなくて、それを連携するような「行政内の協働」も求められるというようにも読み取れると思いました。

そして、新しい協働の実践例として、たくさん挙げてくださっていますが、自分たちの課題を解決するためには、自分たちが自発的に取り組む、そして、それが新しいもの・公共空間を作っていくという取組が横浜市には非常にたくさんあるということだと思います。ここでいくつか特徴的な事例を少しご紹介くださいますか。

内海：はい。先ほど、協働によって目指すものというお話を中島先生がされました。協働を通じた資源の獲得に類する話でいうと、イギリスでいえば「コモンスペース」の推進などの事例もかなりありますね。

中島：そうですね。イギリスでは、今の政権は特に民間の活用とか、もちろん緊縮財政下なのであるものは使おうということではありますが、例えば、チャリティとかが何か活動するときに、「99年リース」というのがありまして、例えば廃校になった小学校を「1ポンドで99年貸し出す」という仕組みで、そこを活用してレストランを開いて職業訓練の場にしたり、コミュニティスペースの場にしたりというのがあります。

ですから、新しい公共というのは、公共空間を作

るということでは、建物の支援もありますし、そこで活動する人の支援というのがあります。

内海：なるほど。そのように考え方自体も変わってきていると思いますが、この六ツ川連合自治会の野外サロンというのは、市の使っていない公共用地を使って、引きこもりがちな男性高齢者に地域に出てきてもらって、汗を流して畑を耕してもらっています。実際、男性高齢者というのは、地域にサロンや居場所があってもなかなか出てきてくれません。色々試行錯誤して、大当たりしたのがこの事業です。

連合自治会が市から土地を借りて、そこを農園として、農作業を楽しんでもらおうということをやったわけです。これは市の遊休地を二宅地分、6万数千円の賃料を払って活用したものですけれども、補助金は「地域運営補助金」というエアーマネジメントの考え方の入った補助金を活用して事業をしています。

農作業の一番いい点というのは、「成果が非常に明確だ」ということです。手をかければ植物はちゃんと成長し、実がなって採れる。水やりや草むしりなどかなり手をかけなくてはなりません。活動日は週1回ですが、活動日だけでなく、20-30人の高齢者が毎日のように入れ代わり立ち代わり散歩の途中などに農作業に専念するようになるわけです。そのうち「私がこれやったからちゃんと採れたよ」というように、他人としゃべるのが苦手だと言っていた人たちが、段々おしゃべりになって、しかも、子どもたちを招いて収穫祭をやって、「おじいちゃん、ありがとう」なんて言われたりするともうやめられなくなる。それで、どんどん深みにはまる人が増えて、翌年には、自分たちだけで楽しむのではなく、採れた野菜を買い物に困っている人たちに直売しようと「朝市サロン」を始めます。公園を使って、買い物が終わると、みんなお茶を一杯飲んだり、冬だと豚汁を食べたり、昔はどこでもあった風景が見られます。そして、ここの接待係をやっているのが、民生委員とか保健活動推進員とか、友愛活動のメンバーとか、その中で「あのおばあちゃん今施設に入っているよ」みたいな情報がこの場所で得られる、それも一種の見守り活動ということになっている。ここは、野外サロンをきっか

けに、朝市サロンを生み出して、引きこもりの男性高齢者だった方々が担い手となって、今では町内会の役員になったりしています。

これは、地域の中の協働事業。区役所の支援があって形を作れた。現在では、三年間の補助が終わって、自立的に農産物を販売して、お金が回る仕組みを作って、エアーマネジメント的な取組となって自立的に継続しています。

中島：先ほど、和田議員の方からも、補助金に依存するような活動というのは問題があるのではないかとという話がありましたけれども、この活動は、補助金を最初に三年間活用して、その後は自立をしているのですね。

内海：はい。

中島：「呼び水的な資金」というのはすごく重要で、最初に活動に必要なお金と場所があって、市民の自発的な活動というのを「後押し」している。あとは、自立的に事業が進んでいった、そういう事例ですね。

内海：そうです。「六ツ川味噌」という特産品まで生み出しています。ある意味、地域ブランドづくりまでやり始めたということで、一つの活動が次の活動を生み出しているというのは、そこに「自発的な要素」がないとなかなかそうならない。やらされ感でやるのはだめという協働の取組だと思います。

中島：自発的な活動を引き出すというのがいかに重要かということでしょうか。

内海：そうですね。あとはこの白根台第九自治会の事例です。横浜みどり税はみどり保全のために8割が使われていますが、用地買収だけしているのでは成果がよく見えないという声もあります。農産物の直売所を補助するような農業振興のために使うお金のほかに、地域緑化として活用しています。横浜も40年くらい前は5割以上が大きな森林として広がっていました。370万人の大都市になった反面、その緑は失われたわけですね。みどり税を緑を復活させるために使おうということで、地域緑のまちづくり事業というのを始めて8年目に入っています。

この自治会は、高齢化が進んでいるのですが、緑化活動を続けるうちに生活の中心をそれに置くよ

うな方も現れ、活動するのがこの上なく楽しみだという高齢者が出てきています。また、いつまでも補助金に頼るようではいけないと、空き家の庭に苗生産の拠点を作って苗の自給体制を作り、自立的な側面も強まっています。それまでは、花とか緑を自分の家の中から見えるように作って楽しんでいたのが、まちを歩き交う人に楽しんでもらうという視点が出て、皆さんの意識も変わり、住宅地の街並みそのものがかかなり変わってきました。これも、緑を通した協働事業という形でやられています。

中島：この後、分科会1で今の議論をもっと深く話す機会があると思いますが、多様な主体ということで、企業はこれから大変重要な役割が期待されますし、企業の方も分科会で発表しますが、このことについて何かありますか。

内海：ぐるっと緑道という NPO 法人がありまして、「ヨコハマ市民まち普請事業」に応募したのですが、一回目の応募では見事落選をしました。

提案内容としては、中川駅前に、歩行者専用道路が途切れている非常に危険な場所があるので、安全な歩道を作るという提案でした。落選後、「なんとか夢は実現したい」ということで、地域まちづくり課にコーディネーターを派遣してくれないかということで、私が派遣されました。

夢を実現させるプログラムを考えると、行政の力だけがすべてではないということで、隣接した土地を持つレンタルリース会社と協働できないかと考えました。まず、スクールゾーンになっていたことから、白線を土木事務所に引いてもらって、歩行者の安全が保てるか東京都市大の先生に定点観測していただき、危険な状態を撮影していただきました。次にグリーン舗装をし歩く空間をもっと強調してもらい、それも定点観測し、危険な状態が明らかになりました。

こういう映像を土木事務所と共有する中で、レンタルリース会社から土地の提供を得られれば工事は土木事務所がやりましょうという話までいきました。歩道設置まで実際5年かかったわけですが、短期決戦でいくのではなく、NPO・企業・商店会等が少しずつプロセスを踏んで、土木事務所による歩道拡

幅を協働で実現できたという事例です。

公共事業でやる場合は、土木事務所が企業と交渉するのですが、今回はNPOが企業との交渉を担うというように、地域の力でクリアしました。

この NPO は、次に、商店街の活性化に取り組みます。これも「まち普請事業」に応募しようという案もありましたが、歩道設置の時から商店街の会長を巻き込んでいたため、それが布石となって商店街の会長が経営するスポーツジムの1階にコミュニティカフェを開設することにつながりました。一緒に各地のカフェを視察して、研究会活動しているうちに、思いが伝わったんですね。事業者の費用でカフェを設置し、現在もスペースを割安で NPO に貸し付けて運営しています。こういう民間企業とのコラボもこれからはもっとあるのではないかと思います。

第3弾は、花と緑の中川ルネッサンスということで、商店街活性化のための緑化やイベントのための舞台設置などを、ようやくまち普請事業が採択されて行いました。足掛け、8年くらいの歩みです。

中島：これはずっと同じ団体ということなのですね。市民の方が生活するうえで必要な課題を解決したいということ、それを行政の方から見れば、今回だと安全とか行政の課題でもあると、それをお互いが独立でやっていたらなかなか解決しないところを協働で取り組んでうまくいったということですね。

内海：はい、商店街もどンドン元気がなくなっていました。自分たちの居場所にもしなければならぬと。

中島：非常に複合的に課題解決に結びついている。そういうことですね。

内海：はい。

中島：今日これから分科会がありますが、皆様のお手元の資料にある横浜市市民協働条例の主なポイントというところに沿って、基本的には構成されています。

一つ目が、協働を担う「市民等」ということで、やはり今までのお話のように「市民が協働の主体である」ということなのですが、横浜市市民協働条例では、市民等は幅広く捉えられています。そして、市民のイニシアティブが広がることによって協働という

ものの空気ができてくるというところを分科会2でお話しいただけるとと思います。

続いて条例の主なポイント2として、協働事業の提案ですが、市民の発意によって始まる協働の仕組みについてを分科会1で扱います。

そして、分科会3では、協働を始める上では、市民の発意、自発的な地域の課題を解決しようとするものを単独で行うだけではなくて、行政との協働が必要になります。そこで市民の自発的な活動をいかに活かすかというところで、協働契約などのルールが非常に重要であるという分科会が行われます。

中間支援については、3つの分科会そのすべてを通して、それを支えるコーディネートや情報提供とか、まとめた意見を政策提言するとか、そういうことすべてが関わってくるのではないかと思います。内海さんの資料でも新しいステージとしてまとめていますが、内海さんの方から提案はありますか。

内海：市民からの提案という分科会1についてですが、これは条例第10条で位置づけられたもので、冒頭でお話しました通り、横浜の場合は、環境まちづくり協働事業とか、協働事業提案制度モデル事業とか、横浜会議での取組だとか、ヨコハマ市民まち普請事業とか、こういうものが事業としては展開されてきています。

ただ、時代は大きく変わりつつあるということで、地域の人材や資源を生かした魅力づくりとか、空家・空地がどんどん増えつつある状況で、それを荒れたままにするのではなく、資源として捉える視点で上手く利活用できないかという問題だとか、また横浜市は、政令市では珍しく、地域福祉保健計画を地区別にやっている数少ない大都市ですが、そこに今市民の皆さんが色々な立場で参加して、今や福祉から大きくシフトして、まちづくりや場合によると環境保全とか、農業だとか、そういう他分野まで含んだ第三期の計画策定が終わって、いよいよ推進の段階が始まっています。あるいは生活困窮者の生活支援というようなことをする必要があります。そもそも相談に来るうちの3分の1しか就労につながっていないんです。あとの人たちはどうしたらよいか分からない。けれども、色々と社会参画をしたり、人と

のつながりをもう一度築き直すところから就労の方に行くような流れを作らないとだめだというようなこともあります。

協働事業については、これからの時代に相応しい新しい課題解決を図ろうとすると、やはり協働という考え方でやるのが大事になるかなとそういう風に思っています。

中島：私は協働というものに関して二つ種類があるのかと考えています。いまずっと歴史から内海さんにお話しいただきましたけれども、市民どうしの活動がこれからの社会にとって非常に重要になってくる。それを活かして、それを行政につなげる。土台となる市民どうしのつながりというものがあるって、それをいかに協働に活かせるか、そういったことを、制度や皆さんとの対話を通じて、横浜市の新しい、これからの未来のために、役立てていければいいかなと思っています。



■分科会 1

市民からの提案、その先の未来

【企画会メンバー】

- ・ 治田友香
(関内イノベーションイニシアティブ(株)
代表取締役)
- ・ 三輪律江
(横浜市立大学大学院国際総合科学群准教授)
- ・ 伊藤真知子
(NPO 法人いこいの家夢みん理事長)
- ・ 永岡鉄平
(NPO 法人フェアスタートサポート代表理事)

【開会】

治田：分科会1を開始します。この分科会は、協働事業が提案できるとされたものの、提案件数が挙がってこないのが行政側の課題であり、市民側も制度を使いこなせていないという課題があります。みんなで考え、推進するためのヒントを収集したいと考えています。それでは、事例①になります。兼弘さん、よろしくお願いします。

【事例①】

～市民協働条例の市民提案事業第1号～

事例紹介者：近藤博昭さん、兼弘彰さん（ほどがや 人・まち・文化振興会）田並静さん（元保土ヶ谷区区政推進課 担当係長）

兼弘：ほどがや 人・まち・文振興会の兼弘です。よろしくお願いします。我々は市民協働事業を平成25年から3か年に渡り実施していました。

「ほどがや 人・まち・文化振興会」は、まちづくりに寄与する30余りの団体が加盟していて、「まちを想う人」を増やし保土ヶ谷の魅力の発信・創出を推進するために色々な角度で良いまちづくりを考え活動しています。具体的には、街道を中心にまちづくり活動を展開しています。

「朝市街道」では、地産地消をテーマに地元の都市近郊農家（3農家）の作物販売を週1回行い、

「すぺーすほどほど」では、子育てグループと整体師が協力し、親子の居場所と歴史の展示所と整体所を融合しています。「今昔写真展」では、昔の写真と今の写真で同じ場所で撮影したものを比較して郷土を知ってもらうことやジオラマ展示などを行っています。「宿場朝市ごうどいち」は江戸時代に開催していた市の復刻として月1回開催していき、地元野菜をはじめ保土ヶ谷ならではの名物を販売しています。「ほどがやまちゼミ」では小学校6年生を対象にまちを学んでもらっています。「まちかど博物館スタンプラリー」は老舗店舗をまちかど博物館としてスタンプラリーにして歩いてもらうものです。

これらの事業を昨年度まで市民協働事業として実施しており、市民協働事業として終了した後も、「宿場朝市ごうどいち」や「ほどがやまちゼミ」「今昔写真展」「ほどがや弁当」などは自主事業として継続実施しています。ここで協働事業のパートナーであった田並さんに交代します。

田並：協働事業を実施するにあたって、市職員として担った3つのつなぐ役割について話します。1つ目は情報をつなぐ。実は県の助成金に落ちたところに市民協働条例の情報が入り、提案しました。2つ目は人をつなぐ。広報誌「ほどがや 人・まち・かわら版」の創刊号は、まちづくりを支援したいという横浜読売会を団体と繋ぎ、無料で作ってくれました。3つ目は事業をつなぐ。存在しない事業や予算を作り、協働事業ができる枠組みをつくりました。協働事業で大事なこととしては、市民と一緒にやる気持ちを持つこと。日常的なコミュニケーションを通して、事業目的や課題などを共有すること。黒子として支援することを心がけていました。私はハードとソフトを調和したまちづくりをしたいと思っていましたが、協働事業をきっかけにして、新しい方々が繋がることができ、ハードとソフトの連携についても上手くいっているのではないかと思います。

治田：ありがとうございました。どうやって事業継続の仕組みを作りあげたのでしょうか。

兼弘：7～8ある事業のうち、ごうどいちなどの協働事業をきっかけとして立ち上がった事業を自主事業として継続しています。また、まちかど博物館スタンプラリーなどの一部は区役所事業になっており、すみわけしながら別の形で継続しています。

治田：ありがとうございます。本日はもう一方にお越しいただいておりますので、近藤さん、1分程度でお話を頂戴できればと思います。

近藤：私は保土ケ谷で生まれて保土ケ谷で育ってきたので、保土ケ谷になにか活かすものが作りたいということで、自分がやっていた、そばやと保土ケ谷の特色を繋げたいというのがきっかけでずっとやっています。市民はやめなくていいし、いつでもやめてもいいんです。一旦休んでまた始めても継続していることになります。保土ケ谷は歴史を活かしたまちづくりをやっていましたが、歴史だけではだめだということに気づき、それをバージョンアップさせた形で、歴史を活かしたまちづくりの一部を今はほどがや 人・まち・文化振興会が担って、一緒にやっています。

治田：ありがとうございました。市民はやめなくていいというのはその通りかもしれませんね。非常にわかりやすい言葉をいただいたと思います。好きな時にやれるということですね。



【事例②】

～公民連携による課題解決型公募モデル事業～

事例発表者：石塚淳さん（三菱地所レジデンス株式会社 横浜事業部）

治田：事例②です。石塚さんお願いします。

石塚：よろしくお願いいいたします。私ども、三菱地所レジデンスは、住宅開発を行っている企業です。その中で公民連携による課題解決型公募モデル事業を説明させていただきます。

1つ目の事例といたしましては、ザ・パークハウス戸塚で、2014年3月に入居が始まっている物件です。2011年9月に公民連携による公募がされて、弊社が提案しました。公民連携による課題解決型公募モデル事業を簡単に説明しますと、横浜市の土地活用を行う時に、単純に売却ということではなく、事業者や地域の方の意見を把握しながら、課題解決に資するように市有地を有効活用するという事業になり、土地価格は固定で、提案内容を審査して決定ということでザ・パークハウス戸塚は第1号事業です。こちらのマンションは1階のエントランス脇に多世代間交流が行えるコミュニティスペースとして、地域のNPOが運営する「ふらっとステーションとつか」を設置しています。事業提案をするにあたって内部で検討する中で、コミュニティスペースをサポートする事業者と相談したところ、地域のコミュニティ向上の取組は多世代間の交流であるという意見をいただき、地域のことは地域で課題解決をしている団体に聞くべきだということで、地元のNPOを紹介され、提案までの間は協力会社を介して提案書の作成をしました。その後、採択されてから顔合わせし、詳細を詰める中でランチを行うことなどを決めました。ただ、臭気の問題などがあるため、排気スペースやメニューをどうするかなどを協議し、実現しました。次の案件は、戸塚駅の旧バスセンターの跡地における事業です。ザ・パークハウス戸塚の経験から、より積極的に課題解決型事業を検討していこうということで、応募しました。提案事業の趣旨としては、人の流れやにぎ

わいを創出する。特に子育て世代の流入を目指した課題としていたので、弊社としては、駅前のバスセンター跡地に分譲マンションを作り、その下には店舗やNPOが運営する地域交流施設を作ることとしました。最後の事例としましては、ザ・パークハウス新子安ガーデンです。こちらは市有地の跡地開発ということではなく、元々大規模な物件であったということから、地域に与える影響も大きいということで、まちづくりを地元の方々と協議を重ねて作っていきました。弊社は平成21年のまちづくり委員会発足当初から参加し、地域の方と勉強会等々を現在までに42回行ったところです。こちらは、4方向が道路になっており、歩道がないことが問題でした。安心して歩ける歩道を作ったり、元々、広域避難場所に指定されていたので、防災拠点となるようなものを設置したり、認可保育所、学童などを皆様の意見を取り入れながら作っていきました。歩道は、緑を楽しめるものにしたたり、防犯面で寄与するような街灯を設置したりしました。

治田：ありがとうございます。地域の課題を行政でなく企業の方が受け取って事業化するという非常に面白い事例だと思います。本日は会場に、パートナーとなった、くみんネットワークとつかの理事長がいらっしゃっています。島津さん、一言お願いいたします。

島津：今、お話のあったとおり、出来上がる2年くらい前から毎月集まり、どうやって運営するかを検討しました。色々注文を付けましたが、その都度、丁寧に説明・対応していただきました。「ふらっとステーションとつか」は、ただ集まるだけでなく、地域の共生社会を作るようにということで作りました。居場所というと、高齢者や障害者、子ども、と縦割りになりがちですが、ここは誰もが来れるようにしています。行政も縦割りですが、それでは隙間があると思っていて、その隙間を埋めていき、縦割りから丸ごとに変換していき、地域の方なら誰でもふらっと立ち寄って心地よく過ごせるような場所になっています。



【質問と参加型の共有タイム】

治田：それでは共有タイムを行います。永岡さん、伊藤さんお願いします。

永岡：まず、事例①ですが、行政との負担割合や資金面で工夫した点などを教えてください。

兼弘：資金面では潤沢ではないので、工夫が必要になっています。協働事業では50万が行政、会としては1割負担でした。会の全ての事業のうち半分が協働事業でしたが、その他の事業をやりながら少しずつ事務局のお金としてプールしていました。事務局の人間はボランティアなので、かかるのは印刷費程度です。広報に関してはFacebookなどを使えば簡単に拡散できますが、やらない世代の方などいることから、紙媒体が必要になります。そこをどうするかが非常に大切な部分でした。年間50～60万の予算を自主事業で確保し、諦めるところは諦めています。

永岡：個人的に聞きたいことになるのですが、自主事業では、どの事業が一番の稼ぎ頭ですか？

兼弘：一番は野菜の販売や市への団体からの出店費用が多いです。

永岡：もう1点お伺いします。どのような経緯で団体が立ち上がったかと団体が継続して活動するテクニックをお伝えください。

近藤：元々は保土ヶ谷宿400クラブというものから30年前から市の方と一緒にやっています。江戸時代までは横浜といえば保土ヶ谷で、今でも

750点もの物が本陣に残っています。そういうものを私も知らず、知ったらハマってしまいまして、色々な方と知り合い、一緒に勉強し、自分たちの手でよくしたいという想いで頑張っていました。仲間を作ることはお金を作るより大変で、継続させるのはもっと大変ですから途中で休んでもいいんです。

伊藤：事例②について、家賃・管理費の団体負担分について伺います。

島津：マンションの共有部分として地域交流室が設置されているので、マンション住民の管理費等で賄われています。やっていいといわれても何年か経った後に退去や支払い要求があるのではないかと気になっていたもので、協議の中で話したところ、地域交流室があることを重要事項説明書に盛り込むことを約束してくれ、それが気に入らない方には売れませんとまで言ってくれました。現在は5年契約でやっています。

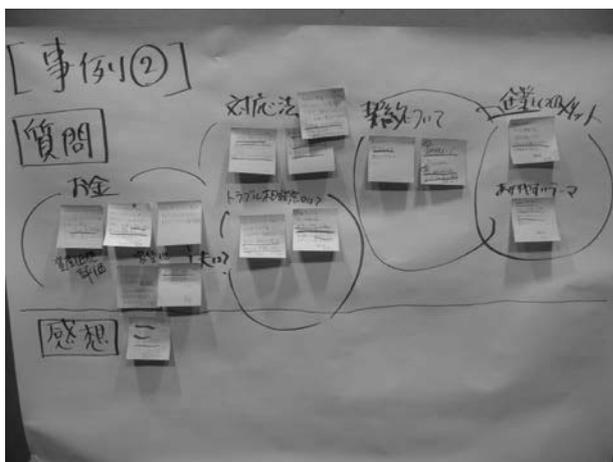
伊藤：石塚さんへ伺います。地域と協働することについて、企業のメリットを教えてください。

石塚：企業側としてはマンションが売れて欲しいというのが最終目標ですが、今はモノを作れば売れるというものではありません。住民の方がその地域でどんな生活が待っているのか。といったものがやはり付加価値となると思います。いかに知恵を絞って地域の方々と共生するということを考えてモノ作りをすることで、それを評価してくださるお客様にマンションを売りやすくするといったところが我々のメリットかなと思っています。ただ、どの物件でもできるわけでもないので、少しでも地域と共生する部分を見出していくということを中心掛けていくことでマンションに住む方と地域の方がすんなりと受け入れてもらって生活をスタートできるようにするのが、大切な部分だと思います。それを評価していただければ、会社の評価にも繋がるのでメリットかなと思います。

永岡：ありがとうございました。他の地区で似たような事業があるのかといったことをまとめて

ください。

三輪：どこに相談すればいいのか、誰と繋がれば提案できるのかという部分がとてもわかりにくいということがこの質問からは感じられます。実は市民局が出している支援制度ガイドブックというのがあり、対象や要件、問合せなどをまとめた冊子です。区局別の事業も載せてあり、かなり手厚い冊子になっていますので、これを見ることで、自分の活動に合った支援を調べることができます。市民側からの情報発信が足りないという面と行政側からの情報発信が足りないという双方においてやり取りが上手くいっていないというのが課題になっているのかなというのがありますので、ここら辺も今回のフォーラムでのポイントになると思います。



【制度説明と事例③】

～ヨコハマ市民まち普請事業の挑戦者たち～

事業説明：谷田広紀さん、森直之さん（都市整備局地域まちづくり課）

事例発表者：前田未来さん、小笠原弘さん（街の家族）

治田：それでは、次の事例に移ります。まずは、まち普請事業についてご説明をお願いします。

谷田：まち普請事業は地域課題の解決や街の魅力づくりアップのため、施設整備の提案を募集します。その提案後に2段階にわたって公開コンテストを行い、通過した提案には最大で500万円を

助成するといった事業になります。応募前の事前登録や提案書づくり、1次コンテストに向けたプレゼン資料の作成や原稿づくりなどは市の職員が一緒になって作って支援しています。1次コンテストを通過しますと最高で30万円の活動助成金を交付するだけでなく、まちづくりコーディネーターという専門家を紹介し、活動の進め方や地域との合意形成、まちの課題を見つけることへの支援を行います。2次コンテストで選考されると、最高500万円の整備助成金を交付します。

治田：ありがとうございました。それでは次に、ヨコハマ市民まち普請事業への挑戦者たちということで、街の家族さんお願いいたします。

小笠原：我々はプライベートの閉じた場をできるだけ解放的な交遊と活動の場とすることを目指して挑戦し、1次コンテストを通過しました。自治会町内会など既存組織との合意形成について課題をいただいたことから、2年目に入り、地域との合意形成を進めるために、地域まちづくり課に事業説明やマッチングをしてもらいましたが、活動の中で私たちは、課題は自治会町内会でなく近隣住民との合意の必要性だと気づき、結果的に2次コンテストを辞退しました。

ただ、この2年間にたくさんの支援をいただいたことで、活動のベースが築かれ、辞退後も色々な助成金を利用して活動拠点の整備を進め、空き家には私たちの想いをほとんど反映できました。今では空き家が交流の場となり、とてもたくさんの活動が生まれています。

一方で活動の広がりや、ごく近くのお宅にはたくさんの人が出入りするなど、課題も出てきています。1か所の生活の場に過度の活動が集中してしまいました。1つには運営の経費を生み出すことを街の中の仕組みに根付かせたいと思っています。2つ目は空き家の活動を街全体の受入環境づくりに結びつけるという取組が必要と考えるようになりました。それで、奈良町の特徴を生かしながら、私たちの活動を含め、街の色々な活動が面的に繋がり、街の中に動きを取り戻すことを考

え、それが街の家族の収入増につながり、街の元気と共通の場と活動づくりになるということで2回目のチャレンジをしました。そこで次の世代にバトンタッチとなりました。

前田：2回目のまち普請への挑戦では地域の方からの提案で、こどもの国のゲートの目の前にある小屋を奈良の様々な情報発信や野菜やハンドメイド作品販売を目的とした、奈良町ふれあいの駅として、活用したいという想いで提案しました。応募することとなってから市職員が当日まで客観的な視点でサポートしてくれ、大変助かりました。私たちの漠然とした想いを一つ一つ丁寧に拾い上げてもらうことで夢が具体的になり、目の前にある課題を明確に考えることができ、夢が実現する可能性や手ごたえを感じることができました。結果は惜しくも1ポイント差で通過に至らず、とても残念な思いを抱きましたが、これだけの準備をして当日参加したことで、自分たちがなぜ、これをやりたかったかといったことの再確認ができました。今後はこの小屋に固執することなく、提案した内容が実現したらいいですし、そのためにどうするかといった夢や思いを明確にして、具体的に活動していくというやり方はこれからも必要になりますし、それが財産になったと思います。これによって地域の方々との新しい繋がりや可能性などが見えたことも、とても大きな財産であると思います。1次を通過できなかったことをバネにして、ワクワクしながら次の挑戦をしていけたら最高だなと思います。

治田：まち普請事業は助成額がとても大きいのでお金に目が行きがちですが、それだけじゃないですね。次は、三輪先生から採択に至らなかった提案団体とその後について、調査結果を説明していただきます。

三輪：私は昨年、まち普請事業の概要と、落選団体への調査を行ったところ、その結果が非常に市民協働にコミットしている内容であったため、紹介します。調査方法としては提案事業の分析と団体へのアンケートを行いました。提案書から提案

団体を地縁型、テーマ型、まちづくり協議会型の3つにカテゴライズすると、整備率はやはり地縁型が一番高い。これは地縁型が元々地域に密着した活動をしており、地域の合意を得やすい組織づくりをしているため、合意形成がしやすいです。一方で、テーマ型やまちづくり協議会型は、どんなところで提案されているのかというと、公有地、公園や道路といったところだと、実現されやすいし、民のところでは、最近では空き家活用がとて多いですが、半分民なので、それを所有している方や周辺住民の合意を得るのが難しいという話があります。落選団体にアンケートしたところ、何もしていないところよりも、何らかを実現しているところの方が7割強と多かったです。まち普請事業に応募したことをきっかけとして繋がりを持った人たちを芋づる式に発展させるとか、それ以外の他の公的資金の投入という形で実現しています。また、行政との連携も、まち普請事業を通じて、相談に対応する行政の窓口がどこになるかわかり、相談のあてがつけたり、企業との連携についても増え、活動資金も何とかしていこうとなっており、まち普請事業を市民協働という観点で見ると、事業によって皆さんの市民力・協働力が培われていくのがよくわかります。



【トークセッションと質疑】

治田：ありがとうございました。ここで質問をしたいと思います。制度に挑戦されて、ダメな時には気分が落ちると思いますが、どうしましたか。

小笠原：1次コンテストが免除になったため、2年間かけて活動の土台を築くことができていました。落選時も、事業をどうしてもやらないとまらない熱がメンバーの中に出てきており、もう走り出しているのでは止まらないということで落ち込みませんでした。2回目の提案では、コンテストを通じて次の世代に伝えることができたので、それほど落ち込んでもいません。

前田：今日ここに来る予定だったもう一人と私は、主婦として、母親として、街の家族にお世話になる中での恩返しを考えていましたが、最終的には地域のために何かできるかもしれないというのが見えたのが良かったと思います。

治田：誰かの想いを社会化する時に、誰かに話を聞いたり、ひっぱってきいたり、そこの共有が地味だけど価値があります。地域まちづくり課へ質問です。色々な提案がある中で、申請者側の課題はなんでしょうか。

谷田：まち普請事業は施設整備に対する助成ですが、施設を作るのが目的ではなく、企画検討やコンテストなどのプロセスを通じて地域の方々と繋がることで、地域コミュニティが活性化されること、施設を整備したあとに自分たちで維持管理しないとイケないのですが、自分たちで整備することで施設に愛着がわき良好な維持管理ができること、そういったことが目的としてあります。課題ですが、最近、コミュニティカフェなどの拠点系の提案が多いですが、どうやって経営していくのが課題だと思っています。

森：提案者の課題としては、例えば、子どものために〇〇をしたいとの提案があったとして、お子さんに話を聞きましたかと尋ねると、子どもから話を聞き出せていない。そうすると一方通行になってしまって、ただ自分たちがよかれと思ってやりたいことをやっているだけになってしまいます。逆にいうと、そこの部分をフォローすることが協働で事業を行っているというメリットになります。我々が一步引いたような形で、提案者の色々な考えを整理して一緒にやっていくという

のが、まち普請らしい部分かなと思います。提案者が良くも悪くも想いをもちすぎてしまう提案内容を現実的な内容に整理するというフォローを我々がしています。

治田：とてもまちづくり課とは思えない仕事ですよ。もう1つ、今回の分科会のテーマは提案事業にたくさん応募してもらいたいという狙いがあります。その時にどんな支援があるといいのかをまち普請事業に照らして考えてみますと、まちづくりコーディネーターの役割が大きいのではと思うので、その役割について教えてください。

森：1次コンテストに通過しますと、横浜市からまちづくりコーディネーターを紹介します。提案グループは、通過した際にお渡しする上限30万円の活動助成金を使って契約します。役割として一番大きいのは、皆さんの想いを形にするという部分です。その他にも、地域との連携や想いをどう実現するかといった部分もアドバイスします。

治田：街の家族さんでは、具体的にどういう形でコーディネーターが支援をしましたか。

小笠原：地縁やオーナー、行政、そこの橋渡しをしてくれました。いただいた課題は全て解決していませんが、今も考えながら活動しています。

治田：田並さんに伺います。これから提案事業を増やすためのアイデアというかヒントをいただけたらと思います。

田並：「ほどがや 人・まち・文化振興会さん」の活動が続いているのは、まちづくりコーディネーターである兼弘さんの力が大きいと思います。兼弘さんは保土ヶ谷区民として、コーディネーター役をやってくださって、近藤さんの熱い想いを形にした事業提案書を作成したり、かわら版を作ったり、様々な場面で珠玉の活動をしています。何かまちづくりの活動をするときは、地域にノウハウを持っている方が必ずいると思うので、そういう人を探してメンバーに引き込んで一緒に活動をしていけると良いと思います。役所との付き合いは密なコミュニケーションをして、対立でなく、プラスの提案をたくさんすれば、それを担当

が受け止めてくれると思います。

【まとめ】

治田：皆様、長い時間お付き合いいただきましたが、最後のまとめとしたいと思います。

三輪：最初に申し上げた通り、ここで結論を出すものではありません。今日は新しい色々な側面からの話が出たと思います。例えば、縦割りのものを横に繋ぐというのは事業だけでなく、職員の繋ぎが必要だという意味で、市民局は協働事業の提案制度が色々な局の中で浸透するようにしていくのが必要なかなと思いました。

また、協働力のある職員の育成もあると思います。例えば、まち普請事業であれば、区の職員でも大体、ピンとくるので、話が進むと思うのですが、協働条例の提案はそうはいかない。そういう部分でも職員の育成が課題だと思います。

今後は企業もタッグ相手として必要になってきます。事例の中で面白かったのは、重要事項説明書に最初から盛り込むという話でした。最初のボタンをきちっとかけるという丁寧な作り込みは、すごく大事なことで、今後、仕掛けていくのなら、行政側からも丁寧に作りあげてくださいという伴走支援をしないといけないと思います。たまたまそういう意味合いが強い企業だと上手くいくかもしれませんが、広く一般の企業では、なかなかそういうところはないと思います。そこで、中間支援として入る行政側の役割が重要になると思います。場合によっては、それを声にしていく、対等に話していくといった雰囲気などの土壌も必要なかなと思いました。

治田：この後の全体会でこの他の分科会の内容も共有できると思いますので、それを聞いて明日に活かしていただけたらと思います。お付き合いありがとうございました。

■分科会2

地域の中の「私」「共」「公共」

【企画会メンバー】

- ・松村正治
(NPO 法人よこはま里山研究所 NORA 理事長)
- ・山根誠
(松見2丁目西部町内会会長)
- ・中嶋伴子
(NPO 法人くみんネットワークとつか)
- ・吉原明香、薄井智洋
(認定 NPO 法人市民セクターよこはま)

【開会】

吉原：それでは、分科会2を始めます。本分科会のテーマは地域の中の「私」「共」「公共」です。横浜ではこの数十年市民の力で住んでいてよかったと思える地域づくりを目指して地縁組織もテーマ型組織も市民が連帯してまちをつくってきました。その中で培われた自治のスピリットをいかしたこれからの地域づくりを起こしていきたいと思います。

では、事例に先立ちまして本日のコーディネーターの松村さんをご紹介します。

松村：みなさんこんにちは、分科会2のコーディネーターをつとめます NPO 法人よこはま里山研究所 理事を務めております松村と申します。どうぞよろしくおねがいたします。

吉原：一人目の登壇者は栗林知絵子さんです。栗林さんは、先日、子ども食堂の全国ネットワークを立ち上げられました。成績が悪くて高校にいけないかもしれないと悩む知り合いの男子中学生に勉強を教えたことをきっかけに活動を続けています。それでは栗林さん、よろしくお願ひ致します。

【事例①】

「一人の中学生と私のおせっかいから始まるこの5年のお話し」

事例発表者：栗林知絵子さん (NPO 法人豊島子ども WAKUWAKU ネットワーク 理事長)

栗林：よろしくお願ひします。NPO 法人豊島子ども WAKUWAKU ネットワークの栗林と申します。まず、私の活動の原点からお話しします。豊島区では2000年くらいに子どもの権利条例を作り、2004年にプレーパークという冒険遊び場、外遊びの場所を作るワークショップに参加しました。ワークショップは、区と住民の協働ではなく、場所はここで、時間は何時から何時まで、地域の人たち関わって下さい、というものでした。想いのある人は抜け、地域の町会の人たちが残り、その他に残った子育て中の親は私だけで、事業がスタートし、現場に関わるのも私だけでした。町会の方は会議に参加するけど、現場にはあまり来ませんでした。

私はこんな近くに子どもを遊ばせる場所ができてよかったと、毎回子どもを連れていっていましたが、その公園には昨日からごはんを食べていないという親、引っ越す前に車の中で暮らしていたという子、酔った母親に包丁を突き刺されたゲーム機を持つ子が来ていて、この街には私の知らない環境で暮らしている子どもがいるのではと思いながら、過ごしていました。

2008年に年越し派遣村のニュースをきっかけとして、貧困問題に関心を持ち、色んな勉強会に参加したりする中で社会の構造や雇用問題、社会保障問題の全てのしわ寄せが子ども達にきていて、子どもの自己責任でも、親の責任でもないのではと思いました。そんな思いをもっているときにプレーパークで一緒に過ごしていた中学3年生の子と、スーパーで会いました。いつもは3~4人で群れているので、決してそんな話はしませんが、一対一で会った時に「成績が悪いから先生に「都立高校は無理」って言われた」というのを聞いてしまったんです。それを聞いて、私は家で勉強会を始めることになりました。映像をご覧ください。

※映像① 健一くんとの出会いについて

私はプレーパークで彼と話していても貧困には気が付きませんでした。うちにきてから勉強が苦手な事などや小学生の頃から兄弟2人でお母さんから500円ずつもらって一日の食費を賄っているということを聞いたことをきっかけとして、勉強会をしながら彼と二人でご飯を食べるようにしました。そこに大学生も加わり、半年後には、うちの家族みんなと食卓を囲んでいました。

結果的に彼は高校に合格しましたが、それまでに様々なことがありました。模擬試験を受けるためや塾に繋げるために地域の方にカンパをお願いしたりもしました。合格した後で、繋がったみんなと話し合い、この繋がりを、地域の子どもは地域で見守り支えるネットワークにしていくことになり、どんな子でも来れる学習会を始めることにしました。

2012年4月からは子ども食堂の取組も始めました。それは、2人の困りごとを知ったからです。1人は「家族でごはんを食べるって気持ち悪い」といった彼です。私は家族でご飯を食べるのが当たり前だと思って子育てをしましたが、彼はその経験がなく、それで団らんを築けるのかなと思い、地域で団らんの場所をつくろうと思って子ども食堂を作りました。もう1人は山田さんという63歳のおじさんです。奥さんは癌でなくなり、同居していた息子夫婦も京都に移住してしまい、一軒家で孤立し、電話がかからない、テレビも新聞も見ることにならない、という彼のつぶやきを聞いてから、ほっとけなくなり、漬物を持っていったり、勉強会に呼んだりしているうちに、山田さんが「うちを使って子ども食堂を作りたい」と言ってくれて、子ども食堂ができました。

※映像② 子ども食堂について

山田さんは当時を振り返るとあの時はどん底だったと言っています。たった月2回ですが、みん

なで同じものを一緒に食べるのは幸せだといっています。ここでは、栄養を満たせるわけではないですが、皆で食べることによって地域の交流が生まれて、色んな人たちの繋がるの場になっています。プレーパークで繋がる色んな困難を抱えている子は、行政にも月に一回の会議で報告しています。そうすると、「栗林さんがやることじゃないでしょう、一回みんなでご飯を食べたからってどうなるの」「行政などに繋いでください」と言われるので、繋がりますが、繋いでもその子の暮らしは変わりません。ごはんを食べていない、学校に行けないという暮らしは変わりません。ただ繋ぐことで行政は情報をキャッチして遠くから見守るだけです。結局、何も変わらないならできることをやろう、ということで子ども食堂や学習支援を始めました。この頃、実は区が中学校を建設してプレーパーク事業を中止する予定でしたので、私は色んな呼びかけをし、繋がった多くの地域の方が行政に働きかけてくれました。私が一人で頑張っても、全然耳を傾けてもらえなかったのに、みなさんが声を上げたことで区が新しい土地を買って常設のプレーパークを作ることになりました。

これをきっかけにWAKUWAKUネットワークをNPOにして、現在は区から委託をうけて協働というかたちでプレーパークを運営しています。

しかし、区からの委託金は480万円と運営には足りませんが、私たちはお金でやっているわけではなく、地域の子どもを地域で見ることに意味を見出しているのです、なんとか工面しています。

現在では、豊島区でも取組が広がり、学習支援と子ども食堂がともに約10か所あります。

行政も積極的に協力してくれるようになりました。見えない子どもの貧困、虐待、孤立といった情報を持っているのは行政で、そういう子どもたちを私たちの子ども食堂、学習支援に繋いでほしい。行政は10か所のネットワークを作り、マップを作って情報提供してほしい。行政が出来ることは広報や情報を繋ぐことです。場を作るのは、変わらず繋がってられる住民ですから、住民と

協働をしてほしい。私たちはそういうふうには行政に伝えながら一緒にエンパワメントしています。なんだかんだ私たちは、子どもの貧困問題に取り組んでいたんですけれども、お金もない場所もない住民主体の子ども食堂ができることで、食材、ボランティアをしたい、手伝いたい色んな形の寄付がつながり、内閣官房長官賞や東京都女性活躍推進大賞をもらいましたが、これは地域の人たちが子ども食堂に集まり、つながりのなかから子どもたちを育成していく地域の活動の場になっています。



松村：栗林さんありがとうございました。ストーリーが素敵なので思わず聞きほれてしまいました。最初にお話ししたいのですが、分科会2のテーマは、地域の中の「私」「共」「公共」というテーマです。栗林さんのお話は、ほっとけないという個人としての気持ちから発しているのが大事だと思います。3つある分科会のうち、分科会2は協働を担う市民がどう起こってくるのかを確認したいと思っています。それぞれの人が持つ、ほっとけない気持ちを行政に頼むのではなく、自分でなんとかしたいというものを栗林さんのお話の中では確認できたと思います。

ただ、一人では非常に弱いですし、仲間を作っても、行政の支援があると、非常にいいと思います。栗林さんのお話では、情報センター的な役割や広報していく役割、あるいはネットワークをつくるとか、そういう行政が得意なことを確認しながら、ただあくまでも伴走支援だと。

行政職員は変わっていく一方で地域の方々はず

っとそこにいて、子どもからお年寄りまでサポートしていける。地域には、それぞれの「私」がいて仲間と寄り添っていくと「共」になっていき、そのなかで社会的な役割を果たし、公共的な価値を持つ。

今まで地域活動は、行政の末端組織的な活動をかなりしてきたと思うのですが、実は公共的になっている時に、栗林さんのお話は社会的な意味を持っているという可能性が高いということを示唆いただいているのではないかと思います。

ここからはライブ質問をしたいと思います。インタビュアーの山根さん、ご自身の経験を踏まえて、栗林さんのお話をもっと引き出していただきたいと思います。

山根：私も地域に根差した活動を長くやっています。栗林さんのお話はすごいのですが、すごい人のすごいことでなく、ごく普通の生活者・住民がこんなふうにと考えたらこんなことが出来るという風に捉えていきたいと思っています。

一点目は、プレーパークに関わった時、一人になってしまったという経緯を教えてください。

栗林：ワークショップに子育て中の現役ママが4人いたんですが、この場所に一番家が近いから栗林さんが残ればいいということで、みんなやめちゃったんです。町会の人も70周年事業が終わればいつなくなってもいいということで、「栗林さんがやめるっていったらやめよう」「いつでもやめていいよ」と言われていました。「私がここでやめるっていったら豊島区に今後ずっとプレーパークはできないだろう」と思って、孤独な活動を10年していました。でも今は仲間がいるから楽しいです。

山根：ありがとうございます。栗林さんがいなくなればプレーパークそのものがなくなるという、ある種責任を背負ってしまったんですね。そういうところが、少しだけ普通のおばさんと違うところで、そこには少しだけ勇気が必要だったと思うんですね。その辺のふみとどまった勇気というか、その背景に、家族のことお子さんのこと、旦那さんの事などいろいろの家族の背景を教えてください。

ますか。

栗林：同居のお母さんには、お金のことや学習支援は専門の方に任せるべきだと言われましたが、なんとか家族の反対もかわしながら、自分のやりたいことをやってきています。

山根：ありがとうございます。ちょっとした勇気と責任感、あとはしつこさですね。感銘をうけたのは、塾や模擬試験を受けるために1000円カンパをしたとのことですが、声かけの手法はどのようになさったのでしょうか。

栗林：子どもの視点で共感できる人たちが持っているネットワークの方々に相談し、それぞれのネットワークを通じて仲間が集まりました。

山根：ありがとうございます。そのあたりは地域によって温度差があるので、ネットワークの広がり方についてはいえませんが、元々の活動領域が繋がっている部分はあったわけですね。それで少し気になることなのですが、月に一回の連絡会で行政にいわれた「あなた個人でやることじゃないでしょ、じゃあ誰がやることなの？」そこから先は実際どうになりました？

栗林：いいえもう、そういうまあ、行政とは認め合いながらいろんなことをやっていきたいと思っているので、それ以上言っても変わらないじゃん、なんで言ったのに、それ以上行政にも突き詰めたりはしないので、変わらないんだったら、私もできることをやろうかなあというか、けっこうすべてこう、ポジティブに考えてしまうので、そこで、変わらないということに対して、がっくりというところで終わっていました。

山根：がっくりからですね、取組が後退するのではなくじゃあ自分たちでやろうというふうになっていったわけですね。住民の中で月に2回でもいいから食事会をやろうと。自己努力でそこではじまるこう、居直りとして始まっている、対行政としては居直りですよ。そのことが維持できた人間関係と経済基盤について教えて頂けますか。

栗林：うちではじめた学習会は無料です。ごはんも6人家族なので1人増えても負担は変わりません。家の家計費でやっていました。

今、学習支援は、行政が集会室のお金や保険代をサポートしてくれています。子ども食堂は、助成金をもらわないで、色んなひとたちから寄付を集めています。お米も野菜もお菓子も果物も届きますし、地域の福祉施設のパンも届きます。色んな資源が集まるので、お金がかからない。お手伝いも地域の方が来てくれます。子どもたちが美味しい美味しいと食べてもらうことでボランティアさんが元気をもらっているのでお金が要らない。補助金の5万、10万があれば子ども食堂はできるのではないかと思います。

山根：ありがとうございます。お金がかからないと言いつつも、ボランティアの方々が自分の喜びとして取り組んでいただける、やる気ベース、すごくいいですよ。

プレイパークの閉鎖危機があつてから存続が決まるまで、住民からのどんな働きかけが行政にあったのでしょうか。

栗林：一言でいうとタイミングです。プレーパークのすぐ近くに公園があつて、地続きに建っていたお家の方が、土地を豊島区に売りたいという話を議員さんに持ちかけ、その議員さんが繋がっていたので、そこをプレーパークにする提案をしてくれて、今も子どもたちが元気で遊べる場所が確保できました。

山根：やることやっていけば幸運も訪れるということかもしれませんね。ありがとうございます。お話の中で行政との協働関係で一度がっくりきたことがあるわけですが、それ以降、行政と一緒に出来ることと、住民ができること、いい意味のパートナーシップがいまはできているということですよ。お金じゃなくて情報が欲しいという事でしたが、横浜市は3年サイクルで異動するので、ベーシックな情報は引き継がれているものの、なかなか把握できていない行政側の原因があると思います。そのへん横浜市の場合は、子育て支援拠点の情報収集役ということで情報発信を含めて行っている。よこはま的にはその辺り民間ベースの方が情報を集約しているかなという部分はございます。その辺はどうでしょうか。支援

拠点は全国区でありますよね。

栗林：豊島区の子育て支援拠点は全部直営でやっています。

山根：わかりました、ありがとうございます。神奈川県では、栗林さんをお招きして、お話を伺ったことをきっかけにして食の問題、学習の問題、を具現化するための行政、民間組織、教育関係、社会福祉協議会連絡会による「神奈川県子育て子どもの貧困に取り組むという連絡会」が一週間前に立ち上がりました。改めてありがとうございます。



【事例②】

「自分探しと地域デビュー「とつか宿場まつり」
開催までの道のりとこれから」

事例発表者：根岸正夫さん（戸塚見知楽会 代表
／とつか宿場まつり実行委員会 委員長）

根岸：自分探しと地域デビュー、とつか宿場まつり開催までの道のりについて、お話ししたいと思います。私は会社と家を往復していたいわゆる会社人間でした。57歳で定年を迎え、時間に余裕が

できましたが、地域の知り合いもおらず、どうしようか考えたときに、横浜市の生涯学習コーディネーター養成講座に参加し、社会教育や生涯学習に関わる地域の方と知り合うことができました。60歳の時に散策の会「自然大好き・戸塚塾」に参加し、ここでも、良き先輩方に出会いました。63歳の時に、先輩方に背中を押され、「とつかお結び広場」に参加し、翌年委員長になり、飛躍的に地域の輪やネットワークが広がりました。お結び広場で出会った「戸塚見知楽会」のメンバーになり、代表も務め、私の人生に大きく関わってきます。

戸塚見知楽会は、郷土の歴史・文化などを自ら”見て・知って・楽しんで”その楽しさを市民に伝えるボランティアの会です。事業は大きく3つに分かれておりまして、「とつか区民の夢プロジェクト（戸塚区助成金後援事業）」では、区内散策・歴史講演会・小学生歴史講座・古文書講座・紙芝居の上演など多数実施しています。「地域コラボ事業」では、とつか宿場まつり開催・戸塚七福神開催・戸塚宿シンポジウムなどを行っています。

「自主事業」は、内部勉強会・内部調査ウォーキング・知財保存・旧東海道旅行社ガイドなどです。活動を通じて感じたことは、「自分らしさの気づき」です。「自分は人をつなぐコーディネーターが出来る」ということに気づき、郷土の歴史を知り伝えることが、とても楽しいことだと気づきました。活動する中で、気づいたことは、戸塚にはランドマーク（象徴的な魅力）が見当たらないということ。無いなら、自分達で作れば良いと考え、旧東海道シンポジウムや武相宿場連携に行政と参加することで、地域課題、戸塚の地域の魅力向上に対する思いを共有することができました。

平成26年10月に武相宿場連携まつり実行委員会を発足し、各宿場で宿場まつりの開催を目標に動き始めました。とつか宿場まつりのコンセプトは、「歴史ある戸塚宿の紹介・再現、時代を超えた戸塚の歩み紹介と戸塚を元気にする催しの実施」とし、他の宿場まつりと異なり、まつり要素を控え、純粋に宿場の魅力を求める場としました。江戸時

代の再現、ジオラマ、当時のまちなみ図、民話紙芝居、宿場落語、江戸期の文人・武人の紹介などを実施しました。

「とつか宿場まつり」運営のポイントですが、区内の歴史団体、まちづくりの団体、観光協会による市民主体の実行委員会形式としました。

区役所の後援と全面的な協力を得たことで市民と行政の協働事業となり、戸塚の地域の魅力向上にむけた「わ」ができました。まつり実施後のアンケートからもとても皆様が喜んでいただきました。今後の目標は、まずは「とつか宿場まつり」を続けること。続ける中で、「宿場町とつか」への想いを次の世代にバトンタッチできればと考えています。どうもありがとうございました。



松村：根岸さん、ありがとうございました。根岸さんとパートナーとして、協働事業を育ててきたNPO 法人くみんネットワークとつかの中嶋さんに、ライブ質問をお願いしたいと思います。中嶋さん、よろしく願いいたします。

中嶋：中嶋伴子と申します。私はとつか区民活動センターでコーディネーターをしています。根岸さんとは、戸塚を中心に活動している市民活動団体や生涯学習団体の交流と発表の場所となっている「とつかお結び広場」を一緒にやってきました。今日のお話の中からご質問をさせていただきますが、全体会でも男性がなかなか地域に出ることが少ないという話があったのですが、戸塚見知楽会では、たくさんの定年を迎えた男性たちが活躍しています。どのように参加されたのか教えてください。

根岸：自分だけ楽しみたいという方も多くいるので、現在は募集していません。自分たちの趣旨にあった講座を開いて、興味のある方に参加いただいて、講座に入ってきたメンバーを誘って、一緒に活動しています。

中嶋：ありがとうございます。みなさん楽しみながら活動されて、それが地域のためになり、活動が広がっているのですね。戸塚見知楽会の皆様は、肩の力が入っておらず、フットワークの軽さを生かして、様々なセクターと協働しており、外から見ると順調に見えますが、難しさとか、気をつけている事などがあれば、教えてください。

根岸：確かにここまで順調だと思っていますが、会をどのように継続させていくかは常に危機感を持っています。今後1、2年で良い方向にしたいと考えていて、組織的というより、自由な場として継続させていきたいと考えています。

中嶋：ありがとうございます。戸塚の魅力づくりは、行政も含めてみんなで一緒に作るのがベストだと思っています。「形が見える活動へ、次の世代につないでいく」とお話をいただきました。また一緒に色々と活動していければと思います。根岸さん、ありがとうございました。



【事例のまとめ】

松村：ありがとうございました。お二人のお話を聞いて、私なりに受け取ったことをお伝えできればと思います。

栗林さんのお話からは、「寄り添う」ということ。抱えている人に問題があると言われがちですが、自己責任ではなく、そこに寄り添う事が大事だと

いう事です。分科会2に参加されている方は、色々経験されているプロフェッショナルな方が多いと思います。スーパーマンの話の聞いていると思わず、自分ごととして聞いていただければと思います。

根岸さんからのお話は、「伝える」ということ。当事者たちが楽しむ会でイベントは多くあります。根岸さんたちのように「伝える」という部分を活動の軸にしている事がポイントだと感じました。そこには、無限の公共的な価値を持ちうる感じました。自分たちだけで楽しむのではなく、伝えるという考え方にすれば、新しい協働が生まれてくると思いました。

最後に、行政との距離ですが、戦うのではなく、自分たちで出来ることをやる事が大事です。行政には可能性がある一方で限界もあります。

何事も協働ありきではなく、手段として協働するというのを忘れてはいけないと感じました。

【参加型ワークショップ】

吉原：続いて、参加型ワークショップを実施いたします。まずはじめに、お配りしたA4用紙に、①ご所属とお名前 ②栗林さんのお話で印象に残っていること ③根岸さんのお話で印象に残っていること ④協働の視点で今日の学びをあったかい未来をつくるためにどう活かすかをご記入ください。



吉原：お疲れ様でした。それでは下の段の方の一人が、ほかの3人のシートを集めて、司会の吉原とじゃんけんして、勝ち残った6~8チームが、

④について1分30秒で発表したいと思います。代表者の方は、その場でご起立いただけますでしょうか。勝った方、④だけ発表の方をお願いいたします。

一人目：協働するための協働ではなく、目的を達成するための協働。目的を共有することが第一歩。そして緩やかに繋がるのが大事。そして自分ごとにする事、自発性がないと続かない。

二人目：栗林さんのお話を聞いて、とにかく「お節介を続ける」ことが大事なんだと気づいた。現場で、地域で起きていることを、しっかりと受け止め、関わり、発信し、行政とも連携を続けられるように行動する。そして、企業など多様な主体と連携を進めていくことが大切。

三人目：色々な団体、個人がいる地域では、多様性を認めあった上で、役割分担をすることが大切。協働を進める上で大切だし、地域のコミュニティ形成の基本だと感じた。

四人目：目の前で起きていることに対し、自分自身が誠実に向き合う。見て見ぬ振り、仕方なく、ではなくて、自発的に行動し、仲間と一緒に情報を発信する。関わった方には、傍観者ではなく当事者として携わってもらおう。

五人目：栗林さん、根岸さんのお話を聞いて、何事も「勇気」だと感じた。半歩でも歩みを進めることで、未来への扉が開かれる。ちょっとした勇気なんだなど。子ども食堂の広がり、戸塚でのお祭り開催も、「勇気」から始まった。

六人目：市民の立場でこれからやっていきたいことや、現状を、自分たちで発信することから始めようと思った。一人からでも始められるし、それぞれの立場で、できることを考える。もっと身近な人を信頼して、勇気を持って自ら発信して、コミュニケーションをとり、人の和を繋げていくことが大切。

七人目：たった一人でもいいから、共感者、協力者を作る事。協力者が増えたら、各々の役割を認識して、ステークホルダーと協働できるようにしていきたい。地域と行政では、距離感が大切で、お互いの長所を活かしていければ、協働が上手く

行くのではと感じた。

八人目：受け身ではなく、自発的に行動していく。協働ありきで考えるのではなく、手段として協働し、動いていく。そして協力することの意義を伝え合い、よきパートナーシップを構築する。

【ワークショップのまとめ】

吉原：皆様の議論の時間は、たったの10分でしたが、自分たちの気持ちを分かち合うと、こんなにも豊かな時間になるのですね。振り返りの前に、根岸さん、栗林さんにコメントをいただきたいと思います。

根岸：思ってもいない過大な評価をいただき、恐縮しております。話の中でもありましたが、任意団体として立ち上げている会を、どのように継続していくか考えると、人との繋がりをどのように作るかが、永遠の課題となるかなと感じています。現実的に、お金の問題もあります。どういう形で継続させるか、私一人ではなく、これからも仲間と一緒に考えていければと思います。今日はありがとうございました。

栗林：今日はありがとうございました。お話を聞いて、「つながる」と「自発的に」という言葉が多く出てきました。私も感じているのが、子ども食堂ネットワークがこんなにも広がったのは、私が何にもできないので、特技でもある「いろいろな人に相談した」からだと思います。小さい頃、地域の方、いろいろな人に大切に见守っていただき、育てられた経験があるので、相談すれば何とかなるという根拠のない自信がありました。なので、困ったらすぐ人に相談します。住んでいるところの問題は、住んでいる人が関わるのが一番。できないときは身近な人に相談して、それでも分からなければ行政だったり、地元の大学生だったり、企業だったり、一緒に考えていくうちに、協働が生まれていくと感じています。今日はありがとうございました！

吉原：根岸さん、栗林さん、ありがとうございました。今一度お二人に大きな拍手をお願いします。それでは松村さん、最後にまとめをお願いします。

【最後のまとめ】

松村：皆さんお疲れ様でした。グループワークをしている姿をみて、とてもいい場だなと感じました。栗林さん、根岸さんのお話もとても良かったのと、会場に来られているお一人お一人が、現場で経験をお持ちだからこそ、お二人の言葉が響いているのかなと感じます。響く人と出会うこと、この場にいる人同士がつながるだけでも、財産だなと感じます。協働していくときには、ネットワークしていく必要がありますけれども、自分で広げられるネットワークは限られます。6次のネットワークという話がありますが、全ての人や物事は6ステップ以内で繋がっていて、友達の友達...を介して世界中の人々と間接的な知り合いになることができる、という話があります。栗林さんのお話で、プレイパークの人だけだったら、ここまで広がらなかったかもしれない。子どもの貧困に関心がある人と重なり合って、ここまで活動が広がったと思いますし、根岸さんのお話でいうと、歴史仲間だけでは広がらなかったが、伝えていって、ある種マスメディア活動をされていた。自覚されていないかもしれませんが、自分のネットワークを軽々と超えていますよね。

そのネットワークは、まずは思いがなければできません。思いがあって、はじめて行動に移し、ネットワークができる。その思いを実現する上で、手段として協働があるということ。実現するには、行政の支援も大事になってきます。短い時間ではご紹介できませんが、横浜市にはたくさんの支援制度があります。NPOだけで抱えるのではなく、支援制度を活用し、自分たちのネットワークを広げていくことで、目の前の支援だけでなく、より多くの支援につながると思います。

お二人のお話から、無限の可能性を感じました。ありがとうございました。

■分科会 3

やっぱり肝！？条例&契約再考

【企画会メンバー】

- ・原美紀
(NPO 法人びーのびーの理事)
- ・松岡美子
(NPO 法人グリーンママ理事長)

【開会】

原：分科会 3 を開始したいと思います。分科会の開催に先立ちまして、新しい協働を考える会であり、NPO 法人グリーンママの松岡美子からご挨拶をさせていただきます。

松岡：今日のフォーラムは実行委員会という形式で行っております。市民協働推進委員を母体として、委員会とは別にワーキングをつくり、これまで 6 回の会議を重ねて今日を迎えました。この協働フォーラムを迎えられたこと自体が私は協働の原点につながっていると思います。横浜市らしい協働を構築していくための後押しがどんなものであってほしいか、課題もあるかもしれませんが、それを今日は皆さんとお話し、今日のお話をもとに市民協働推進委員会でも考えていきたいと思っています。



原：この分科会は、市民協働条例が全部で 22 条ある中の第 12 条に協働契約について定められています。条例ではその他にも協働を後押しするいろんな仕組みが約束されています。ここのあたりをこの後の事例報告で条例施行から 3 年経って

の課題、後押しされたメリットを現場発で発信していただき、そこを弁護士の森田さんに意味づけしていただきたいと思います。また、市民局が実施したアンケート結果も途中ご報告いただきますので、それらを受けて私たちがこれから歩むべき方向性みたいなところを皆さんと確認して全体会 2 につないでいけたらいいなと思っております。それでは、まず弁護士の森田さんからお願いします。

市民協働条例の可能性

報告者：森田明さん（法律事務所横濱アカデミア 弁護士）

森田：弁護士の森田です。よろしく申し上げます。あまり時間もありませんので、端的にこういった問題を考えていく手がかりとなるような話を冒頭したいと思います。

協働事業自体は進められてきている一方で、その裏付けとなる協働契約については、事業をやる側も行政側もやはり事業自体を進める方が主として、実際契約のあり方はどうなるのかとかいうところまで関心がまわっていなかったという現状がありました。その結果どうなっていたかというと、横浜市で汎用的な契約書として使われている土木工事用の請負契約に必要最小限の修正をして協働事業でも使っているという実態がありました。協働でやっていることと契約の内容が一致しない、逆にそういう契約であるがための事業自体の限界もあるというような実態があることが分かり、契約のあり方自体を見直す必要があるということになってきました。

協働契約を考えるうえでの基本的な考え方はどうあるべきか、まずは協働事業をやる市民側との対等性や、市民側の自主性、自立性の尊重を確立するということが前提としてあります。もう一つは、行政側からすると、それ以外の一般の人からみてどうなるのかということを考えていく必要があります。その協働事業をすることでそれ以外の人にとってどういうメリットがあるのか。ま

た公金支出の適正性の確保をどのようにやり、信頼性を保つのかということを考えていく必要があるのではないかと思います。

最近では毎回契約をするごとに個々の条項のあり方をどうするかを一緒に考えるという実績が出てきているようなのでそういったやりとりをしていくということが非常に重要だと思います。大卒のところでは法律の規制というのがありますので、最初から大きく契約の内容を変えてしまうというのは難しいわけですが、やはり個別の交渉の中でできることを変えていく。できないことはどうしてできないのか。それが行政の考え方の問題なのか、法律条例と適合しないからなのか、その辺の問題をきちんと整理していく必要があるのではないかと思います。契約をただ行政が用意したものにハンコをつくのではなくて、本当にこれでいいのかと内容の見直しをして、行政と議論し双方が知恵を出し合って前進させていくということが必要ではないかと思います。



原：ありがとうございました。協働契約ということ1つにしてもまだまだやりとり、議論を深めていかないといけないと思いました。続いて、実際に協働契約を締結した事例の報告に移ります。

【事例①】

～とつか区民活動センター～

事例紹介者：田辺由美子さん（とつか区民活動センター センター長）安藤晋也さん（戸塚区地域振興課職員）

田辺：とつか区民活動センターの田辺です。区民活動支援センターは、18区に1つずつありまして、4区が民営、14区が公設公営というかたちで運営されています。戸塚区の場合は、オープンした当初から唯一NPO法人が民営で運営しているセンターということでスタートしております。

センターは何をする場所かという点ですが、何かはじめたい、情報を集めたい、地域のことを知りたいなどの活動のお手伝いをしています。市民活動・生涯学習活動・ボランティア活動を応援します。より住みやすい地域社会を作ることを目指し、区民が区役所と協働で運営している施設です。

センターを当初受託するにあたって当時は委託契約というかたちしかありませんでした。そこで委託契約と協働協定書の二本立てで契約しようということで、最初は協働協定書というのを作っていました。その中では役割分担ということを大事に考えて、行政の方と話し合いをしながら、協働協定書というものをつくり、年度末に協働協定書の振り返りを行って来ました。

そして市民協働条例が平成24年に公布され25年から施行されましたが、私たちは条例が施行された平成25年4月から協働契約を結んでセンターを運営しています。協働協定書のときから振り返りということをしていましたが、協働契約になりそれに合わせるものとして事業評価検証シートというものが出てきました。

安藤：戸塚区地域振興課の安藤です。事業評価については事業評価検証シートというフォーマットがあって、それをもとに一年間の事業について振り返りをしたのですが、行政の方でよくできたと思ってつけたところが、センターでは全然できなかったとつけたところ、またその逆のパターンも結構あり、認識のずれが浮き彫りになりました。それはそもそも事業を始める前に共通の認識をもち目標設定をしていなかったがために、評価の際にもどういう基準で評価をするのかということが曖昧なままやっていたからと感じます。それを踏まえて感じたことは、まず事業の目標設定

をしたうえで評価をするというのが大事だということですよ。

田辺：この事業評価シートというのは協働に対する評価シートで、事業そのものに対する評価というのが抜けてしまっていると感じていました。そこで、センターと行政では各事業の振り返りをしています。事業に対する評価と協働に対する評価それぞれが必要と考えます。

事業において工夫してきたことですが、事業としては8年目になりますが顔の見える関係づくりを行政とずっとやってきました。また条例や契約も大事なのですが、最後は人とか担当者の想いも大事だと思います。同じ目線に立つとか受益者のことを常に考えることは基本。また行政には公平さ適正さという部分があると思うので、こちらとしてもそういうことを考慮したうえで提案をすることが大事なのかなと思います。

安藤：行政の職員は異動によってどうしても短いスパンで変わっていってしまいます。私も以前は土木工事の契約や入札をやっているような部署におり、そこでの契約と協働契約の前提は全然違うので、理解するまで時間がかかりました。そういう点も行政内部で引継ぎを行っていくことが大事かと思います。



原：ありがとうございました。ただいまの報告を通じて、やはり話し合うテーブルが大事なんだと感じました。区民活動支援センター自体がここまで丁寧にやってらっしゃるということで、各区に展開しているわけですから心強いなと思った次第です。続いて2つ目の事例報告に移ります。

【事例②】

～18区の地域子育て支援拠点～

横田美和子さん（南区地域子育て支援拠点はぐはぐの樹 施設長）**豊倉麗子さん**（こども青少年局子育て支援課担当係長）

豊倉：こども青少年局子育て支援課の豊倉です。この施設は各区の地域子育て支援の中核的で総合的な拠点で子育てに関する幅広い情報収集と発信、妊娠期から育児中の方までの多彩な子育て支援事業を実施しております。また子育ての支援に携わる方や地域の方にも積極的に利用いただいております。ネットワークづくりや研修などの人材育成も実施しております。平成17年度に港北区に1館目がオープンし、そこから徐々に整備を進めて平成23年度に18区すべてに1館ずつ整備が完了しました。

横田：南区地域子育て支援拠点はぐはぐの樹の横田です。私からは、子育て支援拠点事業における契約について、これまで議論、検討してきたことについてお話をさせていただきます。

まず、平成25年度までの契約（条例施行前）については、委託契約書、委託契約約款、協働協定書、役割分担確認表の4つがセットになったものを使っていましたが、先ほど森田さんからもありましたように、委託契約についている委託契約約款というものが工事契約のベースになっており、区と法人とが必ずしも対等な立場ではなくて発注者側の行政が優位になっている規定がかなり多くありました。また、これは契約書そのものの問題ではありませんが、行政と法人が契約内容をお互いに確認することがなされず、ただ決まった書類にハンコを押すだけというような手続きになっていたかと思います。事業の振り返りについてはかなり丁寧にやってきていたのですが、契約に関しては、内容がほとんど精査されないままで交わされていたという経緯があったと思います。

その後、市民協働条例において協働契約が規定され、市民局から協働契約書のひな形が示された

のですが、このひな形は先ほどお話した委託契約約款からかなり多くの条文がスライドして入っており、対等でない条文や、公共工事に関するような文言がそのまま残されていました。修正が加えられていた条文もあったのですが、ひな形の頭の部分の事業名のところだけを変えてそのままこのひな形を使うのは難しいだろうということで、拠点事業は平成26年度の契約締結をめざし、契約書の条文の検討を拠点運営法人与行政とで行ってきました。その検討を踏まえ協働契約書こども青少年局モデルが策定され、最初の市民局のひな形から16項目について修正や変更が加えられました。これによって拠点事業により合った契約書に変更することができ、平成26年度には18区で協働契約書を締結しました。ただし契約は締結したものの、手続き上の問題で時間切れになってしまった部分として4項目（①契約の一部未履行が認められた場合の契約代金額の返還②拠点事業における主要な材料③情報公開④拠点事業におけるかし）については継続して翌年度も検討していくこととなりました。

平成26年度も引き続きこの4項目について検討をしていきましたが、検討の中ではこども青少年局が主催して区役所と局、運営法人が集まって、経過や実際に出てきた案などについて意見交換するような会も実施されました。検討の結果としては、①の契約の一部未履行が認められた場合の契約代金額の返還については、はじめの規程では行政が一方的に決めるというかたちだったのですが、区と法人が協議をして決定するという文言を条文に追加しました。②の拠点事業における「主要な材料」については、拠点事業における「主要な材料」って一体何を指すのかということをはっきりとさせていきました。③の情報公開については、どこまでの範囲の情報について述べているのか、法人側がどういった責任を負っていくのか、あるいは閲覧の求めに対して具体的にどんな手続きで受け付けて対応していけばいいのかということが明確ではありませんでした。そこで情報公開について事業評価とその公表について整理を

して、運用の詳細と様式を明示しました。閲覧の求めの対応については、行政に提出された場合は横浜市のルールに則った手続きを行い、横浜市が請求に応じる。運営法人に提出された場合には、運営法人のルールに従って応じていくという見解が示されました。しかし、法人ごとに取り決めが異なってしまって、同じ拠点を運営しているが区によって対応がバラバラになるということがあるので、18区統一された規程の整備が必要なのではないかと主張しましたが、この議論については時間切れになってしまいました。④のかし担保については、事業の進捗について、区と法人でその都度確認しながら進めていく協働事業において、かしという考え方そのものがなじまないのではないかと思います。25年度の検討段階から削除を求めましたが、契約書から削除はできないとのことでした。削除ができないということであれば、修正案を提案し、条文に「通常想定される注意義務を受託者が十分に行ったにもかかわらずかしが生じた場合」というかたちで、この場合はかしには該当しないということをはっきりとさせていく文言を付け加えました。また、「委託者は、契約の履行の目的物にかしが生じないように、受託者と協働で事業の行動計画及び執行について随時確認を行う。」というかたちで、委託者側の確認義務を追加しました。また、協働で事業を実施しているものにかしが起こりうるであれば、それはどういうことを想定しているのかをはっきりとさせる必要があるだろうということで、条文に「受託者と協議のうえ、印刷物の不備や小規模修繕における不備等、契約の履行の目的物にかしがあると判断したときは」と、かしの認定について協議する旨と、「目的物」の列記を追加しました。その後も情報公開とかし担保については検討を続けていこうとしましたが、現場レベルでのやりとりも相当煮詰まってきたり、その後の議論はストップしているという現状です。

最後に協働契約に移行したことによって感じている成果と課題についてですが、局と区の担当者と一緒に協働や契約について考える機会を持

つことができたということは大きなことだったと思います。そもそも1つの契約書のひな形でかなり多様性のある協働事業の全てについてカバーしていくことそのものがまず無理があり、事業に合わせてその一個一個を検討して修正を加え、ちゃんと合意していくのが契約として本当は当たり前ですが、これまでそれができていなかった。しかし今回は協働契約の導入によってできた。特に協働事業においてはそういったプロセスが大事な作業だったのではないかと考えています。また、契約の締結についても、区も法人も以前は手続的にハンコを押しているという作業だったのですが、協働契約に移行してからは条文の読み合わせが行われたり、事前に契約書の内容の確認作業をするというプロセスが取り込まれるようになって、そのあたりの意識もだいぶ変わったのではないかと考えています。課題としては、すべての条文について合意形成ができているとはいえないのではないかと考えていて、市民局で出している契約書のひな形や、条例の運用の手引き、さらには大もとになっている協働条例についても議論や検討を進めていくということが大事ではないかと考えています。



原：ありがとうございました。豊倉係長、この間のやりとりなどをみてきてどうでしょうか。

豊倉：目指すべき拠点の姿や契約などを区役所や法人、関係者全員で見直しをかける場を設けるといった意見交換を行い、合意形成の部分から一緒に関わってきたということが現在の拠点事業にもつながっていて、やはりそういったところを大切にこれからもやっていけたらと考えています。

原：ありがとうございました。拠点事業では森田さんの前段の説明の中であった「市民活動団体と行政の対等」というところや、「一般市民との緊張関係」というところを盛り込んで、契約だけではなく目指すべき姿のところも改訂し見直していくという作業をやってきていて、その合意形成こそが協働だったかなと思っています。以上2つ目の事例報告でした。ありがとうございました。

原：ここで、市民局市民活動支援課の岩岡課長から、今回協働契約書および協働協定書を結んでいる市内の団体あてに実施したアンケートについて中間結果を発表していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

岩岡：（横浜市市民協働条例及びアンケート結果について説明）

原：ありがとうございました。最終は3月に報告書にまとめていくのでしょうか。

岩岡：最終の形は報告書にまとめていきます。アンケートにご回答いただいた皆様は、率直なご意見をありがとうございました。これを踏まえて今後の改善につなげていきたいと思っています。ありがとうございました。

原：とつか区民活動センターの事例報告でもあったようなご意見で、評価については、協働評価だけではなくて事業評価もすべきであるとか、発表いただいた2事例で出されたたとえばひな形とか指針とか伴走者が必要だという課題もアンケートにはいくつか入っていたと思いますし、提案制度についても知ってはいる人たちは多いのだけど、なかなか活用できていないとか、難しいと思う人が多いのだなと思いました。この層の人たちの意見を参考にしていくことが提案制度を考えていくうえで大事になるんじゃないかなと感じました。ここで何かご意見とかご質問があれば、挙手をお願いします。

【会場からの発信】

発言者①：県全体からみて横浜だけが公設公営の市民活動センターが少ない。また横浜は市民活動

が活発に動いているのに、この市民活動センターに相談しない団体が半分くらいあるとか。すごくそこが私は変だなと思っているので、伺いたいと思いました。

岩岡：各区の区民活動支援センターが公営でやっている理由ということによろしいでしょうか。区民活動支援センターで民間のNPO法人などが民営で運営しているのは4区で、残りの14区は公営というかたちになっています。背景はいろいろあるのですが、もともと横浜市の歴史からすると生涯学習支援センターというのが昭和50～60年代にはじまりまして、それに加えたかたちで区民活動支援センターというかたちになってきています。従前の生涯学習支援センターというのは公営でやっていて、そういった理由もあってまだ公営の方が多いのではないかと考えています。

発言者①：契約というものはちゃんと進める団体がいると思います。そういう人達が集まってやってくれば、もっと横浜は元気になれると思います。頑張りましょう。

原：ありがとうございます。他にありますか。今日一番遠方からのご参加かと思いますが、和歌山市の方から弁護士の方がきていらっしゃると思いますが、いらっしゃいますか。契約に特化したモデルの条例を作られています日弁連の方です。ぜひ進捗や目的などをご紹介いただければと思います。

発言者②：私は日弁連の研究財団の方で研究をしております。協働というものの契約をするにあたって対等な立場が守られないことが多いということを横浜市の皆さんが課題意識を持っていると伺い、研究をしているところで、契約に関する条例というものを作ったらどうかという案をまとめているところです。私達がつくった案（契約条例）で重視したところは、話し合いがもたれるというところがないといけないこと。一方的に行政からこれをやってほしいとの指示が多いと伺っていたため、話し合いの場を設けるという手続きを条例に定めておくと。話し合いの場で話し合わなければいけない事項を列挙して、契約の途

中で何か疑問が起きた場合にも必ず話し合いの場を設けるように、契約の相手側から言及できるような仕組みを作ったらどうかと考えています。

原：全国の市町村の方から契約に関するコンサル的な相談も多いという中からこういうプロジェクトを立ち上げたとお聞きしています。ですので、これだけのことを民間の市民活動団体だけで押し進めていくのは難しいのは当然あるので、先ほど中間支援組織の話もありますが、世の中には行政法学者の方もたくさんいらっしゃいますので、そういう方々のアドバイスを受けてやっていくということは活動団体にとっても重要なのかなと思います。その他いかがでしょうか。

中島：今のお話もそうですが、話し合いが必要だということはずごく納得がいくし、森田さんのお話を伺っておりまして、契約上の条件として対等、公共性、あと緊張感を持ってということと、市民に対するメリットが明確であるということと、最後に適正さ、信頼性を担保する適正さということなのですが、こういう協働契約のむずかしさ、そもそも協働というものが行政だけでは担えないものということで、行政にとっては、事業の成果に対する不確実性があるものだと思います。適正さということでは、公金支出の適正さですけれども、適正というのは、一般的には支出した金額に見合う成果が出ているという状態なので、その成果自体を英語でいうとアウトプット、それを数字で見られるようなもので判断できると簡単ですが、そもそも市民活動団体に担ってもらう背景には、必ずしも数字で表せないような英語でいうとアウトカム、もしかしたらインパクトのようなそれぞれの利害関係者によってその成果が異なってくるようなそういう性質のものがあると思うんですね。ですから、その辺の適正さというのはやはり話し合いでしか解決できないという風にはお話を伺っていてすごく思いました。その成果や価値をどうやって考えていくかがすごく重要なかなと思います。仕様通りに決まっているものであれば委託で簡単ですが、どのようにその課題にアプローチするか手探りなもの、

あるいは最終的な成果が数字では表せないもの、そういうものをスタートの時点から話し合いによって、どんな事業を行うかから協働で行いつつ事業を組み立てていって、最終成果に結びつくというような方法も考えられるのではないかと。契約の中に社会的な成果というものを盛り込むというのはすごく曖昧なものを入れなければならないですが、成果というものを考えるとどうしてもそこを避けて通れないので、市民活動団体が協働において求められるその成果みたいなものを話し合いの中で考えていくというのと、あと、森田先生のご指摘に戻るのですが、市民活動団体の価値みたいなものを市民の間で共有できるような土壌を作っていくことが大事かと。そうすると、なんでその市民活動団体に頼む必要があるのみたいなところの議論をある程度避けることができる。契約というフォーマルな手続きとインフォーマルな時間のかかるものとを並行してする必要があるので皆さんのお話を聞きながら思いました。

原：ありがとうございます。価値をどうみせていくかという、契約はフォーマルだけど、インフォーマルな下支えがすごく大事なのではないかと、というご指摘だったかと思えます。それでは、森田さんから条例や契約についての提案、アンケート結果や2つの事例報告を踏まえてアドバイスをまとめていただきたいと思えます。

【今後に向けた提案】

森田：第一に、協働条例とは別に協働契約条例を作るというのもひとつのやり方で、意義もあるとは思いますが、個々の契約の内容は個別に考えなければいけないことからすれば、協働契約条例を作るだけでは問題は解決しません。むしろ協働条例の中に契約のあり方の基本的な点を規定して、個別の契約ごとに内容を検討するようにはと考えています。

第二に、今述べたこと的前提条件にもなりますが、法的な面でのアドバイスができるような中間支援組織が必要です。

第三に、契約内容について言うと、かし担保責任という考え方がそもそも協働事業の趣旨に反するのではないかという問題があります。これについては、まず横田さんの報告にあったように現状では受託者が注意義務を尽くした場合には免責されるという規定にまでなっており、無過失責任というかし担保責任の性格がすでに変わってきたともいえます。しかも近く予定されている民法改正で、かし担保責任の規定はなくなり、債務不履行の一種として取り扱われることになるようです。またそれにとどまらず、民法の大きな改正になるために、契約書や約款の内容全般を見直す必要が出てくるので、市としても内部体制を整えなければなりません。そして市の側がレベルアップすれば契約内容を個別に検討することも可能になると思います。

第四に、情報公開については、協働事業者が何をやる義務があるのかが明らかになっていない。指定管理者についてはガイドラインを作って条例に準じた開示請求への対応を求めていることを踏まえて、検討し明らかにしていく必要があります。

原：森田さん、最後にまとめをありがとうございます。条例だけでなく個別的なモデルが必要だという示唆だったかと思えます。本日は予想を上回る参加者で進められた分科会であり、アンケートの回収状況からも市民団体からの関心も高いことが分かりました。

今日は具体的な取組をご発表いただいた4人の報告者及び森田さんに改めて感謝したいと思います。ありがとうございました。



■全体会2

協働 Next ステージへ

【コーディネーター】

- ・松村正治
(NPO 法人よこはま里山研究所 NORA 理事長)
- 【登壇者】
- ・山根誠
(松見2丁目西部町内会会長)
- ・石塚淳
(三菱地所レジデンス株式会社横浜事業部)
- ・治田友香
(関内イノベーションイニシアティブ(株) 代表取締役)
- ・原美紀
(NPO 法人びーのびーの理事)
- ・吉原明香
(認定 NPO 法人市民セクターよこはま 理事・事務局長)

※前半、各分科会からの報告。

松村：協働条例の見直しの中で、協働を進めるためのステップアップを想定して、各分科会の報告がありました。

今までは NPO と行政との協働が進んできたかと思いますが、特に震災以降、福祉や環境、まちづくりなどの分野で地域社会の重要性は培われていますし、若い人の中では社会的な貢献をするときに NPO でなくソーシャルビジネスを立ち上げることも増えてきています。そういう意味では公共性を担う団体として、市民活動団体や行政だけでなく、行政の末端組織として見られがちな地縁団体や、企業の方々も巻き込んで社会的な事業を一緒にやっていく必要があるというのが Next ステージの1つのメッセージだと思います。

今回、「協働」をテーマにしたフォーラムに 180 人近い人が申し込んだことはものすごい資源だと思いますし、それらをどうやってコーディネートして社会的価値のある事業を創っていくのか。それが協働の Next ステージなのかなと思います。

そこでご登壇いただいている5人の方に質問をしたいと思います。これから、今までの協働を進化させていくための環境づくりを議論するわけですが、皆さんはそれぞれ、どんな環境づくりが必要だと考えていらっしゃるのか。

今回、企業や NPO に広くアンケートを行っています。その結果を踏まえつつ、登壇者の皆さまはそれぞれの立場、地縁団体として、企業として、NPO として発言をいただきたいと思います。

まずは原さんからお願いします。



原：色々ある中で、そのことがそれでいいのか気づかせてくれるネットワークは大切だと思います。今回、とつか区民活動センターの方も私たち拠点事業の方も、モデルとしてこういう風に作ったらいいよねとか、できたらいいよねとか、どの分野にも先駆者が市民活動の中に延々あって、その継承をしっかりとやっていくということ。法的なことは自分たちにはとても難しいですが、私たちの活動を後押ししてくれる存在はとても大切で必要だなと思いますし、行政だけの問題でなく、NPO などの民間が考えていかななくてはいけないことなのだと思います。このフォーラムを開催するにあたり、実行委員会で企画検討をしましたが、私はこのような場がとても大切なものだと思います。多様な市民活動の人たちが集まって同じテーマや目的に向かって議論するのはあまりないので、このネットワークであるとか、考え合える場というのは自分たちの成長のためにも大事だと思います。3年見直しだから今日で終わりではなく、続けていくことが大

事だと思えます。せっかく条例ができたので、あるものをしっかり自分たちが獲得していくプロセスは大事ですし、足りないところはしっかりと肉付けしていくという責任は私たちに委ねられているのかなと思っていますので、ラウンドテーブルは大事だなと思っています。自分たちの洋服に似合うものを着れていけるような努力をやっていくことが大事かなと思っています。契約を難しいと思う方もいると思いますが、やはり NPO や市民活動団体はどんなに小さな活動でも理念なき活動はないと思っているので、象徴である協働条例のあり方は一部の人間で話し合うものではないと思います。前段、中島先生の話で2つの協働の話のもしかしたら垂直的協働の中に入るのかもしれないし、やはり新たな公共の担い手となっている以上、ここをしっかりと市民目線でより良いものに変えていく努力は義務なのかなと思います。企業や地縁組織もそれは変わりません。行政との間だけではなく、その関係性をどのように納得のできる事業として活動にしていくのかというところの合意形成は大事にしていきたいと思えます。具体的などこではひな形の見直しと条例の活用事例を増やすこと。その不具合や成果から肉付けしていくこと。森田弁護士もよく言っているが、横浜市こそ自治体のモデルを出していく可能性や意味があるのではないかなと思っています。福祉のあり方も多様で協働でないで解決していけないものがある。小さい自治体の方が面白い取組をしているかもしれないけど、市民自治でやってきた横浜だからこそモデルを出していくということが国の制度のあり方の見直しや民法改正だとかに役立つのではないかなと思っています、現場からの発信の大事さを分科会からも感じました。以上です。



松村：非常に包括的なまとめでした。それでは次に吉原さんお願いします。

吉原：協働に取り組む NPO の方々へのアンケート結果も踏まえてお話ししたいと思います。実は協働契約や協働協定書を締結している団体さんには、かなり詳細な内容のアンケートを行ってまして、それを拝見し、大きく2つと捉えてまとめました。

1つには、「協働を進める上での課題とその解決策」という設問に対して、「地域の課題と一緒に考える仕組みがない」ということがありました。地域福祉保健計画の取組があるとは言え、もっと小地域のところでも、テーマ別でも、考えていきたいという気持ちのあらわれかと思えます。

団体や様々な主体を繋げる人や機関が必要、地域課題に対する行政の情報提供も必要、すなわち『コーディネート機能の充実への期待。そして地域の課題やその展望などを議論できる機会。これらをもっと細やかにあった方がいい』ということでしょう。

そしてもう1つ、協働事業を提案する先と協働の相手方へのつなぎの役割。それから実施や検証などを含め協働事業をスムーズに進めていくための調整役・アドバイス機能の必要性。すなわち『個別の提案や問題に対してのワンストップ窓口設置』ですね。

アンケートからは、職員によって協働に関する考え方に差があること、自立性や自主性を尊重することが守られていないと感じる部分があるようでした。委託事業の感が拭えないといった書き込みもありました。

そこで、何か良い事例がないかと思って見つけた事例が2つあります。1つ目は京都の NPO パートナーシップセンターです。こちらは京都府がやっていて、公共員という公務員でない方が配置されています。地域の課題解決に向けて自ら進んでできることを持ち寄って集まり、互いに補うように繋がることで暮らしを豊かにするということを応援する。これまでの組織の枠組みを超えた協力や対話、理解を促すといったような機能です。

もう1つは岡山に「繋がる協働広場」というのがあります。協働のコーディネーターがNPOと行政から各2名配置され、協働のワンストップ窓口をやっています。

横浜市では、御存じのとおり、2020年6月新市庁舎の完成に伴い、1階フロアの一部に市民協働スペースが設置される予定ですが、アンケートを見ていると、こういう機能も3年半後では遅いのではないかと実感しているところです。

また、センター的な機能に加え、地域の課題解決や魅力アップに向けた人や組織を繋ぐコーディネート役がもっとたくさん必要だと考えています。今ここにおられる180人参加者の方々がまさに、その一線じゃないかと感じています。地域でネットワークの役割を実質的に果たしている方々などとの重層的なネットワークが市民協働スペースには求められると思います。

また今後は制度化につなげていくような「垂直の協働」の後押しだけでなく、小地域や小規模な課題解決を含む、地域の中のゆるやかなしくみづくりを多様な主体で行っていく、「水平の協働」の後押しもさらにできたらいいのかなと思っています。以上です。

松村：ありがとうございます。非常に具体的な提案をありがとうございました。それでは治田さん、お願いいたします。

治田：吉原さんからもお話ありましたが、この協働フォーラムを行うにあたって、各主体にアンケートを取らせていただいて、その中では地元の企業さんからも答えていただきました。区役所や地域で企業がやっている具体的な活動を教えてください。ということで色々聞いています。そこでは、企業のイメージアップにかかる清掃やボランティア活動や社員の成長の一環として実施しているという形や地域への貢献を何らかの形でやりたいというもの、企業活動への理解を促したいというものもありました。少し残念に感じたのは、アンケートの回答先を見てみると、今回御登壇の三菱地所さんからの回答もありませんし、地元企業で色々なことをやっているところにも届いて

いませんでした。困っていることはなんですかという問いに対して、行政からの情報が少ないというのが一番に挙げられているくらいで、やはり情報の発信の仕方、あなたにこのことで是非、事例発表をしてほしい。というようにしていかないと広がっていかないのではと思いました。私がか用意した簡単なまとめになってしまうのですが、今日の発表の感想を交えてのものにもなりますが、誰の笑顔が見たいのかというのが協働の仕組みづくりにすごく大事なのかなと思いました。NPOと行政の協働を進化させるものではなく、そこから生まれてくる効果や成果が何なのか。を問うべきだと思いますし、その段階に入ってきていると思います。今日の事例の中では、三菱地所さんがサウンディング調査の中で、ふらっとステーションとつかさんとの協働でコミュニティカフェを運営するという事例がありましたが、そこにあったのは、非常に具体的なものでした。ふらっとステーションとつかさんが、一定期間ちゃんとした条件のもとでマンションの共用部にかかる取組として運営できるということを重要事項説明書に取り込むというのを話していたんですが、これはとても大きなことで、色々なところに展開できると思うんです。それを一文入れたからといって、事業者として決定するわけではありませんが、NPOと企業の対話の中で、NPOの存続だけでなく、地域にとってこういうサービスが必要だということで、顕在化させたことで出てきた仕組みだと思っています。その部分をきちんとやるのが環境づくりに必要なのではないかと思います。その流れでいきますと、協働の目的が何なのか。プロセス、それから知の共有。そういった仕組みも含めてですが、まち普請でいえば、どうしても500万に目がくらむところですが、そうでなくて、それにエントリーしたことによって色々なサービスや知見が得られるわけです。そういう多種多様な人たちとの連携を仕組みの中に埋め込むことがすごく必要ですし、良いパートナーと巡り合うということも仕組み作りですごく大事だなと思っていて、皆さん、どんどんアンテナを張っ

ていただいて、行政も変化させていくような勢いを持って当たるべきなのかなと思います。なにより、楽しくなくてはダメかなと。クールな協働と書きましたが、話をしなければならぬことは非常に大切ですが、人を巻き込むには楽しくなくてはならないし、成果も出なくてはならない。そういう部分が共有できていないと議論の方向が全然違うものになってしまうし、私自身、協働は単なる言葉であって、最終的にはなくなってしまう、マインドとして共有化されていくことが大事だと思っています。そこまでいくには、NPOも企業も行政も、それぞれが自立して信頼関係が持てる。それでクールな協働ができたと思います。以上です。



松村：ありがとうございました。クールな協働、いいですね。次は石塚さんよろしくお願ひいたします。

石塚：協働を進化させる新しいアイデアということで、今回、私どもが分科会で御説明させていただいた内容は、物件の前提条件は公民連携による市有地活用事業というところで、いわゆる市有地跡地だからという部分がポイントとしてあります。ただ、企業活動として、私どもの会社は住宅を継続的に分譲していく中で、この市民協働条例というものを、限りある市有地の活用事業だけでなく、どのように広めて行けるのかということが今後、課題になるのではないかとお思います。私どもはいくつも物件を作っているわけですが、横浜市の中でも色んな相手先、部局の方がたくさんいます。地域の課題を聞く中で、地域の要望を実現する手続きの中で市民協働条例を活用して、

企業側として提案したい時に、そこの地域に携わる各部局の方々を集めて、話を聞く場を市民局さんに作っていただいただけでも地域の課題を解決する1つの入口としてできやすくなるのではないかとお思います。そこで、先ほど説明した市有地以外の事例を説明しましたが、周辺の町内会で維持管理されている防犯灯を企業のまちづくり、物件づくりの中で反映していくとか、少しずつの努力とかの中で、その地域が少しずつ良くなっていくのではないかとお思います。是非、民間企業が開発などをするとき、地域と手を取って、より良い街並みが増えていくといったことが広がってほしいとお思いました。以上です。

松村：ありがとうございました。是非、企業の持っている様々な資源を活用していただきたいとお思います。今までそのような窓口はなかったようにお思いますので。では、山根さん、よろしくお願ひいたします。

山根：私は自治会町内会関係の代表みたいな形で来ていますが、あくまでも、私が関わっている神奈川区松見地区のことでしか申し上げることができません。まず、町内会組織というのは上から下までずっと行政からの委託・依頼組織がありまして、区連長という一番偉い人がいて、その方々が18区集まって会議を行う。その会議で決まったことが区に降りてきて、区の中では区連長会議がありまして、その会議が終わった後に町内会長に情報が下りてきます。その4段階で色々な情報や依頼ごとが下りてくるので、町内会長は、こういう情報提供がありましたよ。犯罪情報や詐欺情報はこうなっています。と、活動の半分はそれをつぶれてしまいます。残り半分は、私たちの街で困っていること、そもそも町で町内会が必要だという意味は安心して住み続けられる街を作ろうということが基本的なベースです。

私であれば、笑顔であいさつ、松見町、住んで良かった松見町という言葉を出発点にして住民活動をやっています。

先ほど、色々な立場で協働を考えてこられて発表されましたが、恐らく一番遅れているのが自治会

町内会なのではないかと思います。理由は色々ありますが、NPOは具体的なミッションや活動目標があるので、それを共有して繋がるのでやりやすいですが、自治会町内会には経年的な活動はあるけど、新しく何かをすることはなかなかない。各地域で温度差や地域差があるので、鶴の一声で全てが決まるような世界もあります。そういう温度差をきちんと踏まえた上で、解体と再生がテーマになると思います。若い世代も入ってきて、何でも言えるフランクさみたいなことを環境として作っていくことが多分、再生になっていくのだろうという気がしています。私は45歳で町内会長になって26年経ちますが、当時は若輩者も良いとこで、使い走りばかりやらされていました。その頃の町内会長さんが連長さんになり、今はその世代の方が仕切っています。協働にいきつくまでは、ほど遠い距離感があります。でも実際には先進的な地区もあり、行政との取組が始まっています。今、ユーザーマッチングモデル事業という地域での色々なお困りごとに対して支援できる人と、支援して欲しい人について、町内会全世帯に調査を行って、その方々を支援するミニボランティアセンターを作るということで、その機能が年度内にまとまって、来年春スタート予定です。もう1点は、子どもの貧困に対しての食の支援をなんとかしようという議論を校長先生や様々な関係者が入った連絡会でしています。町内会という立場でも顔の見える関係づくりをベースに作りながら協働を改めて、進化させていきたいと思っています。

松村：ありがとうございます。気が付けばもう17時です。最後に私がコメントして終わりにしたいと思います。

原さんからは中間支援の話がありました。具体的にどうするのかというところで、吉原さんから京都や岡山の事例紹介がありました。一方、2020年の横浜市庁舎の建て替えの際に市民協働スペースができるということで、今、そのあり方について議論しています。そこではより良い市民協働が可能となるよう、例えばワンストップサービス

であるとか、コーディネートできるといったような場が作っていただけたらと思っています。

2つ目はこういう議論をする場が必要だということ、3年ごとにフォーラムをやっておしまいではなく、むしろスタートだという話も出ていました。今回は条例ができて初めての協働フォーラムですが、それを次に生かしていくことが必要だと思います。今ここで聞いている皆さんの力が加わって、もっともっといいフォーラムにしていけたら、毎年できるかもしれないとも思います。

企業や地域についてもコメントしたいと思います。治田さんのご発表の中で成果を出していくという話がありました。私自身、これまで行政と協働する経験が何度かありましたが、協働自体を目的化してしまっていて、あまり良い成果がでていませんでした。ただし、十分に経験を積んでいるので、これからは、成果を出していかないといけないと思います。その際に、枠組みを狭めるのではなく、もっと広くさまざまな方々に入っただけで、企業の方にも入っただけなら。ただ、それには協働の場みたいなものがないと思うので、中間支援組織などが場を広げていくのは大事だと思います。

地縁団体の話ですが、今までは遅れていたという話がありましたが、ほとんど全戸加入で入っている町内会はすごい資源だと思います。地域のネットワークはとても大事ですし、1人1人に寄り添うといった時に地域というのは一番の現場ですから、そこから考えるというのはとても大事だと思います。地域社会の中でボランティアセンターを作る話が出ていましたが、それを実現できてしまうだけのネットワークや可能性を秘めています。区版のセンターなどに行かなくても地域にボランティアセンターがあったら、課題をそこで解決できてしまうのかもしれない。これからますます色々な発展の仕方があるのかなと思いました。

水平的な協働と垂直的な協働という話をしましたが、まず私達1人1人が水平に繋がり、自分たちが想いを持った時に声をあげる。そして、

声をあげると気がつく人がいます。声をあげたとき、それを手助けする人と繋がります。ただ、横に繋がるだけでは解決できない問題もあるので、その時に行政の仕組みを使って、垂直の方向にも支援してもらおう。その時には、協働の契約のことで頭を悩ますことがあるかもしれませんが、横浜はすごく幸いです。原さんたちのように、そうしたことをずっと検討してこられた人達がいる、繋がることができます。そういった資源を私たちはたくさん持っているの、協働契約は難しいとだけ思ってしまうのはもったいないでしょう。

協働とは、自分が周りに持っていくという話だけでなく、周囲から巻き込まれる可能性もあり、巻き込まれていやおうなしにやっていたら楽しいというのが協働の醍醐味でもあります。皆さんの中には、他人事ではなくて自分事として捉える何かがあったはずだと思うので、是非それを抱えて、次の協働フォーラムで、またお会いできたら嬉しいです。それでは、5人の登壇者の皆さまありがとうございました。



区局協働事業所管課へのアンケート調査結果について

■調査目的

市民等と協働契約や協働に関する協定等を締結して、協働事業を実施した所管課を対象に、条例に基づく制度の運用状況等について調査しました。

■調査対象

市民等と協働契約や協働に関する協定等を締結し、協働事業を実施した所管課（41課）

■調査期間

平成28年12月～29年1月

■回答状況

41（回答率100%）

① 協働契約を締結することで、その協働事業において条例第8条の「市民協働事業の基本原則」が実現できましたか。

選択肢	回答数	割合
5. とてもできた	5	14.3%
4. まあまあできた	24	68.6%
3. どちらともいえない	4	11.4%
2. あまりできなかった	2	5.7%
1. 全くできなかった	0	0.0%

《上の数字を選んだ理由について（自由記載）》

5 とてもできた

1	・事業を行う市民等の機動力を活かし、事業を円滑に進めることができた。 ・事業について情報提供できる場を設けることで、事業についての理解を深めることができた。
2	事業開始前に事業目的や役割分担を明確化しているため、区と法人が目指す目的がぶれにくく、同じ方向を向いて事業を進めることができる。また、事業終了後の事業評価が必須となっていることから、現状を分析し改善するスキームが必然的に備わっている。
3	市民と行政が事業目的を共有し、対等の立場で意見を交換し相互に理解を深め、それぞれの強みを活かし協力しながら事業を進めることができました。

4 まあまあできた

1	月1回の定例会議に限らず、必要に合わせて、お互い主体的に事業について協議して進めています。行政だけではなく、民間の視点から意見をもらうと考え方や事業アイデアが豊かになります。
2	定期的な打合せの場をもって情報共有を行いながら、団体のもつ知識やネットワークを最大限に活用することができた。毎年、明確なテーマ設定や役割分担を行いながら事業を実施したため、協働契約が終了した後も、団体・区役所それぞれの事業として継続させることができた。事業内容を広く伝えていくため、広報紙を作成したり、団体・区役所それぞれがホームページを更新するなどした。
3	区民ニーズに合った利用しやすい事業にするため、何度も話し合いを重ね、それぞれの得意とする分野で力を発揮しながら事業ができたと思う。
4	三者で協働契約を締結し、基本原則に基づきながら、三者がそれぞれの強み・ネットワークを活かすことで、内容の充実につながることができた。一方、事業実施者が多く、役割分担等が必ずしも明確でないところがあったため、契約締結時だけでなく、事業進捗に合わせ、適宜役割分担を明確にする必要があると感じた。
5	日頃、職員が把握しきれない市民の声（当事者ならではの視点や発想）を活かした事業の実施につながった。市と市民等が捉えていた課題を共有することで、課題解決のための事業を実施し、来年度拡充する予定。
6	通常の契約では難しい、企画・構想段階から協働することができる
7	契約書において事業目的・役割分担を明確にすることで、委託者と受託者が事業目的を見据えながら対等な立場で事業を進めることができています。
8	相互の役割分担を明確にし、それぞれが役割に応じた責任を果たすことはできたが、NPOと行政という立場の違いから、事業の進め方や目的について意見が異なることが多少あった。
9	協働契約を締結することにより、それぞれの役割に応じた対応をすることができたり、事業の進捗状況に応じ、情報交換をしながら事業を進めることができました。

3 どちらともいえない

1	事業内容自体は十分に実施できていると思いますが、協働契約を締結することで、よりよい事業になったかどうかは不明です。 ・契約内容では分けているつもりでも、区と法人の役割分担が不明確でした。 ・協働契約を締結することで、区と事業者双方の業務量が増加しました。
---	---

2 あまりできなかった

1	協働契約（委託型）を行わずして、事業の目的は達成することが出来た。協働契約（委託型）は従来の委託と実質的には変わるものではなく、新たな書類の作成、関係部署との調整など、時間と労力を余計にかけるものであった。
---	---

② 事業終了後の評価はその後の事業に活かされたと思いますか。

選択肢	回答数	割合
5. とても活かされた	3	8.6%
4. まあまあ活かされた	24	68.6%
3. どちらともいえない	8	22.9%
2. あまり活かされなかった	0	0.0%
1. 全く活かされなかった	0	0.0%

《上の数字を選んだ理由について（自由記載）》

5 とても活かされた

1	前年度及び5か年の評価を踏まえ、今年度及び次期5か年の重点目標や役割分担が決定した。
2	年度内に事業の振り返りを行い、次年度への改善につなげている。

4 まあまあ活かされた

1	区と法人で定期的に事業の目的やそれぞれの役割分担について振り返る機会となり、今後の事業の進め方やそれぞれで行っている事業・取組の共有や意見交換を行うことができた。
2	事業終了後も対等の立場で接し、理解を深めることができた。
3	事業終了後の評価を踏まえ区の役割を区の他の事業にも落とし込むことができた。
4	評価をもとに、改善できるところは見直すなど、事業に反映している。
5	事業評価を行うことで、反省点を次年度事業企画の際に参考とすることができただけでなく、講座受講生に対する今後のフォロー等についても方針を共有することができた。
6	・振り返りをする中で、相互理解が深まり課題が明確になり、その後の事業に生かすことができた部分もあった一方で、あるべき姿の共有が難しい事業もあり、改善につなぎきれなかった部分もあった。 ・評価指標があいまいなところがあり、協働事業として評価することが難しい点があった。（それぞれの役割についてのみ評価指標があり、それを踏まえての事業全体の評価指標がなかったため）
7	相互に検証し合うことで、今後改善が必要な点などが明らかになり、次年度の事業の計画や実施に役立てることができた。
8	今後改善が必要な点を委託者と受託者が共有することで、次年度の事業への反映がスムーズにできている。
9	事業の周知方法について、お互いの役割を確認しながら、改善して取り組むことができた。
10	互いに事業の評価を行うことで利点や改善点が明確になり、次期事業へ反映するなど、その後の事業に活かすことができました。
11	相互評価し、意見交換することで、事業を点検するいい機会となった。

3 どちらともいえない

1	評価項目が多いため、評価自体に時間を費やしてしまい、その活用をどのように実施するかの話合いの時間がとれませんでした。
2	翌年度の事業計画改善の指針となったが、実施するまでには至らなかったため。
3	事業方針の考え方の違いもあり、評価を活かすところまでは至っていない。

③ 協働契約の制度や評価の仕組みについて疑問や課題と感ずることはありますか。また、協働契約や評価の仕組みをよりよくしていくために必要なことはありますか。

1	協働契約というものの自体が説明を聞かない限り市民にとってわかりづらいため、仕組みが見えづらい
2	市民協働事業の基本原則が理解できていれば、契約方式にこだわる必要はないと思います。市民にとってメリットになっているのであればどちらでもよいと思います。
3	協働契約に関し、区・法人双方の事業の本質の理解や活用の好事例の共有が十分進んでいないと感じる。協働契約の良さを活かしていくには、通常の委託契約との違いを踏まえ、区・市民等それぞれにどのようなメリット（デメリット）があるのか等について、協働契約について解説する手引きや研修会等の実施が必要と考える。
4	協働契約について私たち担当者としても曖昧な部分が多いため、もう少し周知する必要があると思います。解説する手引き等があるとよりよくなると思います。委託契約と協働契約の違いについて、特に説明をお願いしたいです。
5	契約の相手方と普段から意思疎通を図ること。
6	協働契約を結ぶ際の事務（締結にあたっての起案例や負担金に関する事など）に関する手引きや研修があると、後任者への引き継ぎがスムーズに行えると思う。
7	評価項目の量が多いうえ評価基準の内容が複雑で理解するのに時間がかかるため、事務量的にはかなりのボリュームになっています。ですので、評価にあたり、協働の相手方と行政との間に立ち、評価のポイントを整理して進行してくれる仕切り役か、それを担当者が行えるようなマニュアルが整備されると、効率よく事業が運用できるので助かります。
8	協働契約は普通の委託契約よりもはるかにマネジメント力が必要とされるので、そのあたりの認識が甘いまま開始すると途中で認識の齟齬が起こることが考えられる。目標や役割分担、スケジュールについてより確認作業を密に行うことが必要。
9	<ul style="list-style-type: none"> 協働契約における委託型の形式については、一般的な委託契約とどのように異なるのか（役割分担や協働の概念と委託という契約形態の親和性など）疑問を持っています。 決められた様式がないことから、各協働事業の評価項目等の共有を図っても良いかと思います。
10	協働契約の概念について、法人に説明することが難しい場面があったため、手引きや研修会（職員向け、法人向け両方）を充実いただけるとありがたいです。
11	評価について、作業が煩雑になりがちで業務量の増加を招いていると思う。
12	通常の委託事業ではなく協働契約を結ぶことで、事業目的や評価基準について理解のすり合わせに時間がかかる。協働契約先と同席で、マニュアル確認や研修会を受講し、理解を深める時間は大切である。
13	<ul style="list-style-type: none"> 具体性を持った目標設定をした方が評価し易い。 年度途中の目標到達度の確認をしていなかった。次年度は実施していきたい。
14	<ul style="list-style-type: none"> 協働契約書の雛型において、不要と考えられる条文が多くあるため整理が必要。 事業評価において、事業開始時に委託者と受託者が協働して事業計画を作ることが前提となっているため、事業計画段階での相互チェックの仕組みがあると、計画→実施→評価の流れを意識しやすい。
15	協働契約書の条文について現場の意見を聞いて改善してほしい。
16	本来は柔軟に対応できるはずである協働契約であるが、委託型は従来の委託と同様柔軟な対応は困難である。柔軟な対応ができるようにするために、契約方法を見直すとともに、経理部門への理解を進める対応が必要である。
17	事業目的、目標の十分な相互理解や役割分担のもと円滑に事業実施を行う必要があるが、行政に人事異動も多く担当が変わると対応が違ってしまいう可能性がある。協働事業を実際に現場で担当した職員の苦労話や経験談の聞ける研修があるといい。

④ 市民等と協働で事業を実施することについて、良いと感じる点や、課題と感じる点を教えてください。

■良いと感じる点

1	行政の中だけでは見えない視点のポイントや、アイデアの提案があり新しい事業が生まれやすい
2	専門的な視点が入ることで事業内容を高めることができる。市民ニーズに近い事業を行うことができる。
3	<ul style="list-style-type: none"> 市民等ならではの機動力を活かし、事業を円滑に進めることができる点 区のネットワーク機能と事業者のより地域に密着したネットワーク機能を相互に活用できる点
4	行政単独で実施するよりも、事業に対して柔軟に対応できる
5	基本原則において、区と法人側が対等の立場で事業を進めることを明確化しているため、法人の主体的な取組や提案が通常の契約以上に期待できる。
6	市民の意見を普段の業務以上に反映することができるため、より課題解決につなげていくことができる。
7	お互いの長所を生かした事業展開ができること。
8	柔軟性やスピード感のある対応など、民間団体の強みを発揮できる。

資料3：区局協働事業所管課へのアンケート調査結果について

9	地域活動のきっかけを支援するための実績と経験が蓄積されている協働契約先と共に事業を進めることで、区役所が持たないノウハウ(発想力、企画力、区内の地域活動に関する知識など)の提供を受けることができる。
10	フットワークの軽さを活かして、迅速な対応ができること それぞれのケースに応じて、きめ細かく対応ができること 自由な発想で、新しいアイデアを取り入れながら柔軟に事業を進めていくことができること
11	単に委託する関係ではないため、企画段階からともに方向性、目指すべき姿について検討できる点がよいと感じています。
12	それぞれの団体のもつ強みを発揮できること。様々な団体と協働することで、より質の高いサービスを提供できる。協働事業をきっかけに、「自分たちのまちは自分たちで作る」という、住民の意識を高めることができる。
13	行政だけでは難しい取組が可能となり、ノウハウも学べる。
14	請負契約とは異なり、委託者と受託者が各々のノウハウを持ち寄って事業実施に生かすことができる点
15	お互いの弱点を補い、強みを利用して充実した事業を行うことができる。
16	・相手方の持つ人的ネットワークや事例を活用して事業の幅を広げ、効果的、効率的な事業展開ができる。 ・職員の能力開発を行うことができる。
17	当事者の意識が高まり、意欲の向上につながる。 市民の理解と協力が得られやすい。 広報の幅が広がる。 相互の役割分担が明確になる。
18	団体のアイデアや強み(ネットワーク・手法など)を活かした事業企画・運営により、行政だけで推進していくことが困難なテーマにも取り組むことができ、市・団体ともに活動の幅を広げることができる点
19	役割分担が明確になるところ
20	市民等の持つ課題意識を基に、行政にはない発想やノウハウを活かしながら事業を実施することで、互いの強みを活かしながら地域課題をより効果的かつ効率的に解決することができること。
21	協働で事業を実施することで共通認識を持ちやすくなる。一緒に汗を流すことの喜びを両者が手にすることになること。
22	行政が持っていないノウハウや専門知識を事業に生かすことができる。
23	・対等の立場で事業を推進することや本市と事業者の役割分担が明確になることなどにより、互いに責任を持って事業に取り組んでいること ・情報公開の規定があることで、透明性のある事業推進ができていくこと

■課題と感ずる点

1	認識や組織の目標が違うことに苦勞することがある。
2	・区の担当者が頻繁に変わる中で、市の規定等について説明しなければならない点 ・限られた時間の中で、効率的な振り返りと話し合いを行わなければならない点
3	事業の企画から実施までのスケジュール感覚が違う。
4	事業者からの要望に対して、人的・予算的な面で区が対応できない場合がある
5	協働の事業展開のしかたは当課の他の業務と比べてなじみが薄いこともあり、その理念を理解するまでに時間がかかる。また職員により認知のされ方に差がある。振り返り作業等に係る時間がかかり業務負担が大きい。
6	事業全体の進捗に影響が出てくることのないよう、役割分担をしっかりと行いながら進めていく必要がある。期限やスケジュールに対する考えなど、お互いの認識を逐一共有していく必要がある。
7	事業の質を担保するために、行政側の負担が大きくなりがちです。「協働」についての共通認識を持ちにくいことも課題と感ずています。
8	お互いの強み(行政のやれること、市民等の思い)のすり合わせが必要。
9	デメリットとして、互いの意見を集約し協議を必要とするため意思決定のプロセスに時間がかかる。
10	細かい調整が必要なので、業務が増加する。
11	事業に対する互いの認識や評価の齟齬について、時間をかけて調整する必要がある。
12	事業の目的、目標の共通認識をはかる難しさがある点
13	契約書に明記できない役割分担の細かい部分について、委託者と受託者のどちらが行うのか、都度認識を共有する必要がある点
14	一つの目標に向かって、複数の主体が取組を進めるため、意思の疎通を十分にとる必要があり、はじめての事業の場合は特に、頻繁に打ち合わせを持たなければならない。
15	事業評価については、事務作業が多すぎ、お互いに事務負担となっている。
16	協議・調整等に時間がかかる。人事異動が多く担当が変わると対応も変わってしまう。
17	・事例が少なく、事前にイメージを共有しにくいところ ・参加者等の一般市民から見ると行政事業のため、行政が責任を持ってやるべき、やるはずであると思われがちのところ(協働事業者側の役割であることへの理解が得にくいところ)

資料3：区局協働事業所管課へのアンケート調査結果について

18	事業の効果についての客観的な評価をすることが難しい
19	対等な立場で事業を実施していくことに対して、行政側が慣れておらず、協働事業と言いつつも、事業によっては内容や進め方が、行政主導の従来の委託契約に近いものになりがちであること。 協働するもの同士が相互に役割や責任について十分に理解できていない場合、事業を前に進めることが困難になることも考えられること。
20	・継続事業について、本市担当者が変更になる際などには引継ぎが十分でないことがあり、事業者との認識に齟齬が生じることがあること ・事業者とのつながりが比較的濃くなり、かえって第三者の参入が難しくなっていること
21	協定締結時の趣旨が、時間の経過とともに薄れることがあり、継続的に確認し、有効に事業を進めることが課題。
22	役割分担等で想定していない部分について調整が必要なこと。

⑤ 横浜市市民協働条例第10条では、市民協働事業の提案（市民発意で市に対し、市民協働事業を提案すること）が規定されています。この制度が有効に活用されていくためには
どんなことが必要だと思いますか。

1	団体からの提案事業数を増やしていくために、団体側にとって申請手続きや契約の流れをわかりやすくしたものが必要。職員側は、団体から相談を受けた際に協働事業へ繋げるための手順の勉強会などを通して、事業の実現性を高めていく知識を身につける必要があると感じた。
2	市民の自発的な発意で提案ができる環境は制度的には整備されていると思いますが、特定のテーマが指定されていない中で、提案まで行うことは非常にハードルが高いのではないかと思います。行政がテーマを示すなどコーディネーター的な役割を担っていくことが、ある程度必要だと思います。
3	事業所管課からのアプローチもあると、市民等も提案し易いのではないかと思います。しかし、提案から契約までの流れについては、様々な規定等を確認しなければならず、複数業務を抱えている中で事業所管課からのアプローチは難しいと思う。
4	・市民協働事業の提案に関する職員及び市民等の理解を深めること。 ・市民協働事業の提案制度について、広く周知すること。
5	まず、市民の方により知っていただくことが必要だと思いますのでホームページやパンフレットを利用して周知した方が良いかと思います。また、職員でも知らない方もいると思いますので、分かりやすい手引き等があれば便利だと思います。
6	・啓発 ・日頃から顔のみえる関係を築き意思疎通を図ること。
7	提案に際しては事務の煩雑さなど、市民にとってのハードルをなるべく低くするとともに、提案方法など制度についての分かりやすい説明が必要。
8	協働事業そのものの認知度を向上させていく必要がある。団体側にとっては協働事業として発意できることを知らないケースが多いと思う。団体から協働事業関連の相談を受けたとしても、うまく協働事業に結び付けられないということがないように、職員側の協働事業に対する知識を深めていく必要がある。
9	事業実施のための予算の確保
10	市民協働事業の提案自体の知名度が低く、協働に関する知識を内部だけでなく地域とも共有していく必要があり、知識の共有によって市民等からの発意を促す。
11	・業務量に応じた柔軟な人員配置ができること。 ・事業の開始や終了にあたり、市民、行政双方の負担が少ないこと。 ・将来的には、ニーズに合わせて事業の見直しが必要となることも想定されるため、事業のスクラップアンドビルドが容易に行えること。
12	過去事例の蓄積と提供や留意すべき法令などについては、より深い学習と理解が求められると考える。
13	「協働」の具体的な状態像について、行政側も市民側も共通理解できるツールがあることが前提条件と考えます。
14	・活動の立ち上げ支援（既存団体とのマッチング、コーディネーター派遣等、企画段階からのバックアップ） ・財政的支援（補助金の交付等） ・広報協力（公共施設等へのチラシの配架、区のHP等での紹介）
15	地区担当制を有効に活用し、協働についての啓発や、市民からの提案の機会を促すなどの工夫が必要である。
16	市民協働事業について、どのような内容なのか含め、幅広く周知が必要だと思う。実際に制度を有効に活用するには、団体との関係性が重要になってくるように感じる。
17	定例会等、日頃の話し合いや、地域のネットワーク、区民の声や要望に対して、解決策に向き合ったり課題解決ができるように、区側が事業者の考えていること、思っていることを引き出していくことが必要。
18	前提となる本市の条件、モデルとなる事例を市民・事業者にPRする。本市内部においても事業所管課と成り得るセクションに実際の事例を含め周知を図る。

資料3：区局協働事業所管課へのアンケート調査結果について

19	市民等が市や区の補助金等を活用して実施している事業と、この制度との違いが明確でないため、この制度に該当するような事業がどこまでのレベルのものを求められるのか明確にした上で、より広くこの制度について周知を図ることが必要だと思う。
20	<ul style="list-style-type: none"> ・特に「提案」、「確認」の段階において条例所管課として担当職員による調整、判断など積極的な関与が必要。このことにより「市民」、「行政」間の不用な軋轢を防ぐとともに、区局間の判断のばらつきを抑えることができる。 ・「予算化」の段階においても、当該区局での予算措置だけではなく、条例所管課としてその予算の担保や独自予算の確保、予算配付などの枠組みが必要。 ・「まち普請事業」との関係性の整理が必要。
21	より多くの市民等に協働について理解を求め、提案を多くしてもらうことが必要。行政も限られた職員のみしか協働に携わらないため、協働事業を増やす必要がある。
22	(市民からの自発的な提案を促す) 制度の周知 (特定課題に対し、提案を促す) 行政の課題を市民に提供し、共有することで、市民からの提案を募集するような仕組み
23	役所と連携して事業を実施したい学校や市民団体はあるが、打診となる窓口を市民が探し当てられないケースや、相談に来られてもマッチングしないケースがあるため、総合窓口となる課の周知徹底を図る必要があると考える。
24	市民に対する制度及び事例等の周知・広報
25	意欲ある市民に対して制度の周知が十分でなく、提案の発意にまで至っていないように感じます。また、事例は少ないかと思いますが、協働とは何かという部分にとどまらない、事業スキームや事業実施における課題・注意点等といった実務的な研修等も職員向けに必要と考えます。
26	制度のさらなる周知（活用事例を示すなど）
27	<ul style="list-style-type: none"> ・市民提案を実施する際に必要な費用を所管課で用意するのは難しいので、市民局で一定の予算を確保していく等の対応が必要である。 ・市民からの提案に対してプレゼン等を所管課で行うことになっているが、所管課で行うとなるとその分の事務量が確実に増えていくため、人の手当が必要となるか、もしくは省力化をはかるため市民局で一括で行う等の対応が必要である。
28	提案を受けた事業を実施するためには、一定額をあらかじめ本市予算の中で枠として確保するなど、本市予算に反映するための制度化が必要です（昨今の財政難においては、提案を所管課で予算化することが非常に困難であるため）。
29	<ul style="list-style-type: none"> ・より幅広い対象に市民協働の仕組みの周知 ・具体的な市民協働事業の例を提示し公表（どのような内容であれば市民協働事業になり得るのか等）
30	予算の確保

⑥ 横浜市市民協働条例や、協働に関し、何かご意見等がありましたら、お願いします。

1	市民協働の推進によって市民が地域で生活しているからこそ、気づくことができる課題や解決方法を得られることは市政にとって非常に価値があることだと思います。しかし、協働の提案が増えた際に、行政側が多くルールで縛られていると、対応に必要な労力が非常に大きくなるのではないかと懸念があります。協働を推進するにあたり、手続きなどが煩雑にならないようにしていただきたいです。
2	協働条例の趣旨をPRしていく必要はあると思います。
3	市民が地域の課題解決のために、いろいろな取組にチャレンジでき、また、幅広い取組がたくさん行われるよう、多くの市民にとって利用しやすい制度となるような運用を期待しています。
4	今後の地域課題解決を考える上で重要かつ画期的な条例であると考えます。一方で、条例の表現上、提案をすれば受けてもらえるという誤解を招く可能性もあるため、提案者に求める条件などについて提示していく必要があると感じます。横浜にはもともと「共創」の考え方があり、双方がWINを取りながら協働を行うためのノウハウは蓄積されているので、そうしたものを積極的に取り入れつつブラッシュアップをしていくことを望みます。
5	相互理解のため協働事業者（NPO法人等）と一緒に協働のスタンスを確認できる研修の場などがあると良いと思います。
6	市民からの協働提案を受け身で待つのではなく、自ら市民に対し、協働事業を提案できるような職員の育成が必要と思われる。これまでは「協働」への理解を醸成する研修が多かったように思うが、案件形成におけるコンサルティング能力など、実務能力を高める研修なども必要ではないか。
7	定期的に事業の進捗状況の確認や評価を行うことで、互いに納得しながら事業を進めることができるが、調整に時間をかけすぎず、費用対効果をより高めていく努力が必要だと考える。
8	区局の協働の場、関連する会議等に市民活動支援課が積極的に関与し、協働が推進しやすい環境の醸成を図る。協働に関する研修はその補助手段にすぎない。
9	今後もさらに複雑化・多様化することが予想される地域課題に対して、横浜の特徴である市民力を活かして解決を図っていくためにも、より一層様々な主体と協働していくことが重要であると考えます。また、複合的な地域課題に対して、複数課を横断しながら対応できる体制づくり、土壌づくりを区役所内部で進めていくための工夫や仕掛けが必要と感じています。

横浜市市民協働条例の施行状況の検討報告書

資料

横浜市市民局市民協働推進部市民活動支援課

電話：045-227-7915 FAX：045-223-2032

E-mail：sh-shiminkatsudo@city.yokohama.jp